日 調 連 発 第 ６ ７ 号
平成３０年６月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「不動産登記記録例」（平成 28 年 6 月 8 日改正）の送付について（参考送付）

土地家屋調査士会から標記記録例の提供要請があり、当連合会から法務省民事局民事第二課へ提供方の依頼をしたところ、同課から別添のとおり送付がありましたので、参考までに送付します。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３８６号
平成２８年６月８日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記記録例の改正について（通達）

平成２１年２月２０日付け法務省民二第５００号当職通達「不動産登記記録例について」の全部を別添のとおり改正し，下記により実施することとしたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

１　今後の不動産登記の記録は，全てこの記録例によるものとする。

２　この記録例に抵触する従前の記録例（通達，回答等）は，この通達により変更したものとする。

表示に関する登記

第一　　土地の表示に関する登記

一　土地の表題登記

1　新たに土地が生じた場合　1

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３１番	宅地	３３００	００	平成何年何月何日公有水面埋立 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町二丁目２番８号　甲　某				

2　従来から存する土地で共有の場合　2

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３３番	畑	１０００		不詳 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町二丁目３番３号　持分３分の２　甲　某 甲市乙町二丁目３番３号　持分３分の１　乙　某				

3　不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)第75条の規定による場合　3

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３２番	宅地	２６５	００	判決（又は収用）による所有権の登記をするため 〔平成何年何月何日〕	

(注) 表題部所有者に関する登記事項は記録しない(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)第157条第1項第1号)。

4　法第76条第3項の規定による場合　4

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３３番	宅地	３６０	００	処分禁止の仮処分の登記をするため 〔平成何年何月何日〕	

(注) 表題部所有者に関する登記事項は記録しない(規則第157条第1項第1号)。

5　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第225条第1項による権利変換の場合　5

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３３番	宅地	３３００	００	平成何年何月何日密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による権利変換 〔平成何年何月何日〕	

(注) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令(平成15年政令第524号)第5条第2項の規定によって，一の申請情報で所有権の保存の登記の申請がされた場合は，表題部所有者に関する登記事項は記録しない。

二　土地の表題部の変更の登記又は更正の登記

1　所在の変更又は更正の場合

（一）行政区画の名称の変更　6

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
	甲市丙町二丁目			平成何年何月何日変更 平成何年何月何日登記	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	

（二）行政区画の名称の更正　7

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
	甲市乙町三丁目			錯誤 平成何年何月何日登記	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	

(注) 更正の登記の登記原因は錯誤とする。なお，登記原因の日付は記録することを要しない。

2　地目の変更又は更正の場合

（一）地目の変更　8

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
２５番	畑	９９０		余　白	
余　白	宅地	９９０	５０	②③平成何年何月何日地目変更 〔平成何年何月何日〕	

（二）地目の更正　9

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３

地図番号	余　白	筆界特定	余　白	
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
４５番	宅地	２４７	９３	余　白
余　白	畑	２４７		②③錯誤 〔平成何年何月何日〕

（三）地図作成作業の実施に伴う地目の更正　10

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
２５番	畑	９９０		余　白	
余　白	宅地	９９０	５０	②③錯誤、地図作成 〔平成何年何月何日〕	

３　地積の変更又は更正の場合
（一）地積の変更　11

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５５番	宅地	４９５	６８	余　白	
余　白	余　白	４４６	２８	③平成何年何月何日一部海没 〔平成何年何月何日〕	

（二）地積の更正　12

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
６５番	宅地	３８０	１６	余　白	
余　白	余　白	４００	００	③錯誤 〔平成何年何月何日〕	

（三）地図作成作業の実施に伴う地積の更正　13

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
６５番	宅地	３８０	１６	余　白	

余　白	余　白	４００　００	③錯誤、地図作成 〔平成何年何月何日〕

（四）筆界特定に伴う地積の更正　14

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	平成何年何月何日筆界特定（手続番号平成何年第何号）		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
６５番	宅地	３８０　１６		余　白	
余　白	余　白	４００　００		③錯誤、筆界特定 〔平成何年何月何日〕	

（注）規則第233条第2項の規定により筆界特定書等の写しの送付を受けた登記所にあっては「筆界特定」の記録は，「平成　何年何月何日筆界特定（手続番号○○平成何年第何号）」（「○○」には法務局又は地方法務局名を略記する。）とする。

４　地目の変更の登記と地積の更正の登記を同時にする場合　15

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３８番	畑	４００		余　白	
余　白	宅地	４２３　１４		②平成何年何月何日地目変更 ③錯誤 〔平成何年何月何日〕	

三　分筆の登記

１　甲土地から乙土地を分筆する場合

（一）甲土地・乙土地の表題部　16

（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	６９４　２１		余　白	
５番１	余　白	３９６　６９		①③５番１、５番２に分筆 〔平成何年何月何日〕	

（注）３筆以上に分筆する場合には，「原因及びその日付〔登記の日付〕」の記録は，例えば「５番１ないし５番５に分筆」のようにする。

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番２	宅地	２９７　５２		５番から分筆 〔平成何年何月何日〕	

（二）乙土地の登記記録にする甲土地の所有権等の登記の転写　17

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某 順位４番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
2	仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所仮差押命令 債権者　何市何町何番地 　何　某 順位５番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日贈与 所有者　何市何町何番地 　何　某 順位６番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号

（三）分筆後の甲土地及び乙土地の一部に当該部分を承役地とする地役権が存続する場合　18
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側１５平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（注）規則第103条第1項

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側１５平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（注）規則第103条第1項

（要役地）
要役地が承役地と同一の登記所の管轄区域内にある場合

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　東側１５平方メートル 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　東側１５平方メートル 平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第103条第2項

要役地が他の登記所の管轄区域内にある場合

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	平成何年何月何日 第何号	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル
付記１号	１番要役地地役権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　東側１５平方メートル 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　東側１５平方メートル

（注）規則第103条第2項，第4項

（四）分筆後の甲土地の全部に地役権が存続する場合　19
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　全部 平成何年何月何日付記
付記２号	分筆後の５番２の土地につき何番地役権不存在	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　乙土地には，転写を要しない。
　　２　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　全部 平成何年何月何日付記

（五）分筆後の甲土地の一部のみに地役権が存続する場合　20
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側３０平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記
付記２号	分筆後の５番２の土地につき何番地役権不存在	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　乙土地には，転写を要しない。
　　２　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日付記

（六）分筆後の乙土地の全部に地役権が存続する場合　21
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
何 付記１号	何番地役権抹消	余　白	分筆により地役権不存在 平成何年何月何日付記

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号

付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　全部 平成何年何月何日付記

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　全部 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（七）分筆後の乙土地の一部のみに当該部分を承役地とする地役権が存続する場合　22
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
何 付記１号	何番地役権抹消	余　白	分筆により地役権不存在 平成何年何月何日付記

（注）規則第104条第3項，第5項

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側３０平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（八）分筆後の甲土地の全部及び乙土地の一部に地役権が存続する場合　23
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　全部 平成何年何月何日付記

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側１０平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　全部 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　東側１０平方メートル 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（九）分筆後の甲土地の一部及び乙土地の全部に地役権が存続する場合　24
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　東側１０平方メートル

			地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	何番地役権変更	余　白	範囲　全部 平成何年何月何日付記

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町二丁目５番 目的　通行 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日分筆 承役地　甲市乙町二丁目５番１ 範囲　東側１０平方メートル 承役地　甲市乙町二丁目５番２ 範囲　全部 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（十）分筆後の甲土地及び乙土地に賃借権が存続する場合　25
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番賃借権変更	余　白	共同目的物件　何市何町５番２の土地 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 順位１番の登記を転写 共同目的物件　何市何町５番１の土地 平成何年何月何日受付 第何号

（十一）分筆によって共同抵当になった場合　26
（甲土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番抵当権変更	余　白	共同担保　目録（あ）第何号 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。

（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某 順位１番の登記を転写 共同担保　目録（あ）第何号 平成何年何月何日受付 第何号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	（あ）第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	甲市乙町二丁目　５番１の土地	1	余　白
2	甲市乙町二丁目　５番２の土地	1	余　白

（十二）甲土地について抵当権の消滅承諾があった場合，甲土地についてする職権付記　27

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1 付記１号	１番抵当権抹消	余　白	原因　消滅承諾 平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第104条第3項

（十三）乙土地について抵当権の消滅承諾があった場合，甲土地についてする職権付記　28

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	分筆後の５番２の土地につき１番抵当権消滅	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第104条第2項

（十四）甲土地について信託の登記がある場合　29

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 　何　某 順位１番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
	信託	余　白	信託目録第１００号 順位１番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	１番信託登記変更	余　白	信託目録第２００号 平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　変更に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	平成何年何月何日分筆により信託目録平成何年第１００号から転写	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		

２　一部地目変更による分筆及び地目変更の場合　30
（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
８番	畑	８２６		余　白	
８番１	余　白	４９５		平成何年何月何日一部地目変更 ①③８番１、８番２に分筆 〔平成何年何月何日〕	

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
８番２	宅地	３３０	５７	８番から分筆 〔平成何年何月何日〕	

３　地図作成作業の実施に伴う一部地目変更による分筆及び地目変更の場合　31
（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	

８番	畑	８２６		余　白
８番１	余　白	４９５		平成何年何月何日一部地目変更 ①③８番１、８番２に分筆、地図作成 〔平成何年何月何日〕

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
８番２	宅地	３３０	５７	８番から分筆、地図作成 〔平成何年何月何日〕	

（注）１　不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達。以下「準則」という。)第74条，平成16年3月15日付け法務省民二第731号民事局民事第二課長通知
２　地籍の100分の1未満の端数の処理については，規則第100条参照

四　合筆の登記
１　甲土地を乙土地に合筆する場合　32
（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３番	宅地	５５０	５０	余　白	
余　白	余　白	８２６	００	③４番を合筆 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　某

（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
４番	宅地	２７５	５０	余　白	
余　白	余　白	余　白		３番に合筆 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（一）乙土地に地役権が存する場合　33
（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側１２平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	１番地役権変更	余　白	範囲　東側１２平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第107条第2項

（二）甲土地に地役権が存する場合　34
（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　全部 要役地　何市何町何番 合筆前の何番の土地順位１番の登記を移記 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	１番地役権変更	余　白	範囲　東側３０平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第107条第3項

（三）甲土地と乙土地に申請の受付の年月日及び受付番号等が同一の地役権が存する場合　35
（乙土地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側１２平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号
付記１号	１番地役権変更	余　白	範囲　東側２１平方メートル 地役権図面第何号 平成何年何月何日付記
2	合併前の４番の土地につき順位１番の登記と同一事項の登記がある	余　白	平成何年何月何日登記

（注）規則第107条第2項(付記１号の登記)，第4項(２番の登記)

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町一丁目３番 範囲　東側１２平方メートル 承役地　甲市乙町一丁目４番 範囲　東側９平方メートル 目的　通行 平成何年何月何日登記
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日合筆 承役地　甲市乙町一丁目３番 範囲　東側２１平方メートル

			平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日及び登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第103条第2項，第107条第5項

（四）抵当権が合筆後の土地の全部に関する旨の付記をする場合　36

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番登記は合併後の土地の全部に関する	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　付記登記の年月日は分筆登記の年月日である。
　　２　規則第107条第6項

２　甲土地を分筆してその一部を乙土地に合筆する場合　37
（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
６番	宅地	４５２	８９	余　白	
余　白	余　白	３３７	１９	③５番に一部合併 〔平成何年何月何日〕	

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	３６３	６３	余　白	
余　白	余　白	４７９	３３	③６番から一部合併 〔平成何年何月何日〕	

（注）１　甲土地及び乙土地の一部を分筆して丙土地に合筆する場合には，丙土地の表題部中「原因及びその日付」には，例えば「６番、７番から一部合併」のようにする。
　　２　合筆後の土地の所有権の登記については記録例番号32参照。
　　３　規則第108条第1項及び第2項，準則第76条

３　地図作成作業の実施に伴う合筆の場合　38
（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
６番	宅地	４５２	８９	余　白	
余　白	余　白	３３７	１９	③５番に一部合併、地図作成 〔平成何年何月何日〕	

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	３６３	６３	余　白	
余　白	余　白	４７９	３３	③６番から一部合併、地図作成 〔平成何年何月何日〕	

（注）規則第108条第1項及び第2項，準則第76条，平成16年3月15日付け法務省民二第731号民事局民事第二課長通知

五　所有者の氏名等の変更の登記又は更正の登記

1　住所の変更の場合　39

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目５番　甲　某 甲市丙町２９１番 平成何年何月何日住所移転 平成何年何月何日登記				

2　住所の更正の場合　40

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目１番　甲　某 甲市乙町二丁目１１番 錯誤 平成何年何月何日登記				

3　氏名の変更の場合　41

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目３番　甲　某 乙　某 平成何年何月何日氏名変更 平成何年何月何日登記				

4　氏名の更正の場合　42

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町三丁目３５番　甲　某 乙　某 錯誤 平成何年何月何日登記				

5　住所及び氏名の変更の場合　43

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町一丁目５番　甲　某 乙市丙町３３５番　乙　某 平成何年何月何日氏名変更、住所移転 平成何年何月何日登記				

6　住所及び氏名の更正の場合　44

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町大字丙字丁３１番　甲　某 甲市乙町大字丙字丁２８番　乙　某 錯誤 平成何年何月何日登記				

7　国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査における地番の変更の処理に伴う土地の所有者についての住所の変更の場合　45

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目１５番　甲　某 甲市乙町二丁目１０２番 平成何年何月何日地番変更、国土調査による成果 平成何年何月何日登記				

(注) 国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和32年政令第130号)第1条第1項第2号及び第2項

六　所有者又は持分の更正の登記

1　所有者の更正の場合　46

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目３番　甲　某 甲市乙町二丁目１番　乙　某 所有者錯誤 平成何年何月何日登記				

2　所有者の持分の更正の場合　47

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町二丁目３番　持分３分の２　甲　某 甲市乙町二丁目３番　持分３分の１　乙　某 甲某持分　２分の１ 乙某持分　２分の１ 錯誤 平成何年何月何日登記				

3　所有者の持分追加の場合　48

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	（事項省略）			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	
所　有　者	甲市乙町２３番　甲　某 甲市乙町２３番　乙　某 甲某持分　２分の１ 乙某持分　２分の１ 錯誤 平成何年何月何日登記				

七　土地の表題部の登記事項の抹消(規則第8条参照)

1　土地の滅失の場合　49

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
１８番	雑種地	１５		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日海没	

				〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

2　重複登記の一方を抹消する場合　50

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	１５０	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		４番と重複 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

3　土地が不存在の場合　51

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
９番	田	１９		余　白	
余　白	余　白	余　白		不存在 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

4　法第157条第3項の法務局又は地方法務局の長の命令により抹消する場合　52

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
１５番	宅地	３６	６９	余　白	
余　白	余　白	余　白		不存在 平成何年何月何日何法務局長の命令 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

5　所有権の保存の登記の抹消により閉鎖する場合　53

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
２５番	宅地	１６５	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		所有権登記抹消 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（注）甲区の記載については記録例番号249参照。

6　権利変換により閉鎖する場合　54

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町三丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
２５番	宅地	３３００	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２２５条第１項の規定により抹消 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

八　河川法(昭和39年法律第167号)による登記

1　土地が河川法による河川区域内の土地となった場合　55

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	

2　土地が河川法による高規格堤防特別区域内の土地となった場合　56

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	３３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	

3　土地が河川法による河川立体区域内の土地となった場合　57

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	３３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（河川立体区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	

4　河川法による河川区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内の土地となった場合　58

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	３３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	

5　河川法による河川区域内の土地が同法による河川立体区域内の土地となった場合　59

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	３３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	

6　河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合　60

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　61

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	

５番	雑種地	５３０	余　白
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕

7　土地が河川法による河川区域内の土地でなくなった場合　62

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

8　河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合　63

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　64

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地	

				〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕

9　河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による河川区域内(高規格堤防特別区域外)の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合　65

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　66

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

10　河川法による河川立体区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合　67

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（河川立体区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　68

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

11　河川法による河川立体区域内の土地が同法による河川区域内(河川立体区域外)の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合　69

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（河川立体区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　70

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

12　河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合
（一）河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ，河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　71

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　72

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

13　河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川区域内(高規格堤防特別区域外及び河川立体区域外)の土地となった場合

（一）河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ，河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　73

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	

余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外及び河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕

（二）河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　74

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外及び河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

14　河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内(河川立体区域外)の土地となった場合

（一）河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ，河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　75

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　76

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	

５番	雑種地	５３０	余　白
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日河川立体区域外の土地 〔平成何年何月何日〕

15　河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川立体区域内(高規格堤防特別区域外)の土地となった場合

（一）河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ，河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　77

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外の土地 〔平成何年何月何日〕	

（二）河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合　78

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	雑種地	５３０		余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による高規格堤防特別区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日河川法による河川立体区域内の土地 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日高規格堤防特別区域外の土地	

				〔平成何年何月何日〕

九　その他の登記

1　登記の原因日付の更正の場合　79

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	３３１	２５	余　白	
余　白	畑	３３１		②③平成何年何月何日地目変更 〔平成何年何月何日〕 地目変更の原因日付を平成何年何月何日と更正 〔平成何年何月何日〕	

2　滅失登記の錯誤による登記記録の回復の場合　80

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町二丁目			余　白	
	甲市乙町二丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
３２番	宅地	１５０	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日海没 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	
３２番	宅地	１５０	００	滅失登記錯誤 〔平成何年何月何日 登記記録回復〕	

3　分筆錯誤による抹消の場合　81

（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	５０	００	余　白	
５番１	余　白	３０	００	①③５番１、５番２に分筆 〔平成何年何月何日〕	
５番	宅地	５０	００	分筆錯誤 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
１	１番抵当権変更	余　白	共同担保　目録（あ）第何号

付記１号			平成何年何月何日付記
２	１番付記１号抵当権変更抹消	余　白	平成何年何月何日分筆錯誤により登記

（注）所有権以外の権利の登記のある土地の分筆の登記を錯誤により抹消する場合

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番２	宅地	２０	００	５番から分筆 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		分筆錯誤 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	（あ）第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
１	甲市乙町一丁目　５番１の土地 甲市乙町一丁目　５番の土地	１	平成何年何月何日受付第何号分筆錯誤
２	甲市乙町一丁目　５番２の土地	１	平成何年何月何日受付第何号分筆錯誤
	余　白	余　白	平成何年何月何日全部抹消

４　合筆錯誤による抹消の場合　82
（甲土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	甲市乙町一丁目			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
５番	宅地	１００	００	余　白	
余　白	余　白	２００	００	③６番を合筆 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	１００	００	合筆錯誤 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	（事項省略）	（事項省略）
２	合併による所有権登記	（事項省略）	（事項省略）
３	２番所有権登記抹消	余　白	平成何年何月何日合筆錯誤により登記

（乙土地）

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		

所　在	甲市乙町一丁目		余　白
	甲市乙町一丁目		余　白
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
6番	宅地	１００　００	余　白
余　白	余　白	余　白	5番に合筆 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕
6番	宅地	１００　００	合筆錯誤 〔平成何年何月何日 登記記録回復〕

第二　　建物の表示に関する登記

一　建物の表題登記

1　通常の場合(附属建物があるとき)　83

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲市乙町　２４番地２			余　白	
家屋番号	２４番２の１			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板・かわらぶき２階建	1階 2階	１１５　７０ ９９　１７	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	１３　２２		〔平成何年何月何日〕
2	車庫	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	１２　００		〔平成何年何月何日〕
3	物置	木造ビニール板ぶき平家建	１０　００		〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目１番５号　甲　某				

(注) 主である建物と附属建物の新築年月日を異にする建物の表題登記の申請があった場合には，附属建物の新築年月日も記録する。

2　法第75条の規定による場合　84

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲市乙町二丁目　８番地			余　白	
家屋番号	８番の５			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗	コンクリートブロック造陸屋根平家建	１０５　７８		判決（又は収用）による所有権の登記をするため 〔平成何年何月何日〕	

(注) 表題部所有者に関する登記事項は記録しない(規則第157条第1項第1号)。

3　法第76条第3項の規定による場合(附属建物があるとき)　85

表　題　部　(主である建物の表示)			調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白					
所　　在	甲市乙町二丁目　３８番地				余　白	
家屋番号	３８番				余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
旅館	木造かわらぶき２階建	1階　２００：００ 2階　１５０：００			差押の登記をするため 〔平成何年何月何日〕	
表　題　部　(附属建物の表示)						
符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
(事項省略)	(事項省略)	(事項省略)	(事項省略)		(事項省略)	

(注) 表題部所有者に関する登記事項は記録しない(規則第157条第1項第1号)。

4　建物新築工事の先取特権の保存の登記の場合　86

表　題　部　(主である建物の表示)			調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白					
所　　在	甲市乙町二丁目　３番地				余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	７６：００			種類、構造及び床面積は設計書による 〔平成何年何月何日〕	

(注) 1　表題部所有者に関する登記事項は記録しない(規則第161条)。
　　2　甲区及び乙区は記録例番号331参照。

5　建物新築工事の先取特権の保存の登記をした建物が完成した場合　87

表　題　部　(主である建物の表示)			調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白					
所　　在	甲市乙町二丁目　３番地				余　白	
家屋番号	３番				余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	７６：００			種類、構造及び床面積は設計書による 〔平成何年何月何日〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	７６：００			平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町二丁目３番　甲　某					

二　建物の合体に関する登記
　1　合体後の建物の表題登記
　(一) 甲建物と乙建物とを合体した場合　88
　(合体前の甲建物の表題部)

表　題　部　(主である建物の表示)			調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白					
所　　在	甲市乙町一丁目　３番地				余　白	
家屋番号	３番の１				余　白	

① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき２階建	1階 93 42 2階 60 00	平成何年何月何日新築
余白	余白	余白	平成何年何月何日３番の２と合体 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

（合体前の乙建物の表題部）

表題部（主である建物の表示）	調製	余白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余白			
所在	甲市乙町一丁目 ３番地		余白	
家屋番号	３番の２		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項一部省略）				
余白	余白	余白	平成何年何月何日３番の１と合体 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（合体後の建物の表題部）

表題部（主である建物の表示）	調製	余白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余白			
所在	甲市乙町一丁目 ３番地		余白	
家屋番号	３番		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき２階建	1階 123 45 2階 93 12	平成何年何月何日３番の１、３番の２を合体 〔平成何年何月何日〕	

（二）附属建物を主である建物に合体した場合　89

表題部（主である建物の表示）	調製	余白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余白			
所在	甲市乙町二丁目 ２番地１		余白	
家屋番号	２番１		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	66 00	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余白	余白	120 00	③平成何年何月何日増築、附属建物合体 〔平成何年何月何日〕	

表題部（附属建物の表示）				
符号	①種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	居宅	木造かわらぶき平家建	33 00	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 平成何年何月何日主である建物に合体 〔平成何年何月何日〕
所有者	甲市乙町二丁目２番　甲　某			

2　合体後の建物の権利に関する登記

（一）合体前のいずれの建物にも所有権の登記がある場合　90

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 平成何年何月何日登記

（二）法第49条第1項後段の申請がある場合　91

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 平成何年何月何日登記 乙某持分につき平成何年何月何日受付第何号

（三）所有権の登記名義人を同一の者でないものとみなした場合における持分がある場合　92

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某　［　あ　］ 何市何町何番地 ３分の１ 甲　某　［　い　］ 平成何年何月何日登記

3　合体前の建物の抵当権の登記で合体後の建物の持分の上に存続するものがある場合　93

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某 不動産登記規則第１２０条第４項の規定により家屋番号３番の１の順位１番の登記を平成何年何月何日移記

4　法第49条第1項後段の申請より先順位の処分の制限等の登記がある場合　94

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	何某持分全部（合体前建物所有権）移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某 順位２番の登記の移記のため家屋番号３番の２の順位２番の登記を平成何年何月何日移記
2	甲某持分（合体前建物所有権）処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所仮処分命令 債権者　何市何町何番地 乙　某 不動産登記規則第１２０条第４項の規定により家屋番号３番の２の順位３番の登記を平成何年何月何日移記
3	甲某持分全部（合体前建物所有権）移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分３分の２ 丙　某 順位２番の登記の移記のため家屋番号３番の２の順位４番の登記を平成何年何月何日移記
4	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 丙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丁　某 平成何年何月何日登記

5　合体前の建物の抵当権等の登記について消滅の承諾を証する情報の提供がある場合　95
（合体前の建物）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（　事　項　一　部　省　略　）	
付記１号	１番抵当権抹消	余　白	原因　消滅承諾 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は合体登記の年月日である。

三　建物の表題部の変更の登記
1　所在の変更又は更正の場合
（一）字名の変更　96

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲郡乙町大字丙字山田　１２番地			余　白	
	甲郡乙町大字丙字柳川　１２番地			平成何年何月何日変更 平成何年何月何日登記	
家屋番号	１２番			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	

（二）敷地番の更正　97

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲郡乙町大字丙字丁　５番地			余　白	
	甲郡乙町大字丙字丁　６番地			錯誤 平成何年何月何日登記	
家屋番号	５番			余　白	
	６番			平成何年何月何日変更	
①　種　類	②　構　　造		③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	（事項省略）	

（注）家屋番号は，職権で変更する。

（三）建物えい行移転　98

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町大字丙字丁　８番地			余　白	
	甲市乙町大字丙字丁　９番地			平成何年何月何日えい行移転 平成何年何月何日登記	
家屋番号	８番			余　白	
	９番			平成何年何月何日変更	
①　種　類	②　構　　造		③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	（事項省略）	

（注）家屋番号は，職権で変更する。

２　種類の変更の場合　99

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
（事項一部省略）					
①　種　類	②　構　　造		③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建		１１５　７０	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
店舗・居宅	余　白	余　白		①平成何年何月何日変更 〔平成何年何月何日〕	

３　構造の更正の場合　100

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
（事項一部省略）					
①　種　類	②　構　　造		③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		１０１　６５	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	木造アルミニューム板ぶき平家建	余　白		②錯誤 〔平成何年何月何日〕	

4　床面積の変更の場合
（一）増築　101

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	石造スレートぶき平家建	９５　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	１１８　１７	③平成何年何月何日増築 〔平成何年何月何日〕

（注）増築が数次にされている場合でも，原因及びその日付は，最終の増築の日を記録すれば足りる。

（二）一部取壊し　102

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	６６　１７	昭和何年月日不詳新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	５６　６４	③平成何年何月何日一部取壊し 〔平成何年何月何日〕

（三）一部取壊し，増築　103

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗	木造かわらぶき平家建	６９　４２	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	９５　００	③平成何年何月何日一部取壊し、平成何年何月何日増築 〔平成何年何月何日〕

5　数個の事項を同時に変更又は更正する場合
（一）増築及び構造の変更　104

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	１１５　７０	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	木造かわらぶき２階建	１階　１１５　７０ ２階　６６　１１	②③平成何年何月何日変更、増築 〔平成何年何月何日〕

（二）種類及び構造の変更　105

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
倉庫	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	１１５：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
店舗	木造かわらぶき平家建	余　白	①平成何年何月何日変更 ②平成何年何月何日変更 〔平成何年何月何日〕

（三）構造及び床面積の更正　106

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	７２：７２	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	木造アルミニューム板ぶき平家建	９２：５６	②③錯誤 〔平成何年何月何日〕

6　附属建物に関する変更の場合
（一）附属建物の新築　107

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町大字丙字丁　１００番地		余　白	
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				

符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	２４：７４	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕

（二）附属建物の新築工事の先取特権の保存及び同建物の完成　108

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				

符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
余　白	倉庫	木造かわらぶき平家建	４０：００	種類、構造及び床面積は設計書による 〔平成何年何月何日〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	４３：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕

（三）種類の更正　109

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				

符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	車庫	木造かわらぶき平家建	３２　０５	〔平成何年何月何日〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	３２　０５	①錯誤 〔平成何年何月何日〕

（四）構造の変更及び床面積の更正　110

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				

符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造板ぶき平家建	３９　６６	〔平成何年何月何日〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	４９　６６	②平成何年何月何日変更 ③錯誤 〔平成何年何月何日〕

（五）附属建物の滅失　111

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				

符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	６０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 平成何年何月何日取壊し 〔平成何年何月何日〕

7　附属建物のある主である建物の滅失による変更の場合　112

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町三丁目　６２番地		余　白	
家屋番号	６２番		余　白	

①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき２階建	１階　８０　００ ２階　５０　００	昭和３０年月日不詳新築 〔平成３年３月１日〕 平成５年４月３０日焼失 〔平成５年５月１日〕

居宅	木造かわらぶき平家建	６０ ｜ ００	平成何年何月何日主である建物に変更 〔平成５年５月１日〕

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	居宅	木造かわらぶき平家建	６０ ｜ ００	〔平成３年３月１日〕 平成何年何月何日主である建物に変更 〔平成５年５月１日〕

四　建物の分割の登記

1　甲建物の附属建物を分割して乙建物とする場合　113

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　５番地			余　白	
家屋番号	５番			余　白	
	５番の１			平成何年何月何日変更	

①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき２階建	1階　１０５ ｜ ７８ 2階　６６ ｜ １１	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	６０ ｜ ００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 ５番の２に分割 〔平成何年何月何日〕

所　有　者	甲市乙町二丁目５番　甲　某

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　５番地			余　白	
家屋番号	５番の２			余　白	

①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
倉庫	木造かわらぶき平家建	６０ ｜ ００	５番から分割 〔平成何年何月何日〕

所　有　者	甲市乙町二丁目５番　甲　某

2　所有権の保存の登記後に新築された甲建物の附属建物を分割して乙建物とする場合　114

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　３番地			余　白	
家屋番号	３番			余　白	
	３番の１			平成何年何月何日変更	

①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕

店舗	木造スレートぶき２階建	１階　６０．００ ２階　６０．００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	１３５．００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 ３番の２に分割 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町一丁目３番　甲　某			

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　３番地			余　白	
家屋番号	３番の２			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	木造かわらぶき平家建	１３５．００		３番から分割 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	余　白	所有者　甲市乙町一丁目３番地 甲　某 平成何年何月何日分割により登記

３　甲建物の数棟の附属建物を分割して乙建物とする場合　115

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
（事項一部省略）					
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	５９．５０		〔平成何年何月何日〕 ９番の２に分割 〔平成何年何月何日〕
2	物置	木造板ぶき平家建	２０．００		平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 ９番の２に分割 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目９番　甲　某				

（注）符号２の建物が規則第128条第2項該当の附属建物である場合には，同項の規定に基づき，分割した符号２の建物について所有権の登記をすることを要する。

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　９番地			余　白	

家屋番号	９番の２		余　白
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	５９ ｜ ５０	９番から分割 〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造板ぶき平家建	２０ ｜ ００	〔平成何年何月何日〕

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　甲市乙町二丁目９番地 甲　某 順位２番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
2	所有権保存	余　白	所有者　甲市乙町二丁目９番地 甲　某 平成何年何月何日分割により附属建物につき登記

五　建物の分棟の登記

1　建物を分棟して附属建物とする場合　116

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　１番地			余　白	
家屋番号	１番			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	１２０ ｜ ００		余　白	
余　白	余　白	７０ ｜ ００		③平成何年何月何日分棟 〔平成何年何月何日〕	

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	居宅	木造かわらぶき平家建	５０ ｜ ００	平成何年何月何日主である建物から分棟 〔平成何年何月何日〕

2　甲建物を分棟，分割して甲建物及び乙建物とする場合(一部取壊しを伴う場合)　117

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　１番地			余　白	
家屋番号	１番			余　白	
	１番の１			平成何年何月何日変更	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	１２０ ｜ ００		余　白	

余　白	余　白	５０　００	③平成何年何月何日分棟、一部取壊し １番の２に分割 〔平成何年何月何日〕

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　１番地			余　白	
家屋番号	１番の２			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	５０　００		平成何年何月何日分棟 １番から分割 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某 順位２番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号

六　区分建物の登記
１　敷地権付きでない区分建物についての表題登記
（一）附属建物のない場合　118

専有部分の家屋番号	２５７－１ ～ ２５７－１０			
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号　余　白
所　　在	甲市乙町一丁目　２５７番地			余　白
建物の名称	ひばりが丘一号館			余　白
①　構　　造	②　床　面　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根５階建	１階　２００　５０ ２階　２００　５０ ３階　２００　５０ ４階　２００　５０ ５階　５０　００			〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町一丁目　２５７番の１		余　白	
建物の名称	Ｒ３２号		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造２階建	２階部分　４０　００ ３階部分　４０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町一丁目２５７番　甲　某			

（二）他の一棟の建物を区分した附属建物がある場合　119

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５７番の１		余　白	
建物の名称	Ｒ３２号		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造２階建	１階部分　４０：００ ２階部分　４０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	車庫	乙町５８番地 木造かわらぶき平家建 建床面積８０平方メートル 木造かわらぶき平家建	４０：００	〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町５７番　甲　某			

（三）主である建物と同一の一棟の建物を区分した附属建物がある場合　120

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　２８番の２		余　白	
建物の名称	ＲＣ２号		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗	鉄筋コンクリート造１階建	１階部分　８０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	車庫	鉄筋コンクリート造 １階建	１階部分　２０：００	〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町２８番　株　式　会　社　甲			

（四）附属建物が一棟の建物である場合　121

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５番の２		余　白	
建物の名称	ＲＡ５号		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	６０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	

表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	物置	乙町５８番地 木造かわらぶき平家建	１２：００	〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町５番　甲　某			

2　敷地権付き区分建物の表題登記及び敷地権の登記

（一）規約敷地を含む数筆の建物の敷地がある場合　122

専有部分の家屋番号	３５－１－１０１ ～ ３５－１－１１０　３５－１－２０１ ～ ３５－１－２１５　（一部事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町二丁目　３５番地１、３５番地２			余　白	
建物の名称	霞が関マンション			余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き８階建	１階　４１７：２７ ２階　６３８：０３ ３階　６３８：０３ ４階　６３８：０３ ５階　６３８：０３ ６階　６３８：０３ ７階　６３８：０３ ８階　２０６：５２ 地下１階　４６１：８２			〔平成２年３月１６日〕	

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）				
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　　積　　㎡	登　記　の　日　付
１	甲市乙町二丁目３５番１	宅地	５９９：２７	平成２年３月１６日
２	甲市乙町二丁目３５番２	宅地	２６６：１７	平成２年３月１６日
３	甲市乙町二丁目３２番	雑種地	３９０：	平成２年３月１６日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町二丁目　３５番１の２０１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　４２：５３	平成２年３月１日新築 〔平成２年３月１６日〕	

表　題　部　（敷地権の表示）			
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
１・２	所有権	１０００分の７	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１６日〕
３	賃借権	５０分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１６日〕
所　有　者	甲市乙町一丁目５番１号　株　式　会　社　甲　建　設		

（注）１　敷地権の種類及び割合並びに原因及びその日付が同一の場合はまとめて記録することができる。
　　２　32番の土地が規約敷地である。
　　３　規則第118条，建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第5条第1項

（１）単有の所有権が敷地権の場合の敷地権である旨の登記　123

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
３	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　ひばりが丘一号館 平成何年何月何日登記

（注）１　一棟の建物の名称がないときは構造及び床面積を記録することを要する。
　　２　一棟の建物に属する全区分建物について敷地権があるときは各区分建物の家屋番号を記録することを要しない。

（２）単有の所有権の一部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記　124

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某
３	所有権３分の１敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 　一棟の建物の名称　ひばりが丘一号館 平成何年何月何日登記

（注）１　一棟の建物の名称がないときは構造及び床面積を記録することを要する。
　　２　一棟の建物に属する全区分建物について敷地権があるときは各区分建物の家屋番号を記録することを要しない。

（３）所有権の共有部分の全部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記　125

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 所有者　（住所省略） 　甲　某
３	所有権一部移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 共有者　（住所省略） 　持分９分の１ 　乙　某
４	甲某持分一部移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 共有者　（住所省略） 　持分９分の１ 　丙　某
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
１１	甲某持分全部移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 共有者　（住所省略） 　持分９分の１ 　癸　某
１２	共有者全員持分全部敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 　一棟の建物の名称　ひばりが丘一号館 平成何年何月何日登記

（注）１　一棟の建物の名称がないときは構造及び床面積を記録することを要する。
　　２　一棟の建物に属する全区分建物について敷地権があるときは各区分建物の家屋番号を記録することを要しない。

（４）ある共有者の持分を除く共有持分の全部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記　126

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１２	３番共有持分を除く共有持分全部敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町１３番地 　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　床面積１階、２階各２９８・００平方メートルの家屋番号同町何番何を除く建物 平成何年何月何日登記

（５）非区分建物の附属建物に係る敷地権の登記をした場合の敷地権である旨の登記　127

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１２	３番共有持分全部敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番地 　建物の名称　何 平成何年何月何日登記

（６）他の登記所からの通知によってする敷地権である旨の登記　128

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日受付 第何号

（７）地上権が敷地権である場合の敷地権である旨の登記　129

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
２	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　霞が関マンション 平成何年何月何日登記

（注）賃借権が敷地権であるときも同様である。

（二）附属建物に係る敷地権の登記をする場合

（１）主である建物が属する一棟の建物と同じ棟に附属建物がある場合　130

専有部分の家屋番号	２５－１－１　～　２５－１－２５０		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製　余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町一丁目　２５番地１	余　白	
建物の名称	ひばりが丘一号館	余　白	

①　構　　造	②　床　面　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き１１階建	１階　１２３６．７４ ２階　１２９６．５９ ３階　１４４７．３５ ４階　１１７３．６４ ５階　１１７３．６４ ６階　１１７３．６４ ７階　１１７３．６４ ８階　１１７３．６４ ９階　１１７３．６４ １０階　９６７．１２ １１階　９６７．１２ 地下１階　１４９２．７４	〔平成２年４月７日〕

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）				
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　　㎡	登　記　の　日　付
１	甲市乙町一丁目２５番１	宅地	１３６１４．５４	平成２年４月７日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町一丁目　２５番１の１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	

居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　５７：００	平成２年３月９日新築 〔平成２年４月７日〕

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	車庫	鉄筋コンクリート造 １階建	１階部分　２０：００	〔平成２年４月７日〕

表　題　部　（敷地権の表示）

①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	所有権	１０００分の５	平成２年３月９日敷地権 〔平成２年４月７日〕
１	所有権	１０００分の２	平成２年３月９日符号１の附属建物の敷地権 〔平成２年４月７日〕

所　有　者	何市何町何番地　何　某

（注）昭和58年11月10日付け法務省民三第6400号民事局長通達第三の二の3

（２）主である建物と別の棟に附属建物がある場合　131

専有部分の家屋番号	５７－１　～　５７－何				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）

①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡	登　記　の　日　付
１	甲市乙町５７番	宅地	２６０：００	平成２年３月２６日
２	甲市乙町５８番	宅地	１００：２５	平成２年３月２６日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５７番の１		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造２階建	１階部分　４０：００ ２階部分　４０：００	平成２年３月５日新築 〔平成２年３月２６日〕

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	車庫	乙町５８番地 木造かわらぶき平家 建床面積８０㎡木造 かわらぶき平家建	２０：００	〔平成２年３月２６日〕

表　題　部　（敷地権の表示）

①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	所有権	５分の１	平成２年３月５日敷地権 〔平成２年３月２６日〕
２	所有権	５分の１	平成２年３月５日符号１の附属建物の敷地権 〔平成２年３月２６日〕

所　有　者	何市何町何番地　何　某

（３）主である建物が非区分建物の場合　132

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町　１６番地		余　白	
家屋番号	１６番		余　白	

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	６１：１５	平成１年５月５日新築 〔平成１年６月２日〕

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	倉庫	乙町１７番地 木造かわらぶき平家建床面積９６・７１㎡木造かわらぶき平家建 敷地権の表示　甲市乙町１７番宅地　１００・２５㎡の土地の所有権３分の１	２４：７４	平成２年４月１日新築 平成２年４月１日敷地権 〔平成２年４月１７日〕

所　有　者	何市何町何番地　何　某

３　一棟の建物の表題部の変更の登記又は更正の登記

（一）構造の更正及び増築　133

専有部分の家屋番号	（　事　項　省　略　）			
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）				

①　構　造	②　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき２階建	１階　１５０：００ ２階　１５０：００	〔平成何年何月何日〕
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建	１階　２００：００ ２階　１５０：００	①錯誤 ②平成何年何月何日増築 〔平成何年何月何日〕

（二）２階建を３階建に増築　134

専有部分の家屋番号	（　事　項　省　略　）			
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）				

①　構　造	②　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建	１階　２００：００ ２階　１５０：００	〔平成何年何月何日〕
木造かわらぶき３階建	１階　２００：００ ２階　１５０：００ ３階　１５０：００	①②平成何年何月何日変更、増築 〔平成何年何月何日〕

（三）建物の名称の変更又は更正　135

専有部分の家屋番号	５５８－１－１　～　５５８－１－３

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町一丁目　５５８番地１		余　白	
建物の名称	ひばりが丘一号館		余　白	
	朝日一号館		平成何年何月何日変更 平成何年何月何日登記	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
（事項省略）	（事項省略）		（事項省略）	

4　区分建物の表題部の変更の登記又は更正の登記

（一）家屋番号の変更及び建物の名称の更正　136

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５８番の２		余　白	
	乙町　５５番の２		平成何年何月何日変更	
建物の名称	ＲＡ５号		余　白	
	ＲＢ５号		錯誤 平成何年何月何日登記	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	６０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	

（二）附属建物の新築　137

表　題　部　（専有部分の建物の表示）				不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）					
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１	物置	乙町５８番地 木造かわらぶき平家建	２０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町二丁目６１番　甲　某				

5　敷地権に関する建物の表題部の変更の登記又は更正の登記

（一）規約敷地を定める規約が設定されたことにより敷地権の登記をする場合　138

専有部分の家屋番号	（　事　項　省　略　）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白	
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　　㎡	登　記　の　日　付	
１	甲市乙町一丁目２５番１	宅地	１３６１４　５４	平成２年４月７日	
２	甲市乙町一丁目２５番５	宅地	２４３　２５	平成２年５月８日	

表　題　部　（専有部分の建物の表示）	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）		
表　題　部　（敷地権の表示）		

①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	１００００分の５４	平成２年３月９日敷地権 〔平成２年４月７日〕
2	所有権	１００００分の５４	平成２年５月７日敷地権 〔平成２年５月８日〕

(注) 分離処分可能規約の廃止，建物の敷地について登記した権利を取得したこと等により敷地権の登記する場合も，登記原因及びその日付は，「年月日敷地権」のようにする。

（１）所有権の登記以外の所有権に関する登記に建物のみに関する旨の付記をする場合　139

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	（事項省略）	（事項省略）
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
付記１号	買戻特約	（事項省略）	（事項省略）
付記１号 の付記１号	２番付記１号登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記
3	所有権移転請求権仮登記	（事項省略）	（事項省略）
	余　白	余　白	余　白
付記１号	３番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記

(注) 付記登記の年月日は敷地権の登記の年月日である。

（２）抵当権の登記に建物のみに関する旨の付記をする場合　140

権 利 部 （乙区） （所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 (4)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記
2	賃借権設定	（事項省略）	（事項省略）
3 (4)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	３番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記
4	１番、３番順位変更	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	４番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記

(注) １　敷地権につき同一の登記があるときはその登記を抹消し，建物のみに関する旨の付記はしない。
　　２　付記登記の年月日は敷地権の登記の年月日である。

（３）敷地権の目的である土地となった土地について区分建物及び既存の敷地権と同一の抵当権の登記がない場合　141

権 利 部 （乙区） （所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）

付記１号	何番登記は土地の符号２の土地については建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記

(注) 1　区分建物と敷地権について同一の抵当権の登記がある場合に，追加された規約敷地(敷地権の目的である土地の登記記録に土地の符号２として登記される)については同一の抵当権の登記がない場合である。
2　付記登記の年月日は敷地権の登記の年月日である。

（４）敷地権の目的である土地となった土地についてされている同一の抵当権の登記の抹消　142

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５３	何某持分抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）
１３０	５３番抵当権抹消	余　白	不動産登記規則第１２３条第２項の規定により 平成何年何月何日登記

(注) 抹消すべき登記が数個ある場合でも一個の登記で抹消することができる。

（二）建物の所在の変更の登記又は更正の登記により敷地権の登記をした場合　143

専有部分の家屋番号	（事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡		登　記　の　日　付
1	甲市乙町一丁目２５番１	宅地	１３６１４	５４	平成２年４月７日
2	甲市乙町一丁目２５番５	宅地	２４３	２５	平成２年５月８日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	１００００分の５４	平成２年３月９日敷地権 〔平成２年４月７日〕	
2	所有権	１００００分の５４	平成２年５月７日敷地権 〔平成２年５月８日〕	

（三）敷地権の変更の登記をする場合
（１）敷地権の目的である土地の分筆の登記がされたとき　144

専有部分の家屋番号	（事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡		登　記　の　日　付
1	甲市乙町１０番	宅地	９４５	００	平成２年３月１５日
2	甲市乙町１１番	宅地	２２５	５０	平成２年３月１５日

1	甲市乙町１０番１	宅地	８５５	４３	平成２年５月１日１０番を分筆同日
3	甲市乙町１０番２	宅地	８９	５７	平成２年５月１日１０番を分筆同日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１・２	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１５日〕	
３	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年５月１日〕	

（２）敷地権の目的である土地の地積の更正の登記がされたとき　145

専有部分の家屋番号	（事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡		登　記　の　日　付
１	甲市乙町四丁目１８番	宅地	９４５	５４	平成２年２月１５日
１	甲市乙町四丁目１８番	宅地	１０２５	０３	平成２年３月２３日地積更正同日

（四）更正により敷地権の登記をする場合　146

専有部分の家屋番号	（　事　項　省　略　）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡		登　記　の　日　付
１	甲市乙町三丁目１６番１	宅地	１２６９	８８	平成２年３月１４日
２	甲市乙町三丁目１６番４	宅地	８８６	５４	平成２年５月２５日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１４日〕	
２	所有権	１００分の１	錯誤 平成２年３月１日敷地権 〔平成２年５月２５日〕	

6　敷地権の登記の抹消

（一）分離処分可能規約の設定又は規約敷地権を定める規約の廃止により敷地権の登記を抹消する場合　147

専有部分の家屋番号	（事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　　積　　㎡		登　記　の　日　付
1	甲市乙町三丁目１０番	宅地	９４５	００	平成２年３月２４日 平成２年６月６日敷地権表示登記 全部抹消同日
2	甲市乙町四丁目３番５	宅地	１４３	２５	平成２年４月２５日 平成２年６月６日敷地権表示登記 全部抹消同日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月２４日〕 平成２年６月３日非敷地権 〔平成２年６月６日〕	
2	所有権	１００分の１	平成２年４月１日敷地権 〔平成２年４月２５日〕 平成２年６月３日非敷地権 〔平成２年６月６日〕	

（注）敷地権が敷地権でない権利となった場合の登記原因及びその日付は，いずれも「年月日非敷地権」のようにする。

（１）所有権敷地権の全部が敷地権でなくなったとき　148

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
4	３番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記
5	所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分何分の何 何　某 何市何町何番地 何分の何 何　某 何市何町何番地 何分の何 何　某 ４番登記により平成何年何月何日登記

（２）地上権敷地権の全部が敷地権でなくなったとき　149

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番地上権者及び持分登記	余　白	地上権者 何市何町何番地 持分３分の１ 何　某 何市何町何番地 ３分の１ 何　某 何市何町何番地 ３分の１ 何　某 ３番登記により平成何年何月何日登記
2	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
3	２番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記

（注）賃借権が敷地権のときも同様である。

（３）同じ一棟の建物に属する全部の区分建物の敷地権についてその一部の分離処分可能規約が設定されたとき　150

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
付記１号	３番登記変更	余　白	登記の目的　所有権３分の２敷地権 敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記
4	所有権３分の１登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分９分の１ 何　某 何市何町何番地 ９分の１ 何　某 何市何町何番地 ９分の１ 何　某 ３番付記１号登記により平成何年何月何日登記

（４）同じ一棟の建物に属する一部の区分建物の敷地権について分離処分可能規約が設定されたとき　151

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１２	共有者全員持分全部敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
付記１号	１２番登記変更	余　白	登記の目的　３番ないし８番共有持分全部敷地権 建物の表示　何市何町何番地 一棟の建物の名称　何家屋番号何町何番何、同町何番何、同町何番何ないし同町何番何 敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記
１３	所有権９分の３登記	余　白	共有者

			何市何町何番地 持分９分の１ 何　某 何市何町何番地 ９分の１ 何　某 何市何町何番地 ９分の１ 何　某 １２番付記１号登記により平成何年何月何日登記

（注）１　一部の区分建物が滅失した場合も同様である。
　　２　順位番号３番から８番までに共有持分９分の６に相当する登記がされている例である。

（５）特定の区分建物について現在の登記名義人の登記の前に所有権移転請求権の仮登記があるとき　152

（家屋番号乙町１番の１の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
2	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 乙　某
	余　白	余　白	余　白
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丙　某

（家屋番号乙町１番の２の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丁　某
2	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 戊　某
	余　白	余　白	余　白

（注）順位番号２番の登記が差押，仮差押又は仮処分の登記の場合も同様である。

（土地の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　（以下省略）
4	３番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記
5	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１００分の１ 甲　某 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により家屋番号乙町１番１から平成何年何月何日転写

6	甲某持分全部移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 持分１００分の１ 乙　某 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町１番１から平成何年何月何日転写
	余　白	余　白	余　白
7	甲某持分全部移転（４番登記による所有権１００分の１登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１００分の１ 丙　某 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町１番１から平成何年何月何日転写
8	所有権１００分の９９登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分１００分の１ 丁　某 何市何町何番地 １００分の１ 何　某 （事項一部省略） ４番登記により平成何年何月何日登記
9	丁某持分全部移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 持分１００分の１ 戊　某 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町１番２から平成何年何月何日転写
	余　白	余　白	余　白

（６）転写すべき登記が一個の場合の抵当権等の登記の転写　153
（土地の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	何某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録（あ）第何号 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写

（注）登記の目的の「何某」は，設定時の所有者を記録する。

（７）転写すべき登記が数個ある場合の抵当権等の登記の転写　154
（土地の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	何某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地

			何　某 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録（あ）第何号 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町何番１から平成何年何月何日転写
（事項一部省略）	（事項一部省略）	（事項一部省略）	（事項一部省略）
何	何某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録（あ）第何号 不動産登記規則第１２４条第３項の規定により 家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写

（８）新規登記記録に転写及び移記をする場合　155

（土地の乙区の新登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	何某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録（あ）第何号 不動産登記規則第１２４条第４項の規定により 家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写
２	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　東京湾平均海面の下３０メートルから下３０メートルの間 （事項一部省略） 不動産登記規則第１２４条第４項の規定により 平成何年何月何日移記

（注）区分建物から１番の事項を転写する場合にこれに後れる区分地上権の設定の登記が土地の登記記録にされている場合である。

（９）敷地権であった権利を目的とする抵当権の消滅承諾があった場合に専有部分の抵当権の登記にする付記　156

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（事項一部省略）	（事項一部省略）
付記１号	土地の符号何の土地の権利につき１番抵当権消滅	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　消滅承諾に係る抵当権の目的である権利を敷地権の目的である土地の符号を用いて特定する。
　　２　付記登記の年月日は敷地権の登記の抹消の年月日である。

（二）敷地権の消滅により敷地権の登記を抹消する場合　157

専有部分の家屋番号	（事項省略）

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白

（事項一部省略）

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）

①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　　積　　㎡	登　記　の　日　付
1	甲市乙町二丁目５番３	宅地	９５５　３０	平成２年３月１４日
2	甲市乙町二丁目５番９	宅地	３２０　０５	平成２年３月１４日 平成２年５月９日敷地権表示登記 全部抹消同日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３

（事項一部省略）

表　題　部　（敷地権の表示）

①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	２００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１４日〕
2	地上権	２００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１４日〕 平成２年５月９日敷地権消滅 〔平成２年５月９日〕

（注）敷地権が敷地権でない権利となった場合の登記原因及びその日付は，いずれも「年月日敷地権消滅」のようにする。

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項一部省略）	（事項一部省略）
2	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
3	１番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　　平成何年何月何日放棄（又は解除）
4	２番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成何年何月何日登記

（注）１　敷地権であった権利及び権利者の表示並びに区分建物にされた登記の転写をすることを要しない。
　　２　賃借権が敷地権の場合も同様である。

（三）更正により敷地権の登記を抹消する場合　158

専有部分の家屋番号	（　事　項　省　略　）

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白

（事項一部省略）

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）

①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　　積　　㎡	登　記　の　日　付
1	甲市乙町３５番３	宅地	１２６９　４０	平成２年３月１４日 平成２年５月２５日敷地権表示登記全部抹消同日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３

家屋番号	３５番３の１		
（事項一部省略）			
表　題　部　（敷地権の表示）			
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	１０００分の３	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１４日〕 錯誤 〔平成２年５月２５日〕

（１）所有権が敷地権とされていたとき　159

（土地の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 所有者　（住所省略） 甲　某
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番地 一棟の建物の名称　何 平成何年何月何日登記
４	３番登記抹消	余　白	敷地権表示更正登記により平成何年何月何日登記
５	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 乙　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により 家屋番号乙町何番１から平成何年何月何日転写
６	乙某持分全部移転請求権仮登記	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 権利者　（住所・持分省略） 丙　某 不動産登記規則第１２６条第３項の規定により 家屋番号乙町何番１から平成何年何月何日転写
	余　白	余　白	余　白
７	甲某持分一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 丁　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により 家屋番号乙町何番２から平成何年何月何日転写
８	丁某持分一部移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 共有者　（住所省略） 持分何分の何 戊　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により 家屋番号乙町何番２から平成何年何月何日転写
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
何	甲某持分一部移転	平成何年何月何 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 何　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により 家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写

（注）１　敷地権の登記をした後に建物についてされた所有権に関する登記で敷地権についてされた登記としての効力を有するものの全部を各区分建物ごとに権利の順序に従って転写する。
２　敷地権についてされた登記としての効力を有する一般の先取特権，質権又は抵当権の転写については記録例番号152～155参照。

（２）地上権が敷地権とされていたとき　160
（土地の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	地上権移転	（事項一部省略）	原因　（事項一部省略） 地上権者 甲　某
付記１号	１番地上権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 乙　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写
付記２号	１番地上権（乙某持分）抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定（省略） 共同担保　目録（い）第何号 不動産登記規則第１２６条第３項の規定により家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写
付記３号	１番地上権乙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 丙　某 何市何町何番地 何分の何 丁　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写
付記４号	１番地上権（甲某持分）一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 戊　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により家屋番号乙町何番２から平成何年何月何日転写
付記５号	１番地上権（戊某持分）抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消貸借同日設定（省略） 共同担保　目録（あ）第何号 不動産登記規則第１２６条第３項の規定により家屋番号乙町何番２から平成何年何月何日転写
	（省略）	（省略）	（省略）
付記何号	１番地上権（甲某持分）全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 何　某 不動産登記規則第１２６条第２項の規定により家屋番号乙町何番何から平成何年何月何日転写
２	１番地上権敷地権	（事項一部省略）	（事項一部省略）
３	２番登記抹消	余　白	敷地権表示更正登記により平成何年何月何日登記

7　建物の区分の登記
（一）区分建物でない建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合　161
（区分前の建物の表題部）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町五丁目　７７５番地２		余　白	
家屋番号	７７５番２		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	１００　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	区分により７７５番２の１、７７５番２の２の登記記録に移記 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（甲区分建物）

専有部分の家屋番号	７７５－２－１　７７５－２－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号　余　白
所　　在	甲市乙町五丁目　７７５番地２		余　白
①　構　造	②　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	１００　００		〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町五丁目　７７５番２の１		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	４５　５０	７７５番２から区分 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 　何　某 順位２番の登記を移記 平成何年何月何日受付 第何号

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某 順位１番の登記を移記 共同担保　目録（あ）第何号 平成何年何月何日受付 第何号

（乙区分建物）

専有部分の家屋番号	７７５－２－１　７７５－２－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号　余　白
所　　在	甲市乙町五丁目　７７５番地２		余　白
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	１００　００		〔平成何年何月何日〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町五丁目　７７５番２の２		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	４５　５０	７７５番２から区分 〔平成何年何月何日〕

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 　何　某 順位２番の登記を移記 平成何年何月何日受付 第何号

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某 順位１番の登記を移記 共同担保　目録（あ）第何号 平成何年何月何日受付 第何号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	（あ）第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	甲市乙町五丁目　７７５番地２　家屋番号　乙町五丁目　７７５番２の１の建物	1	余　白
2	甲市乙町五丁目　７７５番地２　家屋番号　乙町五丁目　７７５番２の２の建物	1	余　白

（二）敷地権付きでない甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合　162
（甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）	不動産番号　１２３４５６７８９０１２３

家屋番号	乙町　７番の３		余　白
建物の名称	三号館２号		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	９０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	５９　６５	③７番の４を区分 〔平成何年何月何日〕
（事項一部省略）			
所　有　者	甲市乙町７番　甲　某		

（乙区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　７番の４		余　白
建物の名称	三号館３号		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	２９　８５	７番の３から区分 〔平成何年何月何日〕
（事項一部省略）			
所　有　者	甲市乙町７番　甲　某		

（三）敷地権付き区分建物である甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合　163
（甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１	所有権	５０分の１	平成２年４月１日敷地権 〔平成２年４月１０日〕	
１	所有権	１５０分の２	③平成２年７月５日変更 〔平成２年７月５日〕	

（乙区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１	所有権	１５０分の１	平成２年４月１日敷地権 〔平成２年７月５日〕	

（注）１　「事項一部省略」をされている部分は，記録例番号122参照。
　　２　規則第122条第1項

（四）共用部分である旨の登記のある甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合　164
（甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）		不動産番号	１２３４５６７８９０１２３

家屋番号	乙町　５５番の３			余　白
建物の名称	ＲＢ２号			余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分	６０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日規約設定 共用部分 〔平成何年何月何日〕
集会所	余　白	余　白		①平成何年何月何日変更 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	２階部分	２９　７５	③５５番の８を区分 〔平成何年何月何日〕

（乙区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）				不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５５番の８			余　白
建物の名称	ＲＢ７号			余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
集会所	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分	２９　７５	５５番の３から区分 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日規約設定 共用部分 〔同日転写〕

８　建物の合併の登記
（一）甲区分建物を区分して乙区分建物に合併する場合　165
（甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）				不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５５番の４			余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗	木造かわらぶき平家建		６０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		４０　００	③区分した一部を５５番の５に合併 〔平成何年何月何日〕

（乙区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）				不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　５５番の５			余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗	木造かわらぶき平家建		３０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		５０　００	③５５番の４の一部を合併 〔平成何年何月何日〕

（二）甲区分建物及び乙区分建物を合併する場合（新たに登記記録を作成する場合）　166
（甲区分建物）

専有部分の家屋番号	３６－１　３６－２

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町三丁目　３６番地		余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
木造かわらぶき平家建	６０	５０	〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白		合併 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（甲区分建物の表題部の専有部分の建物の表示）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町三丁目　３６番の１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	３０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	３６番の２と合併 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	合併により合併後の３６番の登記記録に移記	

（乙区分建物）

専有部分の家屋番号	３６－１　３６－２			
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町三丁目　３６番地		余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
木造かわらぶき平家建	６０	５０	〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白		合併 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（乙区分建物の表題部の専有部分の建物の表示）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町三丁目　３６番の２		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	３０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	３６番の１と合併 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	合併により合併後の３６番の登記記録に移記	

（合併後の建物の表題部）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町三丁目　３６番地		余　白	
家屋番号	３６番		余　白	

① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	６０ ｜ ５０	合併により３６番の１、３６番の２の登記記録から移記 〔平成何年何月何日〕

権利部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 何 某

権利部 （乙区） （所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金何円 利息 年何% 債務者 何市何町何番地 何 某 抵当権者 何市何町何番地 何 某 共同担保 目録（あ）第何号 順位何番の登記を移記 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	１番抵当権変更	余 白	１番登記は合併後の建物の全部に関する 平成何年何月何日付記

（注）付記登記の年月日は合併登記の年月日である。

（三）敷地権付きでない甲区分建物を乙区分建物に合併する場合(甲区分建物の登記記録に記録する場合） 167

（甲区分建物）

専有部分の家屋番号	２５－１ ～ ２５－３ ２５－４ ２５－５ ～２５－１０				
表題部 （一棟の建物の表示）		調製	余 白	所在図番号	余 白
所在	甲市乙町 ２５番地			余 白	
① 構造		② 床面積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建		１階 ７２５ ｜ ００ ２階 ７２５ ｜ ００		〔平成何年何月何日〕	

（甲区分建物の表題部の専有部分の建物の表示欄）

表題部 （専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町 ２５番の３		余 白	
建物の名称	Ａ３号		余 白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 ２階建	１階部分 ７１ ｜ ２５ ２階部分 ７１ ｜ ２５	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余 白	余 白	１階部分 １４２ ｜ ７０ ２階部分 １４２ ｜ ７０	③２５番の４を合併 〔平成何年何月何日〕	

（乙区分建物）

専有部分の家屋番号	２５－１ ～ ２５－３ ２５－４ ２５－５ ～２５－１０

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町　２５番地		余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建	1階　７２５　００ 2階　７２５　００		〔平成何年何月何日〕	

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　２５番の４		余　白	
建物の名称	Ａ４号		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 ２階建	1階部分　７１　２５ 2階部分　７１　２５	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	２５番の３に合併 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

（四）敷地権付き区分建物である甲区分建物を乙区分建物に合併する場合　168
（乙区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１５日〕	
1	所有権	１００分の２	③平成２年７月５日変更 〔平成２年７月５日〕	

（甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	１００分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月１５日〕	

（注）１　「事項一部省略」をされている部分は，記録例番号122参照。
　　２　規則第133条第1項，第2項

９　共用部分に関する登記
（一）共用部分である旨の登記　169

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　９９番の２		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	3階部分　４０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日規約設定	

				共用部分 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目９９番　甲　某			

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　甲市乙二丁目９９番地 甲　某
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
３	２番、１番所有権抹消	余　白	平成何年何月何日不動産登記法第５８条第４項の規定により抹消

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第３０５３８号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 （事項省略） 抵当権者　東京都千代田区大手町一丁目１番地 株　式　会　社　何　銀　行
２	根抵当権設定	平成何年何月何日 第３１３２６号	原因　平成何年何月何日設定 （事項省略） 根抵当権者　東京都千代田区有楽町二丁目５番地 株　式　会　社　何　銀　行
３	１番抵当権、２番根抵当権抹消	余　白	平成何年何月何日不動産登記法第５８条第４項の規定により抹消

（二）共用部分が他の登記記録に登記した建物の区分所有者の共用すべきものである場合　170

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　６８番の５		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	３階部分　３０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日規約設定、家屋番号乙町２８番、２９番、３０番の共用部分 〔平成何年何月何日〕	

（三）共用部分である旨の登記がある建物の種類の変更　171

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	平田町　９９番の２		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　４０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日規約設定 共用部分 〔平成何年何月何日〕	
集会所	余　白	余　白	①平成何年何月何日変更	

				〔平成何年何月何日〕

（四）共用部分である旨を定めた規約の廃止　172

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　９９番の２		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　４０：００		平成１年７月７日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白		平成１年７月１４日規約設定 共用部分 〔平成１年７月２７日〕 平成１７年３月２１日共用部分の規約の廃止 〔平成１７年４月１日〕
集会所	余　白	余　白		①平成１年７月１４日変更 〔平成１年７月２７日〕
所　有　者	甲市乙町９９番　甲　某 甲市乙町８５番　乙　某			

（五）団地共用部分である旨の登記　173

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　４０番の２		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	１階部分　４０：００		平成２年３月５日新築 〔平成２年４月２日〕
余　白	余　白	余　白		平成２年４月１日団地規約設定団地建物の表示甲市乙町４０番地一棟の建物の名称ひばりが丘１号館、同所同番地一棟の建物の名称ひばりが丘２号館、同所３９番地家屋番号３９番１の団地共用部分 〔平成２年４月２日〕

10　その他

（一）区分建物でない甲建物に乙区分建物が増築されて一棟の建物となったことにより甲建物が区分建物になった場合　174

（増築前の甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲市乙町　１５５番地			余　白	
家屋番号	１５５番			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	５０：００			平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白			不動産登記規則第１４０条第１項の規定により移記 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　某

（注）法第52条

（増築後の一棟の建物）

専有部分の家屋番号	１５５－１　１５５－２				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町　１５５番地			余　白	
①　構　　造		②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
木造かわらぶき平家建			８５　００	〔平成何年何月何日〕	

（増築後の甲区分建物）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　１５５番の１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	５０　００	平成何年何月何日新築 〔不動産登記規則第１４０条第１項の規定により移記 平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日不動産登記規則第１４０条第２項の規定により順位１番の登記を移記

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日不動産登記規則第１４０条第２項の規定により順位１番の登記を移記

（乙区分建物，専有部分の表題部）

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　１５５番の２		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	３０　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町１８０番　乙　某			

（二）甲区分建物の滅失により乙区分建物が区分建物でない建物となった場合　175
（甲区分建物）

専有部分の家屋番号	５０－１－１　５０－１－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製　余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町五丁目　５０番地１		余　白
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	９９	５０	〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		不動産登記規則第１４０条第４項の規定により移記 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町五丁目　５０番１の１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	４３　２５	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日焼失 〔平成何年何月何日〕	

（滅失前の乙区分建物）

専有部分の家屋番号	５０－１－１　５０－１－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製　余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町五丁目　５０番地１		余　白
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	９９	５０	〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		不動産登記規則第１４０条第４項の規定により移記 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町五丁目　５０番１の２		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	４３　２５	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	

（滅失後の建物の表題部）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製　余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白		
所　　在	甲市乙町五丁目　５０番地１	余　白	
家屋番号	５０番１の２	余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	４３　２５	平成何年何月何日新築 〔不動産登記規則第１４０条第４項の規定

			により移記 平成何年何月何日〕

（三）区分建物の合体による滅失の登記及び表題登記をする場合　176
（合体前の甲区分建物）

専有部分の家屋番号	２８－１　２８－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号　余　白
所　　在	甲市乙町　２８番地		余　白
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	５５	００	〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		区分所有の消滅 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　２８番の１		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	２５　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日区分所有の消滅 〔平成何年何月何日〕

（合体前の乙区分建物）

専有部分の家屋番号	２８－１　２８－２		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号　余　白
所　　在	甲市乙町　２８番地		余　白
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
木造かわらぶき平家建	５５	００	〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白		区分所有の消滅 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町　２８番の２		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	２５　００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日区分所有の消滅 〔平成何年何月何日〕

（合体後の建物の表題部）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白		
所　　在	甲市乙町　２８番地		余　白

家屋番号	２８番		余　白
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	５５ ｜ ００	平成何年何月何日区分建物の合体 〔平成何年何月何日〕

七　建物の合併の登記

１　甲建物を乙建物の附属建物とする場合　177

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲市乙町二丁目　５番地			余　白	
	甲市乙町二丁目　５番地、８番地			合併により変更 平成何年何月何日	
家屋番号	５番			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗	木造かわらぶき平家建	６３ ｜ ００		平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
１	倉庫	木造かわらぶき平家建	３９ ｜ ６６	８番を合併 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲市乙町二丁目５番　甲　某				

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（　事　項　省　略　）	（　事　項　省　略　）
付記１号	１番登記は合併後の建物の全部に関する	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　抵当権が合併後の建物の全部に関する旨の付記をする場合
　　２　付記登記の年月日は合併登記の年月日である。

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　在	甲市乙町二丁目　８番地			余　白	
家屋番号	８番			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	木造かわらぶき平家建	３９ ｜ ６６		平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		５番に合併 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

２　甲建物の附属建物を分割して乙建物の附属建物とする場合　178

（乙建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３

所在図番号	余　白			
所　　在	甲市乙町二丁目　６番地			余　白
	甲市乙町二丁目　６番地、７番地			合併により変更 平成何年何月何日
家屋番号	６番			余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	６６	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕
表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	倉庫	木造かわらぶき平家建	３３　００	７番から合併 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目６番　甲　某			

（甲建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
（事項一部省略）					
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
１	倉庫	木造かわらぶき平家建	３３	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 ６番に合併 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目６番　甲　某				

八　建物の表題部の登記の抹消

１　滅失の場合　179

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　３番地			余　白	
家屋番号	３番			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	７０	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		平成何年何月何日取壊し 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
１	物置	木造かわらぶき平家建	３０	００	〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目３番　甲　某				

2　不存在の場合　180

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　１８番地			余　白	
家屋番号	１８番			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	４０	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		不存在 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

3　重複登記の一方を抹消する場合　181

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　５番地			余　白	
家屋番号	５番			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	７６	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		家屋番号５番の２と重複 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

4　法第157条第3項の法務局又は地方法務局の長の命令により抹消する場合　182

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町三丁目　６４番地			余　白	
家屋番号	６４番			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗	木造スレートぶき平家建	６７	００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白		不存在 平成何年何月何日何法務局長の命令 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	

5　所有権の保存の登記の抹消により閉鎖する場合　記録例番号249参照

九　その他の登記

1　登記の原因日付の更正の場合　183

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町一丁目　３番地			余　白	

家屋番号	３番		余　白
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき平家建	７０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕 新築の原因日付を平成何年何月何日と更正 〔平成何年何月何日〕

２　滅失の登記の錯誤による登記記録の回復の場合　184

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　在	甲市乙町二丁目　６番地		余　白	
	甲市乙町二丁目　６番地		余　白	
家屋番号	６番		余　白	
	６番		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	５０：００	平成何年何月何日新築 〔平成何年何月何日〕	
余　白	余　白	余　白	平成何年何月何日取壊し 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	５０：００	滅失登記錯誤 〔平成何年何月何日 登記記録回復〕	

３　附属建物の滅失の登記の錯誤による回復の場合　185

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
（事項一部省略）				
表　題　部　（附属建物の表示）				
符号	①種類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	倉庫	木造スレートぶき平家建	５０：００	〔平成何年何月何日〕 平成何年何月何日取壊し 〔平成何年何月何日〕
１	倉庫	木造スレートぶき平家建	５０：００	取壊しによる変更登記錯誤、抹消回復 〔平成何年何月何日〕
所　有　者	甲市乙町二丁目８番　甲　某			

権利に関する登記

第一　所有権に関する登記

一　所有権の保存の登記
1　単有の場合　186

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　某

2　共有の場合　187

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分５分の３ 甲　某 何市何町何番地 ５分の１ 乙　某 何市何町何番地 ５分の１ 丙　某

（注）「持分」の表示は，筆頭の共有者のみについてする取扱いで差し支えない。

3　敷地権の登記をした建物についての法第74条第2項の規定による所有権の保存の登記　188

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）敷地権の移転の登記の効力を有する。

二　所有権の移転の登記
1　相続又は一般承継による場合
（一）通常の相続(共有の場合)　189

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分４分の２ 甲　某 何市何町何番地 ４分の１ 乙　某 何市何町何番地 ４分の１ 丙　某

（二）共有持分の相続　190

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分６分の１ 乙　某 何市何町何番地 ６分の１ 丙　某

（三）数次の相続(家督相続を含む。)が一括して申請された場合の登記　191

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日乙某家督相続平成何年 何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 丙　某 何市何町何番地 ３分の２ 丁　某

（四）共有持分についての数次の相続(遺産相続を含む。)が一括して申請された場合の登記　192

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日乙某遺産相続平成何年 何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分４分の１ 丙　某 何市何町何番地 ４分の１ 丁　某

（五）胎児の相続　193

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 乙　某 何市何町何番地 ２分の１ 亡　甲　某　妻　乙　某　胎　児

(注) 胎児が生きて生まれた場合の登記名義人の氏名等の変更の登記は記録例番号620参照。

（六）相続財産分離の場合　194

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	相続財産分離	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続財産分離 権利者　何市何町何番地

			何　某

（七）相続人不存在の場合
（１）死亡時の住所と登記記録に記録されている住所とが同じとき　195

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番登記名義人氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続人不存在 登記名義人　亡　甲　某　相　続　財　産

（注）２番登記名義人の氏名を抹消する記号（下線）を記録する。

（２）死亡時の住所氏名と登記記録に記録されている住所氏名とが異なるとき　196

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番登記名義人住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日氏名変更 平成何年何月何日住所移転 平成何年何月何日相続人不存在 登記名義人　何市何町何番地 亡　乙　某　相　続　財　産

（３）被相続人の死亡後に住居表示が実施されたとき　197

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番登記名義人住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続人不存在 平成何年何月何日住居表示実施 登記名義人　何市何町何丁目何番何号 亡　甲　某　相　続　財　産

（八）遺留分減殺の場合　198

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日遺留分減殺 共有者 何市何町何番地 持分４分の１ 甲　某 何市何町何番地 ４分の１ 乙　某

（九）単有名義に登記した後相続放棄の申述受理の審判が取り消された場合　199

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続放棄取消 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某

（十）会社の合併による承継の場合　200

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合併 所有者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

（十一）法人の権利義務の包括承継の場合　201　（例　宗教法人法(昭和26年法律第126号)附則第18項）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日宗教法人法附則第１８項の権利承継 所有者　何市何町何番地 何　神　社

２　遺贈(特定遺贈及び包括遺贈)又は贈与(死因贈与を含む。)による場合　202

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日遺贈（又は贈与） 所有者　何市何町何番地 何　某

３　売買による場合
（一）通常の所有権の全部移転(単有の場合)　203

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

（二）共有物不分割の定めがある場合　204

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 特約　何年間共有物不分割 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 何　某

（注）所有権一部移転の登記又は共有名義の登記に付記してする。

（三）有限責任事業組合契約による出資の場合　205

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項の出資 特約　有限責任事業組合契約に基づく共有物不分割 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 何　某

（四）所有権の移転の登記とは別個に共有物不分割の定めの登記をする場合　206

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番所有権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日特約 特約　何年間共有物不分割

（五）権利の消滅に関する定めがある場合
（１）失効の定め　207

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
付記１号	２番所有権移転失効の定	余　白	買主何某が死亡した時は所有権移転が失効する 平成何年何月何日付記

（２）用途指定条項の定め　208

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　財　務　省
３	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何　市
付記１号	３番所有権移転解除の定	余　白	用途指定条項に違反したときは売買契約を解除する 平成何年何月何日付記

（注）国有財産法(昭和23年法律第73号)第29条，第30条及び法第59条第5号参照。

（六）共有持分の全部移転　209

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 丙　某

（注）数個の持分取得の登記がある甲某の持分全部を丙某に移転した場合も，この記録例による。

（七）共有持分の一部移転　210

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	乙某持分一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分４分の１ 丙　某

（八）共有持分の一部移転(数個の持分取得の登記がある場合)　211

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	甲某持分一部（順位５番で登記した持分）移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の１ 乙　某

（九）共有者の各持分の一部移転　212

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	甲某持分４分の１、乙某持分４分の１移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分４分の２ 丙　某

（十）共有名義を単有名義とする移転　213

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	共有者全員持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丙　某

（十一）持分を目的とする第三者の権利の登記がある場合の共有名義を単有名義とする移転　214

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 丙　某
4	乙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 丙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	甲某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（十二）共有持分の一部が第三者の権利の目的となっている場合
（１）持分を取得した特定の登記に係る持分の全部を移転するとき　215

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の２ 乙　某
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日売買

		第何号	共有者　何市何町何番地 持分１０分の３ 乙　某
5	乙某持分一部（順位３番で登記した持分）移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の２ 甲　某

（注）順位３番で移転した持分又は順位４番で移転した持分を目的とする抵当権の設定登記等がある場合である。

（２）持分を取得した特定の登記に係る持分の一部を移転するとき　216

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の２ 乙　某
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の３ 乙　某
5	乙某持分一部（順位４番で登記した持分一部）移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の１ 甲　某

（注）順位３番で移転した持分又は順位４番で移転した持分を目的とする抵当権の設定登記等がある場合である。

（十三）共有者中二人以上の持分の全部移転　217

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某
3	乙某、丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分３分の２ 丁　某

（注）乙某又は丙某の持分を目的とする権利の登記がある場合は，記録例番号214参照。

（十四）多数の共有者のうちの一人を除く他の共有者の持分の全部移転　218

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分１０分の１ 甲　某 何市何町何番地 １０分の１ 乙　某

			⋮ （事項一部省略） ⋮ 何市何町何番地 １０分の１ 丙　某
3	乙某を除く共有者全員持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０分の９ 丁　某

（注）乙某が持分を取得する場合は「共有者」とあるのを「所有者」とする。

４　その他の原因による場合

（一）寄附行為　219

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日寄附行為 所有者　何市何町何番地 一　般　財　団　法　人　何　会

（二）時効取得　220

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日時効取得 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）原因日付は，時効の起算日である。

（三）持分の放棄による移転　221

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某
3	丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日持分放棄 共有者 何市何町何番地 持分６分の１ 甲　某 何市何町何番地 ６分の１ 乙　某

（四）共有者の一人が死亡した場合の特別縁故者不存在による移転　222

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	１番登記名義人氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続人不存在 共有者乙某の登記名義人　亡乙某相続財産
2	亡乙某相続財産持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日特別縁故者不存在確定 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某

（注）１ 前提として乙某持分については，相続人不存在を原因とする登記名義人の氏名等の変更の登記を要する（記録例番号195参照）。
２ 原因日付は，民法(明治29年法律第89号)第958条の3第2項の期間満了の日又は相続財産分与の申立てを却下する旨の審判が確定した日の翌日とし，被相続人の死亡の日から13月の期間の経過後の日であることを要する（平成3年4月12日付け法務省民三第2398号民事局長通達）。

（五）共有物分割
（１）持分移転　223

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	乙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某

（２）他の不動産の移転　224

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割による交換 所有者　何市何町何番地 乙　某

（六）民法第287条の放棄による所有権移転　225

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日民法第２８７条による放棄 所有者　何市何町何番地 何　某

（七）代物弁済　226

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日代物弁済 所有者　何市何町何番地 　何　某

（八）交換　227

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日交換 所有者　何市何町何番地 　何　某

（九）民法第646条第2項の規定による委任者への所有権移転　228

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日民法第６４６条第２項 　による移転 所有者　何市何町何番地 　何　某

（十）法人格のない社団の構成員全員の共有名義を代表者の単有名義とする所有権移転　229

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 　何市何町何番地 　持分３分の１ 　甲　某 　何市何町何番地 　３分の１ 　乙　某 　何市何町何番地 　３分の１ 　丙　某
3	乙某、丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日委任の終了 所有者　何市何町何番地 　持分３分の２ 　甲　某

（十一）財産分与　230

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日財産分与 所有者　何市何町何番地 　何　某

（十二）遺産分割　231

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
何	乙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日遺産分割 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某

（十三）民法第958条の3の規定による審判による移転　232

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日民法第９５８条の３の審判 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）前提として，相続人不存在を原因とする登記名義人の氏名等の変更の登記を要する（記録例番号195参照）。

（十四）譲渡担保
（１）譲渡担保契約 233

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡担保 所有者　何市何町何番地 何　某

（２）譲渡担保契約の解除による担保物返還　234

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡担保契約解除 所有者　何市何町何番地 何　某

（十五）現物出資　235

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日現物出資 所有者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

（十六）収用　236

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日収用 所有者　何　市

（注）所有権以外の権利に関する登記を抹消する。

（十七）真正な登記名義の回復　237

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　真正な登記名義の回復 所有者　何市何町何番地 何　某

三　所有権の更正の登記

1　登記原因の更正の場合　238

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 何　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 原因　遺贈

（注）所有権の更正の登記は，必ず付記登記でする。

2　単有名義を共有名義にする場合　239

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某

（注）所有権の更正の登記は，必ず付記登記でする。

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	余　白	抵当権の目的　甲某持分 甲区１番付記１号の登記により平成何年何月何日付記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，当該不動産を目的とする抵当権の登記を職権により更正する。

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番地上権抹消	余　白	甲区１番付記１号の登記により平成何年何月何日登記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，当該不動産を目的とする用益物権の登記を職権により抹消する。

3　共有名義を単有名義にする場合　240

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 所有者　何市何町何番地 甲　某

（甲某持分を目的とする抵当権が設定されていた場合）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	甲某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　信　用　金　庫
付記１号	１番抵当権更正	余　白	抵当権の目的　所有権２分の１ 甲区２番付記１号の登記により平成何年何月何日付記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，甲某の持分を目的とする抵当権の登記を職権により更正する。

（乙某持分を目的とする抵当権が設定されていた場合）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	乙某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　信　用　金　庫
2	１番抵当権抹消	余　白	甲区２番付記１号の登記により平成何年何月何日登記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，乙某の持分を目的とする抵当権の登記を職権により抹消する。

4　共有名義人の一部が脱退する場合　241

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某

			何市何町何番地 ３分の１ 丙　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の２ 乙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	余　白	抵当権の目的　所有権３分の１（甲某持分）３分の１（乙某持分の一部） 甲区２番付記１号の登記により平成何年何月何日付記

（注）１　所有権の更正の登記をしたときは，当該不動産を目的とする抵当権の登記を職権により更正する。
　　２　丙某の持分を目的とする抵当権の登記を職権により抹消する(記録例番号240参照)。

５　新たに共有者が加入する場合　242

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の２ 乙　某
付記１号	１番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	余　白	抵当権の目的　所有権３分の１（甲某持分）３分の１（乙某持分） 甲区１番付記１号の登記により平成何年何月何日付記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，当該不動産を目的とする抵当権の登記を職権により更正する。

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	余　白	抵当権の目的　所有権３分の１（乙某持分） 甲区１番付記１号の登記により平成何年何月何日付記

（注）所有権の更正の登記をしたときは，乙某の持分を目的とする抵当権の登記を職権により更正する。

6　持分のみを更正する場合　243

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 乙某持分　９分の４ 丙某持分　９分の２

（注）所有権の更正の登記は，必ず付記登記でする。

7　胎児が死体で生まれた場合の相続登記の更正　244

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ４分の１ 乙　某 何市何町何番地 ４分の１ 亡　丙　某　妻　甲　某　胎　児
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某

（注）胎児が生きて生まれた場合は，登記名義人の氏名等の変更の登記をする（記録例番号620参照）。

8　所有権の全部移転を一部移転にする場合　245

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 登記の目的　所有権一部移転 共有者　何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某

9　所有権の一部移転を全部移転にする場合　246

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日贈与 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某
付記１号	２番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 登記の目的　所有権移転 所有者　何市何町何番地 甲　某

10　所有権に関する仮登記及び本登記を更正する場合　247

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 甲　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	２番仮登記、本登記更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某

11　法第105条第2号の仮登記を法第105条第1号の仮登記に更正する場合　248

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 甲　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	何番仮登記更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 登記の目的　所有権移転仮登記 原因　売買

四　所有権の登記の抹消
1　所有権の保存の登記の抹消
（一）登記記録を閉鎖する場合　249

表　題　部　（土地の表示）			調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白		筆界特定	余　白		
所　在	甲市乙町一丁目					
①　地　番	②　地　目	③　地　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
１００番	宅地	１５０	００		余　白	

余　白	余　白	余　白		〔平成１７年法務省令第１８号附則第３条第２項の規定により移記 平成何年何月何日〕
余　白	余　白	余　白		所有権登記抹消 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕
所　有　者	何市何町何番地　甲　某			

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
2	１番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

(注) 所有権の保存の登記を抹消した場合は，登記記録を閉鎖することが原則である(昭和34年5月13日付け民事甲第455号民事局長通達，昭和36年9月2日付け民事甲第2163号民事局長回答)。

（二）登記記録を閉鎖しない場合　250

表　題　部　（土地の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	特別区東都町一丁目				
①　地　番	②　地　目	③　地　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
１００番	宅地	１５０	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		〔平成１７年法務省令第１８号附則第３条第２項の規定により移記 平成何年何月何日〕	
所　有　者	甲町何番地　甲　某 甲町何番地　甲　某 平成何年何月何日所有権保存登記抹消により回復				

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 乙　某
2	１番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

(参考) 所有権の保存の登記を抹消した場合の登記記録の処理について登記記録を閉鎖しないとき(昭和59年2月25日付け法務省民三第1085号民事局長通達)
1　法第74条第1項第1号の規定により相続人名義にされた所有権の保存の登記を抹消する場合
2　法第74条第2項の規定によりされた所有権の保存の登記を抹消する場合
3　新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令(昭和40年政令第330号)第9条第2項(第11条から第13条までにおいて準用する場合を含む。)の規定によりされた所有権の保存の登記を抹消する場合

2　所有権の移転の登記の抹消　251

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意解除（又は解除）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	余　白	甲区何番所有権抹消により平成何年何月何日登記

（注）規則第152条第2項の規定により，抵当権の登記を職権により抹消する。なお，抹消される所有権を目的とするその他の第三者の権利に関する登記(仮処分，仮差押え，破産等の登記を含む。)についても同様である。

3　分筆転写により順位１番となった所有権の移転の登記の抹消　252

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某 順位５番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
2	１番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某 ２番の登記をしたので順位４番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号

4　買戻特約の付記登記がある所有権の移転の登記の抹消　253

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	買戻特約	（事項省略）	（事項省略）
4	３番付記１号買戻権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
5	３番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

第二　　地上権に関する登記

一　地上権の設定の登記

1　通常の地上権の設定　254

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 　何　某

2　区分地上権の設定　255

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　高架鉄道敷設 範囲　東京湾平均海面の上１００メートルから上３０メートルの間 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 特約　土地の所有者は高架鉄道の運行の障害となる工作物を設置しない 地上権者　何市何町何番地 何　某

（注）範囲の記録は，例えば「標高１００メートルから上３０メートルの間」，「土地東南隅の地点の下２０メートルから下３０メートルの間」とする。

3　地上権の消滅に関する定めがある場合の地上権の設定　256

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　竹木所有 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番地上権消滅の定	余　白	地上権者が死亡した時は地上権が消滅する 平成何年何月何日付記

4　定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号))としての地上権の設定　257

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 存続期間　５０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 特約　借地借家法第２２条の特約 地上権者　何市何町何番地 何　某

5　事業用定期借地権としての地上権の設定
（一）借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権　258

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第１項の建物所有 存続期間　４５年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 特約　借地借家法第２３条第１項の特約 地上権者　何市何町何番地 何　某

（二）借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権　259

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第２項の建物所有 存続期間　２５年 地代　１平方メートル１月何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某

6　被災地短期借地権(大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成25年法律第61号)第7条第1項)としての地上権の設定　260

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 存続期間　５年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 特約　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第７条第１項の特約 地上権者　何市何町何番地 何　某

二　地上権の移転の登記

1　売買による移転　261

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	２番地上権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 何　某

2　売買による一部移転　262

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	２番地上権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分２分の１ 何　某

3　共有地上権の持分移転　263

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	２番地上権何某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分３分の１ 何　某

4　地上権の一部移転により取得した共有地上権の持分の一部移転　264

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	地上権者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番地上権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分４分の１ 乙　某 何市何町何番地 ４分の１ 丙　某
付記２号	１番地上権乙某持分一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分８分の１ 丁　某

三　地上権の変更の登記又は更正の登記

1　目的及び存続期間の変更　265

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　木造建物所有 存続期間　２０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番地上権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年

（注）変更前の目的及び存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。

2　地代及び支払時期の変更又は更正

（一）地代及び支払時期の変更　266

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地上権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 地代　１平方メートル１月何万円 支払時期　毎年何月及び何月の各末日

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の地代及び支払時期を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）地代及び支払時期の更正　267

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地上権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 地代　１平方メートル１月何万円 支払時期　毎月末日

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　更正前の地代及び支払時期を抹消する記号（下線）を記録する。

3　存続期間の変更　268

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	１番地上権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合に，その者が承諾したことを証する情報を提供したときは，付記登記による。
　　２　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。

4　普通地上権の区分地上権への変更　269

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　駅舎所有 存続期間　６０年 地代　毎年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	何番地上権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 目的　高架鉄道敷設 範囲　標高１００メートルから上３０メートルの間

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の目的を抹消する記号（下線）を記録する。

5　区分地上権の普通地上権への変更　270

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 範囲　東京湾平均海面から上何メートルと同海面から下何メートルの間 存続期間　６０年 地代　毎年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番地上権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

四　地上権の登記の抹消
1　存続期間満了　271

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	１番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日存続期間満了

（注）地上権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　放棄又は解除　272

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	1番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄（又は解除）

（注）地上権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　抵当権の目的となっている地上権の消滅　273

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	1番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄
3	1番付記1号抵当権抹消	余　白	1番地上権抹消により平成何年何月何日登記

（注）順位1番の地上権の登記及び順位1番付記1号の抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

4　移転した地上権の消滅　274

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記1号	1番地上権移転	（事項省略）	（事項省略）
2	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
3	1番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄

（注）順位1番の地上権の登記及び順位1番付記1号の地上権の移転の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　地上権の消滅に関する定めがある場合の消滅　275

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記1号	1番地上権消滅の定	余　白	地上権者が死亡した時は地上権が消滅する 平成何年何月何日付記
2	1番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日地上権者死亡

（注）順位1番の地上権の登記及び順位1番付記1号の地上権の消滅の定めを抹消する記号（下線）を記録する。

6　移転した地上権の移転原因の解除の場合　276

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
1 付記1号	1番地上権移転	（事項省略）	（事項省略）
2	1番付記1号地上権移転抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除

（注）順位１番付記１号の地上権の移転の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第三　永小作権に関する登記

一　永小作権の設定の登記　277

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	永小作権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 小作料　１年何万円 支払時期　毎年何月何日 存続期間　何年 特約　譲渡、賃貸することができない 永小作権者　何市何町何番地 何　某

二　永小作権の移転の登記　278

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番永小作権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 永小作権者　何市何町何番地 何　某

三　永小作権の変更の登記　279

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番永小作権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 小作料　１年何万円

（注）変更前の小作料を抹消する記号（下線）を記録する。

四　永小作権の登記の抹消

１　放棄又は存続期間満了　280

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	１番永小作権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄（又は存続期間満了）

（注）順位１番の永小作権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。

２　抵当権の目的となっている永小作権の消滅　281

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	１番永小作権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除
３	１番付記１号抵当権抹消	余　白	１番永小作権抹消により平成何年何月何日登記

（注）順位１番の永小作権の登記及び順位１番付記１号の抵当権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。

第四　地役権に関する登記

一　地役権の設定の登記

1　通行地役権　282

（承役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側１２平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号

（注）登記権利者(地役権者)の氏名及び住所を登記することを要しない(法第80条第2項)。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　何市何町何番 目的　通行 範囲　東側１２平方メートル 平成何年何月何日登記

（注）要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。

2　用水地役権　283

（承役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　用水使用 範囲　東側１６平方メートル 特約　用水は要役地のためにまず使用し承役地の所有者は用水使用のための溝を修繕する義務を負う 要役地　何市何町何番 同所何番 地役権図面第何号

（注）登記権利者(地役権者)の氏名及び住所を登記することを要しない(法第80条第2項)。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　何市何町何番 目的　用水使用 範囲　東側１６平方メートル 平成何年何月何日登記

（注）要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。

3　観望地役権　284

（承役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　庭園観望 範囲　全部

			特約　地役権は要役地と共に移転せず要役地の 　上の他の権利の目的とならない 要役地　何市何町何番

(注) 登記権利者(地役権者)の氏名及び住所を登記することを要しない(法第80条第2項)。

(要役地)

権　利　部　(乙区)　　(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　何市何町何番 　同所何番 　同所何番 目的　庭園観望 範囲　全部 平成何年何月何日登記

(注) 要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。

4　地上権を目的とする地役権の設定　285

(承役地)

権　利　部　(乙区)　　(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地上権地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　電線路の障害となる工作物を設置しない 範囲　東側６０平方メートル 要役地　何市何町何番 地役権図面第何号

(注) 登記権利者(地役権者)の氏名及び住所を登記することを要しない(法第80条第2項)。

(要役地)

権　利　部　(乙区)　　(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	平成何年何月何日 第何号	承役地　何市何町何番 　順位１番の地上権 目的　電線路の障害となる工作物を設置しない 範囲　東側６０平方メートル

(注) 要役地が他の登記所の管轄にある場合のその登記所における記録例である。

5　要役地が地上権である場合　286

(承役地)

権　利　部　(乙区)　　(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　西側１２０平方メートル 要役地　何市何町何番 　順位１番の地上権 地役権図面第何号

(注) 登記権利者(地役権者)の氏名及び住所を登記することを要しない(法第80条第2項)。

(要役地)

権　利　部　(乙区)　　(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地上権要役地地役権	余　白	承役地　何市何町何番 目的　通行 範囲　西側１２０平方メートル

			平成何年何月何日登記

（注）要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。

二　地役権の変更の登記

1　民法第286条の特約追加　287

（承役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地役権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 特約　承役地の所有者は地役権行使のための工作物の設置又はその修繕の義務を負う

（注）要役地については，特約追加の記録をすることを要しない。

2　地役権の範囲の変更　288

（承役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地役権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 範囲　東側３０平方メートル 地役権図面第何号

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の範囲に抹消する記号（下線）を記録する。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番要役地地役権変更	余　白	原因　平成何年何月何日変更 範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日付記

（注）変更前の範囲に抹消する記号（下線）を記録する。

三　地役権の登記の抹消

1　放棄　289

（承役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	１番地役権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄

（注）順位１番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	１番要役地地役権抹消	余　白	承役地地役権抹消の登記により平成何年何月何日登記

（注）１　順位１番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。

2　地役権が移転しない別段の定めがある場合の要役地の所有権の移転に伴う消滅　290
（承役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	1番地役権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日要役地の所有権移転

（注）順位1番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	1番要役地地役権抹消	平成何年何月何日 第何号	承役地地役権抹消の登記による

（注）1　順位1番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。
　　2　要役地が他の登記所の管轄にある場合のその登記所における記録例である。

3　数筆の承役地の一部の地役権の抹消による要役地地役権の変更登記　　291
（要役地）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町一丁目3番 範囲　東側12平方メートル 承役地　甲市乙町一丁目4番 範囲　東側5平方メートル 目的　通行 平成何年何月何日登記
付記1号	1番要役地地役権変更	余　白	承役地地役権抹消 甲市乙町一丁目4番 平成何年何月何日付記

（注）1　要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。
　　2　規則第150条，第159条第3項

第五　賃借権に関する登記

一　賃借権の設定の登記
1　通常の場合　292

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　1月何万円（又は「1平方メートル1月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　何年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

2　敷金がある場合の賃借権の設定　293

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　1月何万円

			支払時期　毎月末日 存続期間　何年 敷金　金何万円 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

3　賃貸人が財産の処分について行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権限を有しない者である場合　294

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　３年 管理人　何市何町何番地 何某の設定した賃借権 賃借権者　何市何町何番地 何　某

4　建物所有を目的とする土地の賃借権の設定　295

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　３０年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

5　定期借地権としての賃借権の設定　296

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　５０年 特約　譲渡、転貸ができる 借地借家法第２２条の特約 賃借権者　何市何町何番地 何　某

6　事業用定期借地権としての賃借権の設定
（一）借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権　297

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第１項の建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　４５年

			特約　譲渡、転貸ができる 　借地借家法第２３条第１項の特約 賃借権者　何市何町何番地 　何　某

（二）借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権　298

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第２項の建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月 　何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　２５年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 　何　某

7　定期建物賃借権の設定　299

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平 　成何年何月何日から平成何年何月何日まで） 特約　譲渡、転貸ができる 　契約の更新がない 賃借権者　何市何町何番地 　何　某

8　取壊し予定の建物の賃借権の設定　300

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　何年（又は建物取壊し時まで） 特約　譲渡、転貸ができる 　建物を取り壊すこととなる時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 　何　某

9　終身建物賃借権の設定　301

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　賃借人の死亡時まで 特約　賃借人の死亡時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 　何　某

10　期間付死亡時終了建物賃借権の設定　302

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平成何年何月何日から平成何年何月何日まで） 又は賃借人の死亡時までのうち、いずれか短い期間 特約　契約の更新がない 賃借人の死亡時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 何　某

11　地上権(又は永小作権)を目的とする賃借権の設定　303

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番地上権の賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

(注) 地上権(又は永小作権)を目的とする賃借権設定の登記は，付記登記による。

12　賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記　304

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
2 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
3 (5)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
4 (5)	賃借権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 賃借権者　何市何町何番地 何　某
5	４番賃借権の１番抵当権、２番抵当権、３番根抵当権に優先する同意	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日同意

13　被災地短期借地権(大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第7条第1項)としての賃借権の設定　305

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日設定

		第何号	目的　建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎年何月何日 存続期間　５年 特約　譲渡、転貸ができる 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第７条第１項の特約 賃借権者　何市何町何番地 何　某

二　賃借物の転貸の登記　306

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番賃借権転貸	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日転貸 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 特約　譲渡、転貸ができる 転借権者　何市何町何番地 何　某

三　賃借権の移転の登記
１　売買による移転　307

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	１番賃借権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 賃借権者　何市何町何番地 何　某

２　相続による移転　308

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 賃借権者 何市何町何番地 持分２分の１ 何　某 何市何町何番地 ２分の１ 何　某

四　賃借権の変更の登記又は更正の登記
１　存続期間の変更　309

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　借地借家法第4条又は第5条の規定による契約更新　310

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日借地借家法第４条又は第５条による更新 存続期間　平成何年何月何日まで

（注）１　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

3　建物の再築による期間の延長　311

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日借地借家法第７条による延長 存続期間　平成何年何月何日から２０年

（注）１　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

4　終身建物賃借権の設定の登記後に期間付死亡時終了建物賃借権とする変更　312

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平成何年何月何日から平成何年何月何日まで） 又は賃借人の死亡時までのうち、いずれか短い期間 特約　契約の更新がない 賃借人の死亡時に賃貸借終了

（注）１　変更前の存続期間及び特約に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

5　移転した賃借権の賃料の変更　313

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	賃借権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番賃借権移転	（事項省略）	（事項省略）
付記２号	１番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 賃料　１月何万円

（注）１　変更前の賃料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

6　賃料の更正　314

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番賃借権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 賃料　１月何万円

（注）１　変更前の賃料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

五　転借権の変更の登記又は更正の登記
1　特約事項の追加　315

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　特約事項の遺漏による更正　316

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　遺漏 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

六　賃借権又は転借権の登記の抹消
1　賃借権の登記の抹消の場合　317

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　転借権の登記の抹消の場合　318

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号転借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）１　転借権の登記の抹消も主登記による。
　　２　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　転借権の登記のされている賃借権の登記の抹消の場合　319

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）
3	１番付記１号転借権抹消	余　白	１番賃借権抹消により平成何年何月何日登記

（注）１　抹消について登記上の利害関係人が存する場合には，その者の承諾を証する情報を提供することを要する。この場合，賃借権を目的とする第三者の権利の登記を抹消する。
　　２　順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。
　　３　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第六　　採石権に関する登記

一　採石権の設定の登記
1　契約による場合　320

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	採石権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 存続期間　何年 内容　花こう岩採取 採石料　毎年何万円（又は「１平方メートル１年何万円」） 支払時期　毎年何月何日 採石権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

2　決定による場合　321

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	採石権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定決定 存続期間　平成何年何月何日から何年 内容　雲母採取 採石料　１年何万円 支払時期　毎年何月何日 採石権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

二　採石権の移転の登記

1　売買による移転　322

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	１番採石権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 採石権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

2　決定による移転　323

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番採石権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡決定 採石権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

三　採石権の変更の登記又は更正の登記

1　契約による採石料の変更　324

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番採石権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 採石料　１年何万円

（注）１　変更前の採石料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　決定による存続期間の変更　325

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番採石権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更新決定 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

３　存続期間の更正　326

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番採石権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

四　採石権の登記の抹消
１　通常の場合　327

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番採石権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄（又は「解除」若しくは「存続期間満了」）

（注）採石権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

２　抵当権付採石権の登記の抹消の場合　328

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番採石権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日存続期間満了（若しくは「放棄」又は「解除」）
3	１番付記１号抵当権抹消	余　白	１番採石権抹消により平成何年何月何日登記

（注）１　抹消について登記上の利害関係人が存する場合には，その者の承諾を証する情報を提供することを要する。この場合は，採石権を目的とする第三者の権利の登記を抹消する。
　　２　順位１番の採石権の登記及び順位１番付記１号の抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第七　　先取特権に関する登記

一　先取特権の保存の登記
１　一般の先取特権　329

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	一般の先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月から同年何月までの給料債権の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　株　式　会　社 先取特権者　何市何町何番地 何　某

２　不動産の保存の先取特権　330

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	不動産保存先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日修繕費の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地

			何　某 先取特権者　何市何町何番地 何　某

3　建物の新築工事の先取特権　331

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	何区何町何番地			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき平家建	１００	００	種類、構造及び床面積は設計書による 〔平成何年何月何日〕	

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	登記義務者表示	余　白	何市何町何番地 何　某 不動産工事の先取特権保存の登記により登記

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	不動産工事先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日新築請負の先取特権発生 工事費用予算額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 先取特権者　何市何町何番地 何　某

4　附属建物新築又は増築工事の先取特権　332

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
（事　項　一　部　省　略）					
表　題　部　（附属建物の表示）					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
余　白	倉庫	木造かわらぶき平家建	４０	００	種類、構造及び床面積は設計書による 〔平成何年何月何日〕

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	不動産工事先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日附属建物新築（又は増築）請負の先取特権発生 工事費用予算額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 先取特権者　何市何町何番地 何　某

5　不動産の売買の先取特権　333

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	不動産売買先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買の先取特権発生 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 先取特権者　何市何町何番地 何　某

6　地上権を目的とする先取特権　334

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権売買先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日地上権売買の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 先取特権者　何市何町何番地 何　某

二　先取特権の移転の登記

1　債権譲渡又は代位弁済による全部移転　335

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番先取特権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡（又は代位弁済） 先取特権者　何市何町何番地 何　某

2　債権の一部の譲渡又は代位弁済による先取特権の一部移転　336

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番先取特権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡（又は一部代位弁済） 譲渡債権額（又は代位弁済額）　金何万円 先取特権者　何市何町何番地 何　某

三　先取特権の変更の登記又は更正の登記

1　不動産の保存の先取特権の変更　337

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番先取特権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部弁済 債権額　金何万円

（注）1　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　2　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　不動産の保存の先取特権の更正　338

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番先取特権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 債権額　金何万円

（注）1　更正前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　2　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

3　不動産の工事の先取特権の変更　339

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番先取特権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 工事費用予算額　金何万円

（注）1　変更前の工事費用予算額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　2　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

四　先取特権の登記の抹消　340

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	1番先取特権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）順位1番の先取特権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第八　質権に関する登記

一　質権の設定の登記
1　一個の質権の設定　341

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 存続期間　平成何年何月何日から何年 利息　年何% 特約　質権者は質物を使用収益できない 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

2　二個以上の質権の設定　342

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某 共同担保　目録(あ)第何号

3　追加担保の場合　343

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某 共同担保　目録(あ)第何号

（原質権の権利部）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権担保追加	余　白	共同担保　目録(あ)第何号 平成何年何月何日付記

4　根質権の設定　344

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	根質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 債務者　何市何町何番地 　何　某 根質権者　何市何町何番地 　何　某

(注) その他の記録は，根抵当権の例による。

5　地上権を目的とする質権の設定　345

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日米穀取引同日設定 債権価格　金何万円ただし米穀何キログラム引渡債権 存続期間　平成何年何月何日から何年 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

6　賃借権を目的とする質権の設定　346

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権質権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借平成何年何月何日設定 債権額　金何万円 存続期間　平成何年何月何日から何年 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

二　質権の移転の登記

1　債権譲渡による移転　347

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 質権者　何市何町何番地 何　某

2　相続による移転　348

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 質権者 何市何町何番地 持分３分の１ 何　某 何市何町何番地 ３分の１ 何　某 何市何町何番地 ３分の１ 何　某

三　質権の変更の登記又は更正の登記

1　債権額の変更　349

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部弁済 債権額　金何万円

（注）１　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　債権額の更正　350

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 債権額　金何万円

（注）１　更正前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

3　利息の変更　351

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番質権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 利息　年何％

（注）１　変更前の利息を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

4　存続期間の変更　352

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日まで

（注）１　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

5　債務引受による債務者の変更　353

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債務引受 債務者　何市何町何番地 　何　某

（注）変更前の債務者を抹消する記号（下線）を記録する。

四　質権の処分の登記
1　転質の場合　354

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番質権転質	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転質権者　何市何町何番地 　何　某

（注）民法第361条，第376条参照。

2　質権のみの譲渡　355

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権譲渡	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借平成何年 　何月何日質権譲渡 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

（注）民法第361条，第376条参照。

3　質権のみの放棄　356

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番質権放棄	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借平成何年 　何月何日質権放棄 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

（注）民法第361条，第376条参照。

4　質権の順位の譲渡又は放棄　357

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	質権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番質権の４番抵当権への順位譲渡（又は放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は放棄）
		中　　略	
4 （1 付1）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）

（注）民法第361条，第376条参照。

5　不動産質権付債権の質入　358

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番質権債権質入	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

（注）民法第361条，第376条参照。

五　質権の登記の抹消　359

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番質権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済（又は放棄）

（注）質権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第九　　普通抵当権に関する登記

一　抵当権の設定の登記
1　目的物件が一個の場合
（一）通常の場合　360

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某

（二）同順位で数個の抵当権が設定される場合　361

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1（あ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1（い）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1（う）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1（え）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）

（三）共有持分を目的とする場合　362

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	甲某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　信　用　金　庫

（注）1　二人以上の場合は，登記の目的を「甲某、乙某持分抵当権設定」の振り合いにする。
　　2　共有持分を目的とする場合(同一名義人について数個の持分取得があり，その一部に設定する場合)は，登記の目的を「甲某持分一部（順位何番で登記した持分）抵当権設定」の振り合いにする。

（四）地上権又は永小作権を目的とする場合　363

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番地上権（又は永小作権）抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　無利息 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社

（注）1　地上権又は永小作権の共有持分(一人)を目的とする場合は，登記の目的を「何番地上権（又は永小作権）甲某持分抵当権設定」の振り合いにする。
　　2　地上権又は永小作権の共有持分(二人以上)を目的とする場合は，登記の目的を「何番地上権（又は永小作権）甲某，乙某持分抵当権設定」の振り合いにする。
　　3　地上権又は永小作権の登記名義人が数個の持分を取得しており，その一部に設定する場合は，登記の目的を「何番地上権（又は永小作権）甲某持分一部（順位何番付記何号で登記した持分）抵当権設定」の振り合いにする。

（五）元本債権と利息債権とを合わせて担保する場合　364

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同月何日設定 債権額　金３，１８０万円 　内訳 　元本金３，０００万円 　利息金１８０万円（平成何年何月何日から平成何年何月何日までの分） 利息　元本につき年何％ 損害金　元利金につき年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地

			何　某

（六）抵当権の消滅に関する定めがある場合　365

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日保証委託契約同日設定 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	１番抵当権消滅の定	余　白	抵当権者が死亡した時に抵当権は消滅する 平成何年何月何日付記

（七）債権に条件を付した場合　366

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　無利息 特約　債権者が死亡した時に債権は消滅する 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（八）民法第370条ただし書の特約がある場合　367

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 特約　立木には抵当権の効力は及ばない 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（九）債権者(抵当権者)が数人の場合　368

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者 　何市何町何番地 　持分５分の３ 　株　式　会　社　甲　銀　行 　何市何町何番地 　５分の２ 　株　式　会　社　乙　銀　行

（十）債務者が数人の場合
（１）連帯債務の場合　369

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 連帯債務者 　何市何町何番地 　何　某 　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（２）各別の債務を担保する場合　370

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　(あ)平成何年何月何日金銭消費貸借 　(い)平成何年何月何日金銭消費貸借同年何月何日設定 債権額　金１，０００万円 　内訳　(あ)金６００万円 　(い)金４００万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者 　(あ)何市何町何番地 　何　某 　(い)何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（十一）債権の一部を担保する場合　371

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借金１億円のうち金５，０００万円同日設定 債権額　金５，０００万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（十二）数個の債権を合わせて担保する場合
（１）利息，損害金が同一の場合　372

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　(あ)平成何年何月何日金銭消費貸借 　(い)平成何年何月何日金銭消費貸借平成何年何月何日設定

			債権額　金１，５００万円 内訳　(あ)金５００万円 (い)金１，０００万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　信　用　組　合

（２）利息を異にする場合　373

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　(あ)平成何年何月何日金銭消費貸借 (い)同日金銭消費貸借　(う)同日金銭消費貸借同日設定 債権額　金６，０００万円 内訳　(あ)金３，０００万円 (い)金２，０００万円 (う)金１，０００万円 利息　(あ)年８・２％ (い)年７・７％ (う)年６・５％ 損害金　年１４・５％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（十三）消費貸借予約(又は限度貸付)による債権を担保する場合　374

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借予約（又は限度貸付）同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（十四）一定の金額の支払を目的としない債権を担保する場合　375

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日石炭売買の引渡債権同日設定 債権価格　石炭何千トン　価格金何万円 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

（十五）外貨表示の債権を担保する場合　376

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　米貨金何万ドル 担保限度額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（十六）取扱店を登記する場合　377

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同年何月 何日設定 債権額　金何万円 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 （取扱店　何支店）

2　共同抵当の場合
（一）通常の場合　378

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 連帯債務者 　何市何町何番地 　乙　某 　何市何町何番地 　丙　某 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録(あ)第何号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	1	余　白

（二）追加担保の場合
（１）一個の物件に追加する場合の付記　379

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某

			抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権担保追加	余　白	共同担保　目録(あ)第何号 平成何年何月何日付記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	1	余　白

（２）他の登記所からの通知による付記　380

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権担保追加	平成何年何月何日 第何号	共同担保　目録(あ)第何号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何法務局　何出張所 何市何町　何番の土地	余　白	平成何年何月何日受付第何号追加

（３）数個の債権を担保する場合でその債権ごとの共同抵当の場合　381

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 共同担保　平成何年何月何日金銭消費貸借については目録(あ)第１５０号 同月何日金銭消費貸借については目録(あ)第１５１号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第１５０号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	1	余　白

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第１５１号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	1	余　白

（４）準共有の抵当権の持分のみについて追加する場合の付記　382

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者 　何市何町何番地 　持分５分の３ 　株　式　会　社　甲　銀　行 　何市何町何番地 　５分の２ 　株　式　会　社　乙　銀　行
付記１号	１番抵当権の株式会社甲銀行持分の共同担保追加	余　白	共同担保　目録(あ)第何号 平成何年何月何日付記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	1	余　白

二　抵当権の移転の登記
　１　債権譲渡による場合
（一）債権の全部譲渡　383

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（二）債権の一部譲渡　384

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額　金何万円 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（三）債権全部の譲渡を受けた者がその債権を更に譲渡した場合　385

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記２号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（四）債権の一部譲渡を受けた者がその債権を更に譲渡した場合　386

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額　金何万円 抵当権者　何市何町何番地 乙　某
付記１号 の付記１号	何番抵当権乙某持分移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 丙　某

２　共有抵当権の持分の移転の場合
（一）債権の持分の譲渡又は放棄　387

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権何某持分移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権持分譲渡（又は債権持分放棄） 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（二）抵当権の持分の放棄　388

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権株式会社乙銀行持分移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日抵当権持分放棄 抵当権者　何市何町何番地 何　某

３　代位弁済による場合
（一）全額代位弁済　389

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日代位弁済 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（二）債権額の一部の代位弁済　390

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部代位弁済 弁済額　金何万円 抵当権者　何市何町何番地 　丙　某

4　相続による場合　391

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 抵当権者 　何市何町何番地 　持分２分の１ 　何　某 　何市何町何番地 　２分の１ 　何　某

5　合併又は会社分割による場合　392

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合併（又は会社分割） 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 　（取扱店　何支店）

6　転付命令による場合　393

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権転付命令 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

7　転抵当権の移転の場合　394

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号 の付記１号	何番付記１号転抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

8　民法第392条第2項の代位による場合　395

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権代位	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日民法第３９２条第２項 　による代位 競売不動産　何市何町何番の土地（又は何市何 　町何番地家屋番号何番の建物） 競売代価　金何万円 弁済額　金何万円 債権額　金何万円

			利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某 代位者　何市何町何番地 　何　某

三　抵当権の変更の登記又は更正の登記

1　債権額の変更又は更正の場合

（一）一部弁済　396

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部弁済 債権額　金何万円

（注）１　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（二）変更契約による変更又は錯誤による更正　397

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更（又は更正）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更（又は錯誤） 債権額　金何万円

（注）１　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　３　更正の場合には，登記原因の日付の記録を要しない。

（三）元本債権のみの全部弁済　398

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日元本弁済 債権額　金何万円（平成何年何月分から平成何年何月分までの利息）

（注）１　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（四）利息の組入れ　399

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日平成何年何月何日から平成何年何月何日までの利息の元本組入 債権額　金何万円

（注）１　変更前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（五）民法第375条第1項ただし書の特別の登記　400

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権の利息の特別登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日から同年何月何日までの利息延滞 延滞利息　金何万円

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
２　登記義務者が債務者でない場合（物上保証人）には，「平成何年何月何日から同年何月何日までの利息の担保契約」と記録する。

（六）抵当権の一部移転の登記後に原抵当権の債権が消滅した場合　401

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金２，０００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額　金８００万円 抵当権者　何市何町何番地 乙　某
付記２号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日甲某の債権弁済 債権額　金８００万円

（注）１番抵当権の債権額及び抵当権者を抹消する記号（下線）を記録する。

（七）抵当権の一部移転の登記を受けた債権が消滅した場合　402

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某
１ 付記１号	１番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額　金４０万円 抵当権者　何市何町何番地 乙　某
１ 付記２号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日乙某の債権弁済 債権額　金６０万円

（注）１番抵当権の債権額及び付記１号の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

２　利息(損害金を含む。)に関する変更又は更正の場合
（一）約定利息の変更又は更正　403

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更（又は更正）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更（又は錯誤） 利息　年何％

（注）１　変更（更正）前の利息を抹消する記号（下線）を記録する。
２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
３　新たに利息の定めを約定した場合の変更の登記の記録も同様である。
４　更正の場合には，登記原因の日付の記録を要しない。

（二）金員を数回にわたって交付することを約した分割貸付契約において，利息を二本立てに変更する場合　404

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１億円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 利息　金４，０００万円については年何% 　金６，０００万円については年何%

（注）１　変更前の利息を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（三）利息の定めの廃止　405

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 利息の定廃止

（注）１　変更前の利息を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（四）損害金の変更　406

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 損害金　年何%

（注）１　変更前の損害金を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

３　一個の契約で数個の登記事項を変更する場合　407

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権額　金何万円 利息　年何%

（注）１　変更前の事項を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

４　債務引受の場合
（一）免責的債務引受　408

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日免責的債務引受 債務者　何市何町何番地 　何　某

（注）１番抵当権の債務者の表示を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）重畳的債務引受　409

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日重畳的債務引受 連帯債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社

5　債務の承継(相続)の場合

（一）共同相続人の一人が遺産分割により，債権者の承認を得て債務を引き受けた場合　410

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 債務者　何市何町何番地 　何　某

（二）共同相続人全員の債務承継の変更の登記後，引受相続人に債務者を変更する場合　411

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 債務者　何市何町何番地 　甲　某 　何市何町何番地 　乙　某
付記２号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日甲某の債務引受 債務者　何市何町何番地 　乙　某

6　更改の場合

（一）債務者の交替　412

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某
付記１号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債務者更改による新債務担保 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　丙　某

（二）債権者の交替　413

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某

付記１号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権者更改による新債務担保 債権額　金何万円 利息　年何％ 抵当権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社

（三）債権の目的の変更　414

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日保証契約による求償債権同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借への債権目的の更改による新債務担保 債権額　金何万円 利息　年何％

７　共有持分上の抵当権の効力を変更する場合
（一）共有持分上の抵当権の効力を単有不動産全部に及ぼす場合　415

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	乙某持分抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成２０年１０月３０日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　株　式　会　社
付記１号	何番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成２０年１０月３０日金銭消費貸借同年何月何日設定

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

（二）抵当権が共有者の一人の持分について消滅した場合　416

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権を甲某持分の抵当権とする変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日乙某持分の放棄

８　その他の変更又は更正の場合
（一）債務者の氏名等の変更又は更正　417

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地

			何　某
付記１号	何番抵当権変更（又は更正）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転（又は錯誤） 債務者の住所　何市何町何番地

（注）１　更正の場合には，登記原因の日付の記録を要しない。
　　２　変更又は更正前の債務者の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）条件付債権を無条件とした場合　418

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の条件廃止

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の債権の条件を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）被担保債権の発生原因を遺漏した場合　419

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　遺漏 原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定

（注）登記原因の日付の記録を要しない。

（四）抵当権の準共有持分の更正の場合　420

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 甲某持分　５分の３ 乙某持分　５分の２

（注）更正前の持分を抹消する記号（下線）を記録する。

（五）取扱店の変更又は追加の場合　421

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	取扱店　何支店

（注）１　既存の抵当権の登記で「取扱店」の登記をしていないものについては，取扱店の追加の登記をすることができる。
　　２　変更前の取扱店を抹消する記号（下線）を記録する。

四　抵当権の順位の変更の登記
　１　初めて変更する場合及び再変更の場合　422

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
2 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某

） （ 6 ）			
3	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
4 （ 5 ） （ 6 ）	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
5	１番、２番、４番順位変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　４番根抵当権 第２　２番抵当権 第３　１番抵当権
6	２番、４番順位変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　２番抵当権 第２　４番根抵当権

（注）５番登記事項は初めて変更する場合，６番登記事項は再変更の場合である。

２　同順位の抵当権がある場合　423

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 （ 5 ）	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 何　某
2 （ 5 ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 株　式　会　社　何　商　会
3(あ) （ 5 ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
3(い) （ 5 ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 何　某
3(う) （ 5 ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 株　式　会　社　何　商　会
4 （ 5 ）	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
5	１番、２番、３番(あ)、３番(い)、３番(う)、４番順位変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　４番根抵当権 第２　１番根抵当権 第３　２番抵当権 第４　３番(あ)抵当権、３番(い)抵当権、３番(う)抵当権

３　同順位の抵当権を異順位に変更する場合　424

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (4)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 株　式　会　社　何　商　会
2 (4)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
3（あ） (4)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
3（い） (4)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
4	１番、２番、３番(あ)、３番(い)順位変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　３番(あ)根抵当権 第２　３番(い)根抵当権 第３　１番根抵当権 第４　２番抵当権

4　敷地権付き区分建物に，敷地権の目的である土地に設定された抵当権の追加担保として建物のみを目的とする抵当権の設定の登記がされ，さらに区分建物に他の抵当権が設定された場合に両抵当権の順位を変更するとき　425

（専有部分の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (3)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番登記は建物のみに関する	（事項省略）	（事項省略）
2 (3)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	１番、２番順位変更	（事項省略）	原因　平成何年何月何日合意 第１　２番抵当権 第２　１番抵当権
付記１号	３番登記は建物のみに関する	（事項省略）	（事項省略）

（土地の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (2)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番抵当権担保追加	（事項省略）	（事項省略）
2	１番抵当権及び甲市乙町何番地一棟の建物の名称何家屋番号何番の建物の敷地権の抵当権（建物につき順位２番で登記した抵当権）順位変更	（事項省略）	原因　平成何年何月何日合意 第１　建物につき順位２番で登記した抵当権 第２　１番抵当権

五　抵当権の処分の登記

1　転抵当の登記

（一）通常の場合　426

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金３，０００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	何番抵当権転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金２，０００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（二）債権の一部を担保するための転抵当　427

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借債権額１，０００万円のうち５００万円の同月何日設定 債権額　金５００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（三）抵当権の一部の転抵当　428

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権の一部（金２，０００万円のうち１，０００万円分）転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１，０００万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（四）共有抵当権の持分についての転抵当　429

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権甲某持分転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（五）転抵当の転抵当　430

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号 の付記１号	何番付記１号転抵当の転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 転抵当権者　何市何町何番地 　何　某

２　抵当権のみの譲渡又は放棄の登記
（一）通常の場合　431

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	１番抵当権譲渡（又は放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同年何月何日譲渡（又は放棄） 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

（二）他の債権の一部のための譲渡又は放棄　432

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権譲渡（又は放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借金１，０００万円のうち８００万円の同日譲渡（又は放棄） 債権額　金８００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

（三）抵当権の一部の譲渡又は放棄　433

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権一部（金１，０００万円のうち５００万円）譲渡（又は放	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同年何月何日一部譲渡（又は放棄）

	棄）		債権額　金５００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

（四）共有抵当権の持分の譲渡又は放棄　434

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権甲某持分譲渡（又は放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日持分譲渡（又は放棄） 債権額　金１００万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 受益者　何市何町何番地 　何　某

３　抵当権の順位の譲渡又は放棄の登記
（一）通常の場合　435

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１，０００万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	１番抵当権の３番抵当権への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）
２	（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）
３ （１ 付１）	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１，０００万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（二）同一順位者間の順位の譲渡　436

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１(あ)	抵当権設定	（事項省略）	原因　（事項省略） （事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某
付記１号	１番(あ)抵当権の１番(い)抵当権への順位譲渡	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡
１(い) （１(あ) 付１）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 　乙　某

（三）同一順位で記号を付した数個の抵当権がある場合の順位の譲渡　437

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１（あ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番(あ)抵当権の２番(い)抵当権への順位譲渡	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡
１（い）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
１（う）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
２（あ）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
２（い） （１（あ） 付１）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）

（四）後順位の不動産質権のための順位の譲渡又は放棄　438

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番抵当権の２番質権への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）
２ （１ 付１）	質権設定	（事項省略）	（事項省略）

（五）抵当権の一部の順位の譲渡又は放棄　439

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債権額　金１，５００万円
付記１号	１番抵当権の一部（金１，５００万円のうち１，０００万円分）の２番抵当権への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日抵当権一部順位譲渡（又は順位放棄）
２ （１ 付１）	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債権額　金１，２００万円

（六）後順位抵当権の一部のための順位の譲渡又は放棄　440

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

付記１号	１番抵当権の２番抵当権の一部（金５，０００万円のうち２，０００万円分）への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）

（七）共有抵当権の持分の順位の譲渡又は放棄　441

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番抵当権の株式会社甲銀行の持分の３番抵当権への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）

４　抵当権付債権の質入の登記
（一）通常の場合　442

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権の債権質入	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

（二）被担保債権の一部の質入　443

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権の債権一部（金１，０００万円のうち８００万円）の質入	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金８００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 質権者　何市何町何番地 　何　某

（三）根質入の登記　444

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権の債権根質入	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲 　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　何市何町何番地 　何　某 根質権者　何市何町何番地 　何　某

六　抵当権の登記の抹消
１　弁済　445

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　抵当権の放棄又は解除(合意解除)　446

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄又は解除（合意解除）

（注）抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　権利の混同　447

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日混同

（注）抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

4　移転の付記登記のある抵当権の抹消　448

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 何　某
2	１番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）順位１番の抵当権の登記及び順位１番付記１号の抵当権の移転の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　順位の変更の登記の抹消(錯誤による場合)　449

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 5	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 株　式　会　社　何　商　会
2 5	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者 何　某
3	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）
4 5	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行

(1)			
5	１番、２番、４番順位変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　４番根抵当権 第２　２番抵当権 第３　１番抵当権
6	５番順位変更抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

(注) 順位５番の順位の変更の登記並びに順位１番，２番及び４番の順位番号に付された変更の登記の順位番号を抹消する記号（下線）を記録する。

6　転抵当の目的となっている原抵当権の消滅　450

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 （事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権の転抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 （事項一部省略） 転抵当権者　何市何町何番地 何　某
2	１番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄
3	１番付記１号転抵当抹消	余　白	１番抵当権抹消により平成何年何月何日登記

(注) 順位１番の抵当権の登記及び順位１番付記１号の転抵当の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

7　転抵当の抹消　451

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記１号転抵当抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

(注) 転抵当の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

8　順位の譲渡又は放棄の解除　452

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1 付記１号	１番抵当権の３番抵当権への順位譲渡（又は順位放棄）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）
2	（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）
3 (1 付１)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
4	１番付記１号順位譲渡（又は順位放棄）抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意解除

(注) １番付記１号の順位譲渡(又は順位放棄)の登記及び順位３番の抵当権の順位番号に付された順位譲渡(又は順位放棄)の登記の付記番号を抹消する記号（下線）を記録する。

9　順位の譲渡を受けた抵当権の登記を抹消した場合の順位譲渡事項の抹消　453

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1 付記１号	１番抵当権の２番抵当権への順位譲渡	（事項省略）	余　白
2 （1 付１）	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	２番抵当権抹消	（事項省略）	（事項省略）
4	１番付記１号順位譲渡抹消	余　白	２番抵当権抹消により平成何年何月何日登記

（注）順位２番の抵当権の登記及び順位１番付記１号の順位譲渡の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

10　民法第375条第1項ただし書の特別の登記の抹消　454

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号利息の特別登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）利息の特別の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

七　抵当証券に関する登記

1　抵当証券の発行の定めの登記

（一）弁済期の定めがない場合　455

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 特約　抵当証券を発行することができる 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

（二）弁済期の定めがある場合(各別に記録する場合)　456

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 弁済期　平成何年何月何日　金何万円 　平成何年何月何日　金何万円 　平成何年何月何日　金何万円 　ただし、利息その他の債務の履行を怠ったときは、期限の利益を失う 利息　年何％ 利息の支払時期　毎年何月何日及び何月何日の年２回各６か月分を一括後払い 　ただし、初回利息は年３６５日の日割計算の上、平成何年何月何日に支払う

			元本利息の支払場所 何市何町何番地 株式会社何銀行何支店 損害金　年何% 特約　抵当証券を発行することができる 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

（三）弁済期の定めがある場合(一括して記録する場合)　457

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 弁済期　平成何年から平成何年まで毎年何月何日　各金何万円 平成何年から平成何年まで毎年何月何日　各金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 特約　抵当証券を発行することができる 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

2　債権分割による抵当権の変更の登記
（一）弁済期及び債権額を基準に一括して記録する場合　458

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権分割 分割後の債権　弁済期平成何年何月何日分 金何万円何口 同平成何年何月何日分 金何万円何口

（二）債権額を基準に一括して記録する場合　459

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権分割 分割後の債権　金何万円何口 金何万円何口

3　抵当証券に関する変更の場合
（一）抵当証券発行の定めの廃止　460

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 抵当証券発行の定の廃止

(注) 変更前の抵当証券発行の定めを抹消する記号（下線）を記録する。

（二）抵当証券の交付　461

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権につき平成何年何月何日第何号抵当証券交付	余　白	平成何年何月何日付記

（三）抵当証券作成の嘱託があった場合　462

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権につき何法務局何出張所の嘱託により平成何年何月何日第何号の抵当証券作成	余　白	平成何年何月何日付記

（四）抵当証券交付の付記登記の嘱託があった場合　463

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権につき抵当証券交付	平成何年何月何日 第何号	平成何年何月何日何法務局何出張所において第何号抵当証券交付

（五）元本利息の支払場所の変更　464

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 元本利息の支払場所　何市何町何番地 株式会社何銀行乙支店

（注）変更前の支払場所を抹消する記号（下線）を記録する。

４　嘱託による抵当証券作成の付記登記の抹消　465

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号抵当証券作成付記抹消	平成何年何月何日 第何号	余　白

（注）嘱託による抵当証券作成の付記登記を抹消する記号（下線）を記録する。

５　抵当証券交付の付記登記の抹消　466

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記１号抵当証券交付付記抹消	平成何年何月何日 第何号	余　白

（注）抵当証券交付の付記登記の番号を抹消する記号（下線）を記録する。

八　工場抵当に関する登記

１　工場抵当法(明治38年法律第54号)第2条の設定の場合　467

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某 工場抵当法第３条第２項目録作成

2　普通抵当権を工場抵当法第2条による抵当権に変更する場合　468

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 工場抵当法第３条第２項目録作成

3　工場抵当法第2条による抵当権を普通抵当権に変更する場合　469

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某 <u>工場抵当法第３条第２項目録作成</u>
付記１号	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日機械器具備付廃止

（注）変更前の工場抵当法第3条第2項目録作成の記録を抹消する記号（下線）を記録し，同目録を閉鎖する。

九　物上担保付社債信託契約による場合

1　社債の全額発行の場合　470

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日物上担保付社債信託 社債の総額　金何億円 社債の利率　年何% 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行

2　社債の分割発行の場合

（一）社債総額についての登記　471

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日物上担保付社債信託 社債の総額　金何億円 何回分割発行 社債の利率の最高限度　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行

（二）分割発行についての登記　472

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番抵当権社債発行	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日物上担保付社債信託及び平成何年何月何日社債発行契約同年何月何日第何回社債発行 第何回社債発行金額　金何億円 社債の利率　年何％

（注）当初の信託契約において第１回又はその後に発行する社債についての事項を契約したときは，登記原因は，「平成何年何月何日物上担保付社債信託同年何月何日第何回社債発行」と記録する。

第十　　根抵当権に関する登記

（第十に示されていない記録例については抵当権の記録例を参照。）

一　根抵当権の設定の登記

１　通常の場合　473

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金１，０００万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者　何市何町何番地 　何　商　事　株　式　会　社

２　債務者が数人の場合

（一）債権の範囲が異なる場合　474

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　債務者　株式会社何商店につき 　平成何年何月何日当座貸越契約 　債務者　何某につき 　銀行取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　商　店 　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行

（二）債権の範囲が共通の場合　475

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　銀行取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者 　何市何町何番地 　甲　株　式　会　社 　何市何町何番地 　乙　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行

3　根抵当権者が数人の場合
（一）債権の範囲が異なる場合　476

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　根抵当権者　株式会社何銀行につき 　平成何年何月何日当座貸越契約 　根抵当権者　株式会社何商店につき 　売買取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　商　店

（二）債権の範囲及び債務者が異なる場合　477

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　根抵当権者　株式会社何銀行につき 　銀行取引　手形債権　小切手債権 　根抵当権者　株式会社何商店につき 　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　根抵当権者　株式会社何銀行につき 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　商　店 　根抵当権者　株式会社何商店につき 　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　商　店

4　敷地権の登記のある建物の専有部分のみを目的とする場合　478
（専有部分の乙区）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金１，０００万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 債務者　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	何番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記

（注）１　登記原因の日付は区分建物の表題部の「敷地権の表示」中「原因及びその日付」の部分に登記した敷地権の登記の登記原因の日付より前であることを要する。
　　２　賃借権が敷地権であるときは建物のみに関する旨を付記することを要しない。

５　共同根抵当権を設定する場合　479

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　銀行取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 　何　某 根抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録(あ)第何号

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第何号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
１	何市何町　何番の土地	１	余　白
２	何市何町　何番地　家屋番号　何番の建物	１	余　白

二　根抵当権の変更の登記
　１　債権の範囲の変更(根抵当権の一部移転等関連記録例を含む。)
　（一）交替的変更の場合及び追加的変更の場合　480

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債権の範囲　平成何年何月何日手形貸付契約
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　売買取引
２	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債権の範囲　銀行取引
付記１号	２番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権

（注）１　１付記１号は交替的変更，２付記１号は追加的変更の場合である。
　　２　債権の範囲の変更については，後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることは要しない(民法第398条の4第2項)。
　　３　変更前の債権の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

　（二）根抵当権の共有者の一人について債権の範囲を変更する場合　481

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　当座貸越取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 根抵当権者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　甲　銀　行 　何市何町何番地 　株　式　会　社　乙　銀　行 共同担保　目録(あ)第何号
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　根抵当権者　株式会社甲銀行につき 　銀行取引 　根抵当権者　株式会社乙銀行につき 　当座貸越取引

(注) 変更前の債権の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）共有根抵当権について各根抵当権者の債権の範囲を同時に変更する場合　482

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　根抵当権者　株式会社甲銀行につき 　平成何年何月何日手形貸付契約 　根抵当権者　株式会社乙銀行につき 　平成何年何月何日当座貸越契約 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 根抵当権者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　甲　銀　行 　何市何町何番地 　株　式　会　社　乙　銀　行
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　根抵当権者　株式会社甲銀行につき 　銀行取引 　根抵当権者　株式会社乙銀行につき 　手形貸付取引

(注) 変更前の債権の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

（四）根抵当権の共有者の一人の権利の譲渡後，譲受人について債権の範囲を変更する場合　483

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債権の範囲　銀行取引 根抵当権者 　何市何町何番地 　株　式　会　社　甲　銀　行 　何市何町何番地 　株　式　会　社　乙　銀　行
付記１号	１番根抵当権共有者株式会社乙銀行の権利移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 　丙　株　式　会　社

付記２号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　根抵当権者　株式会社甲銀行につき 銀行取引 根抵当権者　丙株式会社につき 売買取引

（注）変更前の債権の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

（五）根抵当権の一部譲渡後，譲受人について債権の範囲を変更する場合　484

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　当座貸越取引 債務者　何市何町何番地 何　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行
付記２号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　根抵当権者　株式会社甲銀行につき 当座貸越取引 根抵当権者　株式会社乙銀行につき 銀行取引

（注）変更前の債権の範囲を抹消する記号（下線）を記録する。

（六）根抵当権の一部譲渡後，譲受人について債権の範囲と債務者を同時に変更する場合　485

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　当座貸越取引 債務者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　Ａ　銀　行
付記１号	１番根抵当権一部移転	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　Ｂ　銀　行
付記２号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債権の範囲　根抵当権者　株式会社Ａ銀行につき 当座貸越取引 根抵当権者　株式会社Ｂ銀行につき 銀行取引 債務者　根抵当権者　株式会社Ａ銀行につき 何市何町何番地 甲　株　式　会　社 根抵当権者　株式会社Ｂ銀行につき 何市何町何番地 乙　株　式　会　社

（注）変更前の債権の範囲及び債務者を抹消する記号（下線）を記録する。

２　債務者の変更

（一）交替的変更の場合及び追加的変更の場合　486

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債務者　何市何町何番地 丙　株　式　会　社
2	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　何市何町何番地 乙　株　式　会　社
付記１号	２番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債務者 何市何町何番地 乙　株　式　会　社 何市何町何番地 丁　株　式　会　社

（注）１　１付記１号は交替的変更，２付記１号は追加的変更の場合である。
２　債務者の変更については，後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることは要しない(民法第398条の4第2項）。
３　変更前の債務者を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）根抵当権の共有者ごとに異なる債務者を同時に変更する場合　487

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　根抵当権者　株式会社Ａ銀行につき 何市何町何番地 甲　株　式　会　社 根抵当権者　株式会社Ｂ銀行につき 何市何町何番地 乙　株　式　会　社 根抵当権者 何市何町何番地 株　式　会　社　Ａ　銀　行 何市何町何番地 株　式　会　社　Ｂ　銀　行
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 債務者　根抵当権者　株式会社Ａ銀行につき 何市何町何番地 丙　株　式　会　社 根抵当権者　株式会社Ｂ銀行につき 何市何町何番地 丁　株　式　会　社

（注）変更前の債務者を抹消する記号（下線）を記録する。

３　極度額の変更　488

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 極度額　金１，０００万円 根抵当権者 株　式　会　社　何　銀　行
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 極度額　金２，０００万円

（注）１　利害関係人が存する場合には，その者の承諾を得なければすることができず，承諾したことを証する情報の提供を要し，必ず付記登記による。
２　変更前の極度額を抹消する記号（下線）を記録する。

4　確定期日の登記

（一）当初確定期日の定めのなかった根抵当権について新たに確定期日を定めた場合　489

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　銀行取引 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　銀　行
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日新設 確定期日　平成何年何月何日

（二）確定期日の変更　490

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 確定期日　平成１年４月１日
付記１号	１番根抵当権変更	平成１年３月３１日 第何号	原因　平成１年３月３１日変更 確定期日　平成２年３月３１日

（注）変更前の確定期日を抹消する記号（下線）を記録する。

5　根抵当権者の相続と合意　491

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 　甲　某
付記１号	１番根抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 根抵当権者 　何市何町何番地 　乙　某 　何市何町何番地 　丙　某 　何市何町何番地 　丁　某
付記２号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 指定根抵当権者　何市何町何番地 　乙　某

6　債務者の相続と合意　492

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　何市何町何番地 　甲　某
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 債務者 　何市何町何番地 　乙　某 　何市何町何番地 　丙　某

			何市何町何番地 丁　某
付記２号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 指定債務者　何市何町何番地 乙　某

7　相続及び合意の登記がある根抵当権の追加担保の場合
（一）根抵当権者の相続に関する合意の登記がされている場合　493

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　銀行取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 何　某 根抵当権者　（何市何町何番地　何某（平成何年何月何日死亡）の相続人） 何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某 指定根抵当権者　（平成何年何月何日合意） 何市何町何番地 何　某 共同担保　目録(あ)第何号

（二）債務者の相続に関する合意の登記がされている場合　494

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債権の範囲　銀行取引 確定期日　平成何年何月何日 債務者　（何市何町何番地　何某（平成何年何月何日死亡）の相続人） 何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某 指定債務者　（平成何年何月何日合意） 何市何町何番地 何　某 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録(あ)第何号

8　根抵当権者である会社の合併　495

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合併 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行

9　債務者である会社の合併　496

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 債務者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社
付記１号	１番根抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合併 債務者　何市何町何番地 乙　株　式　会　社

10　元本の確定　497

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番根抵当権元本確定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日確定

三　根抵当権の処分の登記
1　根抵当権の全部譲渡　498

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行

2　根抵当権の分割譲渡
（一）共同担保の場合　499

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1（あ）	根抵当権設定	平成１年５月１日 第９６８７号	原因　平成１年４月２８日設定 極度額　金１，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成５年４月２８日 債務者　何市何町何番地 何　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行 共同担保　目録(あ)第５０号
付記１号	１番(あ)根抵当権変更	余　白	極度額　金３００万円 分割譲渡により平成何年何月何日付記
1（い）	１番根抵当権分割譲渡	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日分割譲渡 （根抵当権の表示） 平成１年５月１日受付 第９６８７号 原因　平成１年４月２８日設定 極度額　金７００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成５年４月２８日 債務者　何市何町何番地

			何　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行 共同担保　目録(あ)第１２３号

(注) 分割前の極度額を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）順位譲渡を受けた根抵当権を分割譲渡する場合　500

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番抵当権の２番根抵当権への順位譲渡	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡
2 (1 付1) (あ)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 極度額　金１，０００万円 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	２番(あ)根抵当権変更	余　白	極度額　金３００万円 分割譲渡により平成何年何月何日付記
2 (1 付1) (い)	２番根抵当権分割譲渡	（事項省略）	（事項一部省略） 極度額　金７００万円 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行

(注) 分割前の極度額を抹消する記号（下線）を記録する。

３　根抵当権の一部譲渡　501

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行

４　根抵当権の一部譲渡及び優先の定め　502

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日一部譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行
付記２号	１番根抵当権優先の定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 優先の定　株式会社甲銀行７・株式会社乙銀行３の割合
付記３号	１番根抵当権優先の定変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 優先の定　株式会社甲銀行３・株式会社乙銀行

			７の割合

（注）変更前の優先の定めを抹消する記号（下線）を記録する。

５　根抵当権の共有者の一人の権利の移転　503

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者 何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行 何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行
付記１号	１番根抵当権共有者株式会社乙銀行の権利移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　丙　銀　行

（注）他の共有者の同意を要する(民法第398条の14第2項)。

６　預金保険法(昭和46年法律第34号)第133条の2第1項による根抵当権の移転　504

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　甲　銀　行
付記１号	１番根抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日預金保険法第１１３条の２第１項による譲渡 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　乙　銀　行

７　抵当権を目的とした転根抵当権設定の登記　505

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１，０００万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 甲　某 抵当権者　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番抵当権転根抵当	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金５００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　何市何町何番地 乙　某 転根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　丙　銀　行

（注）昭和49年4月3日付け法務省民三第1753号民事局民事第三課長回答

四　根抵当権の登記の抹消

１　確定債権の弁済による場合　506

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）根抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　根抵当権の解除(又は放棄)による場合　507

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除（又は根抵当権放棄）

（注）根抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　消滅請求による場合　508

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日消滅請求

第十一　　買戻権に関する登記

一　買戻の特約の登記

1　所有権を目的とする場合　509

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
付記１号	買戻特約	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日特約 売買代金　金何万円 契約費用　金何万円 期間　平成何年何月何日から何年間 買戻権者　何市何町何番地 何　某

2　地上権を目的とする場合　510

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番地上権移転	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号 の付記１号	買戻特約	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日特約 売買代金　金何万円 契約費用　金何万円 期間　平成何年何月何日から何年間 買戻権者　何市何町何番地 何　某

二　買戻権の移転の登記

1　所有権を目的とする場合　511

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

付記１号 の付記１号	何番付記１号買戻権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 買戻権者　何市何町何番地 何　某

２　地上権を目的とする場合　512

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号 の付記１号 の付記１号	何番地上権付記１号の付記１号買戻権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 買戻権者　何市何町何番地 何　某

三　買戻権の変更の登記又は更正の登記

１　買戻代金の変更　513

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号 の付記１号	何番付記１号買戻権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 売買代金　金何万円

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　変更前の売買代金を抹消する記号（下線）を記録する。

２　買戻期間の更正　514

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号 の付記１号	何番付記１号買戻権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 期間　平成何年何月何日から何年間

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。
　　２　更正前の買戻の期間を抹消する記号（下線）を記録する。

四　買戻権の登記の抹消

１　買戻権の行使があった場合　515

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
何 付記１号	買戻特約	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日特約 売買代金　金何万円 契約費用　金何万円 期間　平成何年何月何日から何年間買戻権者 何市何町何番地 何　某
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日買戻 所有者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記１号買戻権抹消	余　白	何番所有権移転登記により平成何年何月何日登記

（注）１　買戻権の登記の抹消は職権で主登記でする。
　　２　買戻の特約の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　買戻期間満了又は混同の場合　516

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
何 付記１号	買戻特約	平成何年何月何日 第１００号	原因　平成何年何月何日特約 売買代金　金何万円 契約費用　金何万円 期間　平成何年何月何日から何年間買戻権者 何市何町何番地 何　某
何	何番付記１号買戻権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日買戻期間満了（又は混同）

（注）１　買戻権の登記の抹消は主登記でする。
　　２　買戻の特約の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第十二　　信託に関する登記

一　信託の登記
1　法第98条第1項の権利の保存　517

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 所有者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

2　法第98条第1項の権利の設定
（一）担保権の信託①(受託者を直接担保権者とする方法)　518

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日信託 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何%（年３６５日の日割計算） 債務者　何市何町何番地 何　某 受託者　何市何町何番地

			何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

（二）担保権の信託②(同上・被担保債権が複数ある場合)　519

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　（あ）平成何年何月何日金銭消費貸借同日信託　（い）平成何年何月何日金銭消費貸借同日信託 債権額　金５億円 内訳　（あ）金３億円 （い）金２億円 損害金　年何％（年３６５日の日割計算） 債務者　何市何町何番地 何　某 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

3　法第98条第1項の権利の移転(所有権の信託)
（一）受託者が一人の場合　520

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 何　某

	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

（二）受託者が二人以上の場合　521

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者 何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

（三）遺言信託の場合　522

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日遺言信託 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

4　法第98条第１項の権利の移転(所有権以外の権利の信託)

（一）地上権の信託　523

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番地上権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（二）担保付債権の信託(受託者が一人の場合)　524

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地

			何　某
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡（信託） 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
２　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
３　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
４　信託条項	（事項省略）		

（三）担保付債権の信託(受託者が複数の場合)　525

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	何番抵当権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡（信託） 受託者 何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
２　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某		
３　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
４　信託条項	（事項省略）		

（四）担保権の信託②(抵当権者が委託者となり，抵当権を受託者へ譲渡する方法)　526

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％（年３６５日の日割計算） 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 　何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 　何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 　何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 　何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

5　法第98条第1項の権利の変更
（一）自己信託①　527

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日自己信託 受託者　何市何町何番地 　何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 　何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 　何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 　何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（二）自己信託②(持分の一部のみを信託財産とした場合)　528

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何某持分２分の１が信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日自己信託 受託者　何市何町何番地 何　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
２　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
３　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
４　信託条項	（事項省略）		

６　信託財産に属する財産の処分又は管理により不動産の所有権等を取得した場合
（一）受託者が信託財産に属する金銭をもって第三者から不動産を取得した場合　529

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
	信託財産の処分による信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
２　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
３　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
４　信託条項	（事項省略）		

(注) 信託法(平成18年法律第108号)第16条第1項

（二）受託者が信託財産に属する金銭をもって別信託の受託者である第三者から当該別信託の目的である不動産を取得した場合　530

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 甲　某
	信託	余　白	信託目録第１００号
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
	２番信託登記抹消	余　白	原因　信託財産の処分
	信託財産の処分による信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）持分に対する信託の場合は「（何某）信託財産の処分による信託」とする。

（三）委託者が債務者に対して有する金銭債権を受託者に信託譲渡し，受託者が当該金銭債権を被担保債権として債務者との間で抵当権を設定した場合　531

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 甲　某 抵当権者　何市何町何番地 乙　某
	信託財産の管理による信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 丙　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 丙　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）持分に対する信託の場合は「（何某）信託財産の管理による信託」とする。

7　信託財産の原状回復(信託法第40条第1項第2号)

（一）所有権の保存の登記と同時にする場合　532

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　某
	信託財産の原状回復による信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）持分に対する信託の場合は「（何某）信託財産の原状回復による信託」とする。

（二）所有権の移転の登記と同時にする場合　533

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
	信託財産の原状回復による信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	

1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某
4　信託条項	（事項省略）

（注）持分に対する信託の場合は「（何某）信託財産の原状回復による信託」とする。

8　代位による申請の場合

（一）所有権の移転の登記と同時にする場合　534

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号 代位申請人（受益者）　何市何町何番地 何　某 代位原因　不動産登記法第９９条

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）受益者が受託者に代位して委託者と共同して申請する例

（二）所有権の移転の登記と別にする場合(原状回復の場合)　535

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産の原状回復による信託	平成何年何月何日 第何号	信託目録第何号 代位申請人（受益者）　何市何町何番地 何　某 代位原因　不動産登記法第９９条

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		

3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某
4　信託条項	（事項省略）

（注）受益者が受託者に代位して申請する例

9　信託の併合又は分割　536

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第１００号
3	信託併合（又は分割）により別信託の目的となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託併合（又は信託分割）
	２番信託登記抹消	余　白	原因　信託併合（又は信託分割）
	信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）１　併合(又は分割)に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　物件に対し複数の信託が登記されている場合には登記の目的を「何番信託の信託併合により～」とする。

二　受託者の変更に関する登記
　１　受託者の変更による所有権の移転　537

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日信託

		第何号	受託者　何市何町何番地 乙　某
	信託	余　白	信託目録第何号
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日受託者変更 受託者　何市何町何番地 丙　某

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某		
	受託者変更 原因　平成何年何月何日変更 受託者　何市何町何番地 丙　某 平成何年何月何日付記		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）信託目録について変更前の受託者を抹消する記号（下線）を記録する。

2　二人以上の受託者のうちの一人の任務終了による受託者の変更

（一）他の受託者の合有となった場合　538

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 何市何町何番地 丁　某
	信託	余　白	信託目録第何号
付記１号	３番合有登記名義人変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日受託者乙某任務終了 受託者 丙　某 丁　某

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 何市何町何番地		

	丁　某
	受託者変更 原因　平成何年何月何日受託者乙某任務終了 受託者 　丙　某 　丁　某 平成何年何月何日付記
3　受益者に関する事項等	（事項省略）
4　信託条項	（事項省略）

（注）信託目録について任務の終了した受託者を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）他の受託者の単有となった場合　539

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　甲　某
3	所有権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 　乙　某 　何市何町何番地 　丙　某
	信託	余　白	信託目録第何号
付記１号	３番合有登記名義人変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日受託者乙某任務終了 受託者　丙　某

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 　乙　某 何市何町何番地 　丙　某		
	受託者変更 原因　平成何年何月何日受託者乙某任務終了 受託者　丙　某 平成何年何月何日付記		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）信託目録について任務の終了した受託者を抹消する記号（下線）を記録する。

3　会社の合併又は会社分割による受託者の変更　540

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者 　何市何町何番地 　株式会社甲信託銀行 　何市何町何番地 　株式会社乙信託銀行

	信託	余　白	信託目録第何号
付記１号	何番合有登記名義人変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日受託者株式会社甲信託銀行合併（又は会社分割） 受託者 何市何町何番地 株式会社丙信託銀行 何市何町何番地 株式会社乙信託銀行

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	何市何町何番地 株式会社甲信託銀行 何市何町何番地 株式会社乙信託銀行		
	受託者変更 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日受託者株式会社甲信託銀行合併（又は会社分割） 受託者 何市何町何番地 株式会社丙信託銀行 何市何町何番地 株式会社乙信託銀行		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

（注）１　二人以上の受託者のうちのいずれかについて変更があった例
　　２　変更した受託者を抹消する記号（下線）は記録しない。

４　信託財産管理命令等

（一）信託財産管理命令　541

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産管理命令	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）決定

（注）物件に対し複数の信託が登記されている場合には，登記の目的を「何番信託の信託財産管理命令」とする。

（二）信託財産管理命令の取消し　542

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産管理命令	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）決定
何	何番信託財産管理命令抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）取消

（注）取消しに係る命令を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）信託財産法人管理命令　543

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産法人管理命令	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 決定

（注）物件に対し複数の信託が登記されている場合には，登記の目的を「何番信託の信託財産法人管理命令」とする。

（四）信託財産法人管理命令の取消し　544

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	信託財産法人管理命令	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 決定
何	何番信託財産法人管理命令抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 取消

（注）取消しに係る命令を抹消する記号（下線）を記録する。

三　信託目録の記録のみの変更(更正)の登記

1　信託条項の変更(更正)

（一）当事者の契約により信託の終了事由を変更した場合　545

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
4　信託条項	信託終了の事由 本件信託契約は、委託者兼受益者何某が死亡したときに終了する。		
	信託終了事由変更 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日変更 信託の終了の事由 本件信託契約は、次の事由が発生した場合、その事由が生じた後に最初に到来する信託計算期日（当日が信託計算期日である場合には，その当日）に終了する。 １．本信託不動産が売却、収用により換価された場合 ２．受託者が受益者から本信託不動産の売却指図を受領して２年間が経過した場合		

（二）裁判所(又は主務官庁)が管理方法を変更した場合　546

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
4　信託条項	信託財産の管理方法 受託者は、本信託不動産について、信託による所有権移転及び信託の登記手続を行うものとする。		
	信託財産管理方法変更 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日何地方裁判所(又は何省)の変更 信託財産の管理方法 受託者は、受益者の指図に従い、本信託不動産その他の信託財産並びにこれらに付随する一切の権利の管理、運用及び処分（担保設定を含む。）を行うものとする。		

2　委託者(又は受益者)の表示の変更(更正)
（一）委託者の住所変更の場合　547

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某		
	委託者住所変更 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日住所変更 住所　何市何町何番地		

（二）受益者の氏名更正の場合　548

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
	受益者氏名更正 平成何年何月何日 第何号 原因　錯誤 氏名　何　某		

3　信託管理人の選任及び解任
（一）選任の場合　549

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
3　受益者に関する事項等	信託管理人選任 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日何地方裁判所(又は何省)選任 信託管理人　何市何町何番地 何　某		

（二）解任の場合　550

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
3　受益者に関する事項等	信託管理人選任 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日何地方裁判所(又は何省)選任 信託管理人　何市何町何番地 何　某		

	信託管理人解任 平成何年何月何日 第何号 原因　平成何年何月何日何地方裁判所(又は何省)解任

四　信託財産に関する登記

1　固有財産と信託財産等とに属する共有物の分割

（一）共有物分割の場合①(固有財産と信託財産を信託財産とする場合)　551

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
4	乙某持分２分の１（順位２番で登記した持分）が信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）1　受託者が一人の場合
　　2　信託法第19条第1項

（二）共有物分割の場合②(固有財産と信託財産を信託財産とする場合)　552

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
3	甲某持分全部移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者 何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 （受託者乙某、丙某持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
4	乙某持分２分の１（順位２番で登記した持分）が信託財産となった旨の登記（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 受託者 何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 （受託者乙某、丙某持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 甲　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）１　受託者が二人以上の場合
　　２　信託法第19条第1項

（三）共有物分割の場合③(固有財産と信託財産を固有財産とする場合)　553

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某 順位２番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
2	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１） 順位３番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
	信託	余　白	信託目録第何号 順位３番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号
付記１号	２番信託登記変更	余　白	信託目録第何号 平成何年何月何日付記
3	受託者乙某持分２分の１（順位２番で登記した持分）の固有財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 乙　某
	２番信託登記抹消	余　白	原因　共有物分割

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	平成何年何月何日分筆により信託目録平成何年第何号から転写 信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 甲　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）１　共有物分割の前提として分筆を行った場合(規則第176条第2項において準用する規則第102条第1項後段参照)である。
　　２　信託法第19条第1項

（四）共有物分割の場合④(固有財産と信託財産を固有財産とする場合)　554

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地

			２分の１ 乙　某
3	甲某持分全部移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者 何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 （受託者乙某、丙某持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第何号
4	受託者乙某、丙某持分２分の１（順位３番で登記した持分）の固有財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 所有者　何市何町何番地 持分２分の１ 乙　某
	３番信託登記抹消	余　白	原因　共有物分割

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 甲　某		
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某		
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 甲　某		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）１　受託者が二人以上の場合
　　２　信託法第19条第1項

（五）共有物分割の場合⑤(信託財産と他の信託財産の場合)　555

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 丁　某
3	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 丙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号
5	受託者乙某持分２分の１（順位３番で登記した持分）が他の信託財産と	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 受託者　何市何町何番地

	なった旨の登記		丙　某 （受託者持分２分の１）
	３番信託登記抹消	余　白	原因　共有物分割
	信託	余　白	信託目録第３００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第３００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

（注）１　受託者が一人の場合
　　２　信託法第19条第1項

（六）共有物分割の場合⑥(信託財産と他の信託財産の場合)　556

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 丁　某
３	甲某持分全部移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者

			何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 丙　某 （受託者乙某、丙某持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号
5	受託者乙某、丙某持分２分の１（順位３番で登記した持分）が他の信託財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	３番信託登記抹消	余　白	原因　共有物分割
	信託	余　白	信託目録第３００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第３００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）１　受託者が二人以上の場合
　　２　信託法第19条第1項

2　信託財産に関する保全処分
（一）信託財産に関する保全処分　557

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某
	信託	余　白	信託目録第何号
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 信託財産保全の仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

（二）信託財産に関する保全処分の取消し　558

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 信託財産保全の仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 信託財産保全の仮処分命令取消

（注）取消しに係る保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

五　信託の登記がある不動産同士の合併の登記
1　所有権全体に対する信託の登記がある物件の場合　559

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某
	信託	余　白	信託目録第１００号
4	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	受託者　何市何町何番地 乙　某
	信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	（事項省略）			
2　受託者に関する事項	（事項省略）			
3　受益者に関する事項等	（事項省略）			
4　信託条項	（事項省略）			

（注）規則第107条第1項第4号，第134条第1項等参照。

2　複数の「持分に関する信託の登記」がある物件の場合　560

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 丁　某
2	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
3	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 丙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号
4（あ）	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第３００号
4（い）	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	受託者　何市何町何番地 丙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第３０１号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消		
1　委託者に関する事項	（事項省略）			
2　受託者に関する事項	（事項省略）			
3　受益者に関する事項等	（事項省略）			
4　信託条項	（事項省略）			

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第３００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第３０１号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）規則第107条第1項第4号，第134条第1項等参照。

3　「持分に関する信託の登記」が一つある物件の場合　561

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 何　某
2	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第１００号
3	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 何　某 受託者　何市何町何番地

			乙　某 （受託者持分２分の１）
	信託	余　白	信託目録第２００号

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第１００号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第２００号	平成何年何月何日 第何号	余　白	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

（注）規則第107条第1項第4号，第134条第1項等参照。

六　信託の登記の抹消

１　信託財産の処分　562

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 甲　某
	信託	余　白	信託目録第何号
３	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
	２番信託登記抹消	余　白	原因　信託財産の処分

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
１　委託者に関する事項	（事項省略）		
２　受託者に関する事項	（事項省略）		
３　受益者に関する事項等	（事項省略）		
４　信託条項	（事項省略）		

（注）抹消に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　信託終了　563

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 甲　某
	信託	余　白	信託目録第何号
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託財産引継 所有者　何市何町何番地 乙　某
	２番信託登記抹消	余　白	原因　信託財産引継

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）抹消に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　信託財産を受託者の固有財産とした場合
（一）受託者が一人の場合　564

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号
3	受託者の固有財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日委付
	２番信託登記抹消	余　白	原因　委付

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）抹消に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）受託者が複数の場合　565

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転（合有）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者 何市何町何番地 何　某 何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号
3	受託者の固有財産となった旨の登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日委付 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 何　某 何市何町何番地 ２分の１ 何　某
	２番信託登記抹消	余　白	原因　委付

信　託　目　録		調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備	
第何号	平成何年何月何日 第何号	信託抹消　平成何年何月何日受付第何号抹消	
1　委託者に関する事項	（事項省略）		
2　受託者に関する事項	（事項省略）		
3　受益者に関する事項等	（事項省略）		
4　信託条項	（事項省略）		

（注）抹消に係る信託の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第十三　　仮登記

一　所有権に関する仮登記

1　所有権の移転の仮登記　566

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

2　所有権の移転請求権の仮登記　567

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約（又は代物弁済予約） 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

3　法第157条第4項の法務局又は地方法務局の長の命令による仮登記　568

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日何法務局長の命令により平成何年何月何日仮登記
	余　白	余　白	余　白

4　始期付所有権の移転の仮登記　569

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	始期付所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買（始期　平成何年何月何日） 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

5　停止条件付所有権の移転の仮登記
（一）停止条件付代物弁済契約　570

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	条件付所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日代物弁済（条件　平成何年何月何日金銭消費貸借の債務不履行） 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

（二）農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を条件とする場合　571

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	条件付所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買（条件　農地法第３条の許可） 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

（注）１　所有権の移転の時期を売買代金の完済時とした場合の登記原因は，「年月日売買（条件　売買代金完済）」とする。
　　２　所有権の移転の時期を農地法第3条の許可と売買代金の完済のいずれかが完了したときとした場合の登記原因は，「年月日売買（条件　農地法第３条の許可及び売買代金完済）」とする。

6　敷地権付き区分建物の建物のみを目的とする所有権の移転の仮登記　572

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

付記何号	何番登記は建物のみに関する	余　白	平成何年何月何日付記

(注) 登記原因の日付は区分建物の表題部の「敷地権の表示」中「原因及びその日付」に登記した敷地権の登記の登記原因の日付より前であることを要する(法第73条第1項第2号)。

7　所有権が敷地権である場合にする所有権の移転請求権の仮登記　573
(土地の甲区)

権　利　部　(甲区)　　(所有権に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１２	共有者全員持分全部敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何丁目何番地 一棟の建物の名称　何番 平成何年何月何日登記
１３	何某持分全部移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

(注) １　登記原因の日付は区分建物の表題部の「敷地権の表示」中「原因及びその日付」に登記した敷地権の登記の登記原因の日付より前であることを要する。
２　１号仮登記，担保権に関する登記も同様にすることができる。

8　共有持分の移転請求権の仮登記　574

権　利　部　(甲区)　　(所有権に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
2	乙某持分全部移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 持分２分の１ 丙　某
	余　白	余　白	余　白

9　仮登記した所有権の移転の仮登記　575

権　利　部　(甲区)　　(所有権に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番仮登記所有権移転の仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

10　仮登記した所有権の移転請求権の移転の登記　576

権　利　部　(甲区)　　(所有権に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約（又は代物弁済予約） 権利者　何市何町何番地 何　某

	余　白	余　白	余　白
付記何号	何番所有権移転請求権の移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某

11　仮登記した所有権移転請求権の移転請求権の仮登記　577

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番所有権移転請求権の移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

12　所有権の登記の抹消の仮登記　578

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番所有権抹消仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
	余　白	余　白	余　白

13　仮登記義務者の一人が仮登記された移転請求権の一部移転を受けた場合の権利混同による登記の目的の変更の登記　579

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（一部事項省略） 共有者 何市何町何番地 持分３分の１ 甲　某 何市何町何番地 ３分の１ 乙　某 何市何町何番地 ３分の１ 丙　某
3	共有者全員持分全部移転請求権仮登記	（事項省略）	（一部事項省略） 権利者　何市何町何番地 丁　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	３番共有者全員持分全部移転請求権一部移転	（事項省略）	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 持分３分の１ 乙　某
付記２号	３番仮登記変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有者中乙某持分につき権利混同 登記の目的　乙某を除く共有者全員持分全部移転請求権仮登記

（注）変更前の登記の目的を抹消する記号（下線）を記録する。

14　仮登記権利者の一人について契約解除があった場合の変更の登記　580

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
2	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 持分２分の１ 乙　某 何市何町何番地 ２分の１ 丙　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	２番仮登記変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日権利者中乙某持分につき解除 登記の目的　所有権一部移転請求権仮登記 権利者　何市何町何番地 持分２分の１ 丙　某

二　地上権に関する仮登記

1　地上権の設定の仮登記　581

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地上権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　木造建物所有 存続期間　何年 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

2　仮登記した地上権の変更の仮登記　582

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権変更仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　何年
	余　白	余　白	余　白

（注）１　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り付記登記による。
　　２　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。

三　賃借権に関する仮登記

1　賃借権の設定の仮登記　583

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 特約　譲渡、転貸ができる 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

2　停止条件付賃借権設定の仮登記　584

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	条件付賃借権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定（条件　平成何年何月何日金銭消費貸借の債務不履行） 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　何年 特約　譲渡、転貸ができる 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

3　転貸の仮登記　585

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権転貸仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日転貸 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

4　賃借権の移転の仮登記　586

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

四　一般の先取特権の保存の仮登記　587

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	一般先取特権保存仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日から平成何年何月何日までの給料債権の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

五　抵当権に関する仮登記
1　抵当権の設定の仮登記　588

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

2　始期付抵当権の設定の仮登記　589

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	始期付抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 （始期　平成何年何月何日） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

3　停止条件付抵当権の設定の仮登記　590

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	条件付抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 （条件　右金銭消費貸借の債務不履行） 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

4　抵当権の設定請求権の仮登記　591

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 予約 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

5　抵当権の移転の仮登記　592

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

6　抵当権の一部移転の仮登記　593

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権一部移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額　金何万円 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

7　民法第501条第1号の代位付記の仮登記　594

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日保証 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

8　利息増額による抵当権の変更の仮登記　595

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権変更仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 利息　年何％
	余　白	余　白	余　白

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

9　抵当権の順位譲渡の仮登記　596

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権の３番抵当権への順位譲渡の仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡
	余　白	余　白	余　白
3	抵当権設定	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定

(1 付1)		第何号	債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

10　抵当権の登記の抹消の仮登記　597

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄
	余　白	余　白	余　白

11　抹消した抵当権の回復の仮登記　598

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権回復仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
	余　白	余　白	余　白

12　仮登記した所有権を目的とする抵当権の設定請求権の仮登記　599

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	甲区何番仮登記所有権の抵当権設定請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 　予約 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 　何　某 権利者　何市何町何番地 　何　某
	余　白	余　白	余　白

13　仮登記した抵当権の移転の仮登記　600

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 権利者　何市何町何番地 　何　某
	余　白	余　白	余　白

14　仮登記した抵当権の設定請求権の移転の登記　601

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権設定請求権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 権利者　何市何町何番地 　何　某

15　仮登記した抵当権の設定請求権の移転請求権の仮登記　602

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権設定請求権の移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡予約 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白

16　仮登記した抵当権の順位譲渡の仮登記　603

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	１番抵当権の３番抵当権への順位譲渡仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡
	余　白	余　白	余　白
2	（事項省略）	（事項省略）	（事項省略）
3 （1付1）	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

六　買戻の特約付売買の仮登記　604

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日買戻特約付売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	買戻特約仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日買戻特約 売買代金　金何万円 契約費用　金何万円 期間　平成何年何月何日まで
	余　白	余　白	余　白

七　信託に関する仮登記
1　所有権の移転の仮登記　605

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 権利者　何市何町何番地 何　某

	信託仮登記	余　白	信託目録第何号
	余　白	余　白	余　白
	余　白	余　白	余　白

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

2　根抵当権の設定の仮登記　606

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	根抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 極度額　金何万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	信託仮登記	余　白	信託目録第何号
	余　白	余　白	余　白
	余　白	余　白	余　白

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

八　仮登記に基づく本登記
1　所有権の移転の場合　607

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	（仮登記事項）	（事項省略）	（事項省略）
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某

2　抵当権の設定の場合　608

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	（仮登記事項）	（事項省略）	（事項省略）
	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某

3　抵当権の変更の場合　609

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	利息　年何％ （事項一部省略）
付記何号	何番抵当権変更仮登記	（事項省略）	（事項省略）
	何番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 利息　年何％

（注）変更前の利息を抹消する記号（下線）を記録する。

4　抵当権の登記の抹消の場合　610

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
何	何番抵当権抹消仮登記	（事項省略）	（事項省略）
	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済

（注）抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　信託の登記の場合

（一）所有権の移転の場合　611

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 権利者　何市何町何番地 　乙　某
	信託仮登記	余　白	信託目録第何号
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 受託者　何市何町何番地 　乙　某

	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

（二）根抵当権の設定の場合　612

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	根抵当権設定仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 極度額　金何万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	信託仮登記	余　白	信託目録第何号
	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日信託 極度額　金何万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 何　某 受託者　何市何町何番地 何　某
	信託	余　白	信託目録第何号

信　託　目　録			調整	余　白
番　号	受付年月日・受付番号	予　　備		
第何号	平成何年何月何日 第何号	余　白		
1　委託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
2　受託者に関する事項	何市何町何番地 何　某			
3　受益者に関する事項等	受益者　何市何町何番地 何　某			
4　信託条項	（事項省略）			

6　所有権に関する仮登記に基づく本登記に伴う第三者の権利に関する登記の職権抹消　613

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日贈与 所有者　何市何町何番地 何　某
4	3番所有権抹消	余　白	2番仮登記の本登記により平成何年何月何日登記

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
何	何番抵当権抹消	余　白	甲区2番仮登記の本登記により平成何年何月何日登記

（注）抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

九　仮登記の抹消　614

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
何	何番仮登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除

（注）仮登記を抹消する記号（下線）を記録する。

十　仮登記に基づく本登記のみの抹消　615

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転請求権仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買予約 権利者　何市何町何番地 何　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白
3	2番所有権本登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

十一　仮登記に基づく本登記及び仮登記の抹消　616

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
何	何番所有権本登記及び仮登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除

第十四　　登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記

一　氏名の変更　617

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日氏名変更 氏名　何　某

（注）１　登記原因は，婚姻，離婚等その原因が何であっても「氏名変更」とする。
　　２　変更前の氏名を抹消する記号（下線）を記録する。

二　住所移転　618

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地

（注）変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

三　氏名及び住所の変更　619

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日氏名変更 平成何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 何　某

（注）変更前の氏名及び住所を抹消する記号（下線）を記録する。

四　胎児が生きて生まれた場合　620

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日出生 共有者亡甲某妻乙某胎児の氏名住所　何市何町何番地 何　某

（注）１　変更前の氏名及び住所を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　胎児が死体で生まれた場合の相続の登記の更正の登記は記録例番号244参照。

五　町名地番の変更　621

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	２番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日町名変更 平成何年何月何日地番変更 共有者甲某及び乙某の住所　何市何町何番地

（注）１　変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　さらに乙某又は甲某の住所が変更した場合には，順位２番付記１号の「乙某」又は「甲某」を抹消する記号（下線）を記録する。

六　住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の実施　622

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住居表示実施 住所　何市何町何丁目何番何号

（注）変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

七　商号変更及び本店移転　623

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、名称変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日商号変更 平成何年何月何日本店移転 商号本店　何市何町何番地 何　株　式　会　社

（注）変更前の商号及び本店の表示を抹消する記号（下線）を記録する。

八　住所移転後に住居表示に関する法律が実施された場合　624

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 平成何年何月何日住居表示実施 住所　何市何町何丁目何番何号

（注）変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

九　氏名の更正及び住所移転　625

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更、更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤、平成何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 何　某

（注）更正前の氏名及び変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

十　氏名の更正　626

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名　何　某

（注）更正前の氏名を抹消する記号（下線）を記録する。

十一　共有者の一人の住所の更正　627

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者甲某の住所　何市何町何番地

（注）更正前の共有者の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

十二　住所及び氏名の更正　628

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名住所　何市何町何番地 何　某

（注）更正前の住所及び氏名を抹消する記号（下線）を記録する。

十三　変更の登記後の住所移転　629

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番登記名義人表示変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地
付記２号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地

（注）変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

十四　住所を同じくする同名異人の共有者が併存する場合　630

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　野　花　子 何市何町何番地 ２分の１ 甲　野　一　郎
付記１号	２番登記名義人生年月日表示	平成何年何月何日 第何号	共有者甲野花子の生年月日　昭和何年何月何日生
３	甲野一郎持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分４分の１ 甲　野　花　子 平成何年何月何日生

			何市何町何番地 ４分の１ 甲　野　二　郎

十五　住所の表示に錯誤があり，その後住所移転により住所が変更している場合　631

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤、平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地

（注）変更前の住所を抹消する記号（下線）を記録する。

十六　所管換　632

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	（事項省略）	原因　平成何年何月何日買収 所有者　建　設　省
付記１号	何番登記名義人名称変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日所管換 所有者　財　務　省

（注）変更前の所有者を抹消する記号（下線）を記録する。

十七　地籍調査において地番を変更する処理をした場合における土地の所有権の登記名義人の住所の変更　633

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番登記名義人住所変更	余　白	原因　平成何年何月何日地番変更 住所　何市何町何番地 国土調査による成果 平成何年何月何日付記

（注）原因の日付は，当該住所地の土地の表題部の地番の変更の登記をした日を記録する。

第十五　　抹消された登記の回復

一　所有権の保存の登記の回復　634

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成何年何月何日	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
地図番号	Ａ１１－１	筆界特定	余　白		
所　在	何区何町			余　白	
	何区何町			余　白	
①　地　番	②　地　目	③　地　積　　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕
何番	宅地	１００	００	余　白	
余　白	余　白	余　白		所有権登記抹消 〔平成何年何月何日 同日閉鎖〕	
何番	宅地	１００	００	所有権登記回復 〔平成何年何月何日〕	
所　有　者	何市何町何番地　甲　某				

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某 平成何年何月何日登記
2	１番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
3	１番所有権回復	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

（注）規則第155条

二　所有権に関する仮登記に基づく本登記に伴い職権抹消した登記の回復　635

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 丙　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 丙　某 平成何年何月何日登記
4	３番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除
5	２番所有権移転本登記及び仮登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除
6	３番所有権回復	余　白	５番の登記により平成何年何月何日登記

（注）順位２番の仮登記及び本登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　抵当権の設定の登記の回復　636

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某

			平成何年何月何日登記
2	１番抵当権抹消	（事項省略）	（事項省略）
3	１番抵当権回復	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤

第十六　　代位の登記

一　代位による所有権の保存の登記　637

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 　何　某 代位者　何市何町何番地 　何　某 代位原因　平成何年何月何日売買の所有権移転登記請求権

二　代位による所有権の移転の登記　638

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某 代位者　何市何町何番地 　何　某 代位原因　平成何年何月何日金銭消費貸借の強制執行

三　代位による登記名義人の住所等の変更の登記　639

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何丁目何番地 代位者　何市何町何番地 　何　某 代位原因　平成何年何月何日設定の抵当権設定登記請求権

（注）変更前の代位による登記名義人の住所等を抹消する記号（下線）を記録する。

四　代位による相続(差押え後，公売前の相続の場合)の登記　640

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（事項一部省略） 所有者　何市何町何番地 　甲　某
3	差押	（事項省略）	（事項省略）
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何丁目何番地 　乙　某 代位者　財務省 代位原因　平成何年何月何日公売

第十七　民事執行に関する登記

一　強制執行に関する登記
1　不動産に対する強制執行に関する登記
（一）強制競売開始決定に係る差押えの登記
（１）所有権の場合　641

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（２）選定当事者(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第30条第1項)による差押え　642

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者（選定当事者）　何市何町何番地 何　某

（３）特定適格消費者団体(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)第2条第10号)による差押え　643

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 特定非営利活動法人　何　某

（４）所有権について二重に開始決定がされた場合　644

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某
4	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（５）所有権の登記のない場合　645

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	余　白	所有者　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日順位２番の差押登記をするた

			め登記
2	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）職権で所有権の保存の登記をした上，強制競売開始決定に係る差押えの登記を記録する。

（６）共有持分権の場合　646

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何某持分差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（７）地上権の場合　647

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）永小作権，採石権についての強制競売開始決定に係る差押えの登記の場合もこの例による。

（二）強制管理開始決定に係る差押えの登記
（１）所有権の場合　648

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制管理開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）所有権の登記のない不動産について強制管理開始決定に係る差押えの登記の嘱託があった場合の記録については，記録例番号645を，共有持分権に対する場合の記録については，記録例番号646を参照。

（２）地上権の準共有持分権の場合　649

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権何某持分差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制管理開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（三）強制競売による売却の登記
（１）所有権の場合　650

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却 所有者　何市何町何番地 何　某

6	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番、何番抵当権、何番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却

（注）１　嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には，その登記の抹消は一括してすることができる。この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番地上権抹消」のように記録する。
２　強制競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（２）仮差押え及び滞納処分による差押え(及び参加差押え)の登記のある共有持分権の場合　651

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	何某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 何　某
6	何番仮差押、何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却
7	何番差押、何番参加差押登記抹消	余　白	平成何年何月何日５番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第３２条の規定により抹消

（注）１　嘱託に係る抹消すべき仮差押え，差押えの登記が数個ある場合には，その登記の抹消は一括してすることができる。
２　強制競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。
３　滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律(昭和32年法律第94号)第32条の規定により抹消の対象となる差押及び参加差押の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（３）抵当権の目的となっている地上権の場合　652

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	１番地上権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却 地上権者　何市何町何番地 何　某
何	１番付記１号、１番付記２号抵当権、１番付記３号賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却
何	１番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日強制競売による売却

（注）１　嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には，その登記の抹消は一括してすることができる。この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番地上権抹消」のように記録する。
２　強制競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（四）強制競売又は強制管理の開始決定に係る差押えの登記の抹消　653

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　担保権付債権に対する強制執行に関する登記
（一）差押えの登記　654

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権付債権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（二）転付命令等による移転等の登記　655

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日転付命令（又は譲渡命令、売却命令による売却） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日転付命令（又は譲渡命令、売却命令による売却）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）転付命令等による移転以外の事由による差押えの登記の抹消　656

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日支払（又は供託、取下、取消決定）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　その他の財産権に対する強制執行に関する登記
（一）差押えの登記
（１）登記された賃借権の場合　657

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（２）買戻権の場合　658

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号の付記何号	何番付記１号買戻権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（３）仮登記した所有権の場合　659

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番仮登記所有権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（４）停止条件付所有権の場合　660

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番仮登記条件付所有権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（５）所有権移転請求権の場合　661

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番仮登記所有権移転請求権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（二）譲渡命令等による移転等の登記
（１）登記された賃借権の場合　662

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却） 賃借権者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記何号質権、何番付記何号先取持権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却）
何	何番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（２）買戻権の場合　663

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号の付記何号	何番付記１号買戻権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却） 買戻権者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記１号の付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（３）所有権移転請求権の場合　664

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番所有権移転請求権の移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却） 権利者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡命令（又は売却命令による売却）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）譲渡命令等による移転以外の事由による差押えの登記の抹消　665

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

二　仮差押えに関する登記

１　仮差押えの登記

（一）所有権の場合　666

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）仮差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（二）担保権付債権の場合　667

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権付債権仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）仮差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（三）登記された賃借権の場合　668

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）仮差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（四）選定当事者(民事訴訟法第30条第1項)による仮差押え(所有権の場合)　669

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮差押命令 債権者（選定当事者）　何市何町何番地 何　某

（五）特定適格消費者団体(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第2条第10号)による仮差押え(所有権の場合)　670

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	仮差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮差押命令 債権者　何市何町何番地 特定非営利活動法人　何　某

（注）消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第56条第1項

2　仮差押えの登記の抹消　671

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）仮差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）仮差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　仮差押えの執行としての強制管理開始決定に係る登記
（一）所有権の場合　672

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮差押執行としての強制管理開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（二）地上権の場合　673

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮差押執行としての強制管理開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

4　仮差押えの執行としての強制管理開始決定に係る登記の抹消　674

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）差押えの登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　仮処分に関する登記
1　仮処分の登記
（一）所有権の場合　675

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）仮処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）抵当権(地上権)の場合　676

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権（地上権）仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 禁止事項　譲渡その他一切の処分 債権者　何市何町何番地 何　某

2　仮処分の登記の抹消　677

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）仮処分登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）仮処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

四　担保権の実行としての競売に関する登記

1　担保権の実行としての競売開始決定に係る差押えの登記

（一）所有権の場合　678

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 担保不動産競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（二）共有持分権の場合　679

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何某持分差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 担保不動産競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（三）地上権の場合　680

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権差押	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）

		第何号	担保不動産競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（四）敷地権の全部を目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合　681
（敷地権の目的である土地の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権敷地権	（事項省略）	（事項省略）
4	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 担保不動産競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）1　所有権が敷地権の場合に敷地権となる前に所有権全部を目的とする抵当権が設定され，敷地権となった後にその抵当権が実行された場合の例である。
2　売却による所有権の移転の登記をするには，その前提として敷地権が敷地権でなくなったことによる建物の表題部の変更の登記により敷地権の登記及び敷地権である旨の登記を抹消することを要する。

（五）特定の区分建物に係る敷地権のみを目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合　682
（敷地権の目的である土地の甲区）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１２	共有者全員持分全部敷地権	（事項省略）	（事項省略）
１３	何某持分差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 担保不動産競売開始決定 債権者　何市何町何番地 甲　某

（注）「何某」は区分建物の所有者を記録する。「何某」の敷地権取得の登記を転写することを要しない。

2　担保権の実行としての担保不動産競売による売却の登記
（一）所有権の場合　683

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却 所有者　何市何町何番地 何　某
何	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番、何番抵当権、何番根抵当権、何番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

（注）1　嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には，その登記の抹消は一括してすることができる。この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番地上権抹消」のように記録する。
2　担保不動産競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）滞納処分による差押えの登記のある共有持分権の場合　684

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	何某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 何　某
6	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却
7	何番差押登記抹消	余　白	平成何年何月何日５番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第３２条の規定により抹消

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番、何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

（注）担保不動産競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）抵当権の目的となっている地上権の場合　685

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	１番地上権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却 地上権者　何市何町何番地 何　某
何	１番付記１号抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却
何	１番付記何号差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

（注）担保不動産競売による売却により抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

３　担保権の実行としての担保不動産競売による売却以外の事由による差押えの登記の抹消　686

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）抹消の対象となる権利の登記及び差押え等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

４　担保不動産競売による売却により差押えの登記後にされた第三者の権利に関する登記を抹消する場合　687

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
4	３番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却
5	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却 所有者　何市何町何番地 何　某

6	２番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日担保不動産競売による売却

（注）抹消の対象となる権利の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　担保不動産収益執行開始決定に係る差押えの登記　688

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 担保不動産収益執行開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

6　換価のための競売としての競売開始決定を原因とする差押えの登記　689

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 競売開始決定 申立人　何市何町何番地 何　某

（注）民事執行法(昭和54年法律第4号)第195条

第十八　　民事保全に関する登記

一　仮処分の登記

1　所有権の場合　690

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

2　所有権の一部の場合　691

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権の一部何分の何処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

3　抵当権(地上権)の場合　692

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

付記何号	何番抵当権（地上権）処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

4　抵当権の一部の場合　693

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権の一部（債権額金何万円）処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

5　抵当権(地上権)の一部の場合　694

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権（地上権）の一部何分の何処分禁止仮処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

6　建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の仮処分の場合　695

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	処分禁止仮処分（建物収去請求権保全）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

二　保全仮登記をする場合

1　抵当権の設定の場合　696

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	処分禁止仮処分（乙区１番保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定保全仮登記（甲区２番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 甲　某
	余　白	余　白	余　白

2　転抵当の場合　697

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権処分禁止仮処分（１番付記２号保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 甲　某
付記２号	１番抵当権転抵当保全仮登記（１番付記１号仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 甲　某
	余　白	余　白	余　白

3　抹消された抵当権の回復の場合　698

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	処分禁止仮処分（乙区３番保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
2	１番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済
3	１番抵当権回復保全仮登記（甲区２番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤
	余　白	余　白	余　白

4　抵当権の変更(更正)の場合　699

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	処分禁止仮処分（乙区１番付記１号保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令

			債権者　何市何町何番地 甲　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金１，０００万円 債権の範囲　売買取引　手形債権　小切手債権 確定期日　平成何年何月何日 債務者　何市何町何番地 何　某 根抵当権者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番根抵当権変更（又は更正）保全仮登記（甲区２番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更（又は錯誤） 極度額　金２，０００万円
	余　白	余　白	余　白

5　抵当権の順位の変更の場合　700

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番抵当権処分禁止仮処分（４番保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某
4	１番、２番、３番順位変更保全仮登記（１番付記１号仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日合意 第１　３番抵当権 第２　２番抵当権 第３　１番抵当権
	余　白	余　白	余　白

6　抵当権の順位の譲渡(又は放棄)の場合　701

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	１番抵当権処分禁止仮処分（１番付記２号保全仮登記）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 仮処分命令 債権者　何市何町何番地 何　某
付記２号	１番抵当権の３番抵当権への順位譲渡（又は順位放棄）保全仮登記（１番付記１号仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日順位譲渡（又は順位放棄）
	余　白	余　白	余　白

三　保全仮登記の更正

1　登記上の利害関係人がない場合(又はその承諾を証する情報が提供された場合)　702

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定保全仮登記（甲区何番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１００万円 利息　年何%

			損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白
付記１号	何番抵当権保全仮登記更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 債権額　金１，０００万円

（注）更正前の債権額を抹消する記号（下線）を記録する。

２　登記上の利害関係人の承諾を証する情報が提供されない場合　703

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定保全仮登記（甲区何番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金１００万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 権利者　何市何町何番地 何　某
	余　白	余　白	余　白
２	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某
３	１番抵当権保全仮登記更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 債権額　金１，０００万円
	余　白	余　白	余　白

四　仮処分の登記の抹消

１　法第111条第3項又は第114条の規定による仮処分の登記の職権抹消　704

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）仮処分登記抹消	余　白	仮処分の目的達成により平成何年何月何日登記

（注）仮処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

２　民事保全規則(平成2年最高裁判所規則第3号)第48条の規定による嘱託がされた場合　705

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）仮処分登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日抹消申立

（注）仮処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

３　執行の取下げ又は取消決定の場合　706

権　利　部　（甲区又は乙区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）仮処分登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取下（又は取消決定）

（注）仮処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

五　仮処分の登記に後れる登記の抹消

1　所有権の移転の登記の抹消　707

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	３番所有権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　仮処分による失効

（注）順位３番の所有権の移転の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　所有権の移転の登記の更正　708

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
付記１号	３番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　仮処分による一部失効 登記の目的　甲某持分全部移転 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 乙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 権利者　何市何町何番地 何　某
付記１号	１番抵当権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　仮処分による一部失効 登記の目的　乙某持分抵当権設定

（注）甲区３番の所有権の移転の登記について登記の目的及び所有者を，乙区順位１番の抵当権の設定の登記について登記の目的を抹消する記号（下線）を記録する。

3　抵当権の移転の登記の抹消　709

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日債権譲渡 抵当権者　何市何町何番地 何　某
何	何番付記何号抵当権移転抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　仮処分による失効

（注）抵当権の移転の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

4　地上権の登記の抹消　710

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定保全仮登記（甲区何番仮処分）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 権利者　何市何町何番地 　甲　某
	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 　甲　某
2	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　６０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年何月何日 地上権者　何市何町何番地 　乙　某
3	２番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　仮処分による失効

（注）順位２番の地上権の設定の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第十九　　滞納処分に関する登記

一　差押えの登記
1　通常の場合
（一）所有権　711

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者　財務省（又は何県）

（二）担保権付債権　712

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番抵当権付債権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者　財務省（又は何県）

（三）停止条件付所有権　713

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番仮登記の条件付所有権差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者　財務省（又は何県）

2　延納担保物処分による差押えの場合　714

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署担保物処分の差押 債権者　財務省

3　参加差押えの場合　715

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	参加差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）参加差押 債権者　財務省（又は何県）

二　公売による登記

1　公売による権利の移転及び差押えの登記の職権抹消　716

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何税務署差押 債権者　財務省
4	差押	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某
5	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日公売 所有者　何市何町何番地 何　某
6	３番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日公売
7	４番差押登記抹消	余　白	平成何年何月何日５番の登記をしたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第１６条の規定により抹消

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番、何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日公売

（注）１　競落の場合において，嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には，その抹消の登記は一括したもので足りる。ただし，この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番根抵当権抹消」のように記録する。
２　差押えの登記及び消滅する担保権等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　差押え後の停止条件付所有権移転仮登記のある不動産を随意契約により売却した場合　717

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売却 所有者　何市何町何番地 何　某
何	何番仮登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売却

何	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売却

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権、何番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売却

（注）１　競落の場合において，嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には，その抹消の登記は一括したもので足りる。ただし，この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番根抵当権抹消」のように記録する。
２　仮登記及び差押えの登記並びに消滅する担保権等の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　公売以外の事由による差押えの登記の抹消　718

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解除

四　代位による所有権の移転の登記　719

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 何　某 代位者　財務省（又は何県） 代位原因　平成何年何月何日滞納処分の差押

第二十　　破産に関する登記

一　破産手続開始の登記
１　所有権　720

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何時何地方裁判所（支部）破産手続開始決定

（注）所有権以外の権利の登記についての破産手続開始の登記の場合は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

２　保全処分の登記がある場合　721

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 破産財団保全の仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	１番所有権登記名義人何某に対する破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何時何地方裁判所（支部）破産手続開始決定

二　破産手続開始決定の取消し等の登記

1　破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合　722

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	破産手続開始決定取消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続開始決定取消

2　破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合　723

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	破産手続廃止（又は破産手続終結）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続廃止 （又は破産手続終結）

3　破産財団に属しないこととされた場合　724

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何時何地方裁判所（支部）破産手続開始決定
3	２番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産財団除外

（注）破産手続開始の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

4　破産管財人がその権利を放棄した場合　725

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何時何地方裁判所（支部）破産手続開始決定
3	２番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日権利放棄

（注）破産手続開始の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　売却の場合　726

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何時何地方裁判所（支部）破産手続開始決定
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	２番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売却

（注）１　登記原因の日付は，破産管財人の任意売却の日付である。
　　２　破産手続開始の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

6　裁判所から破産手続開始の登記及び破産終結の登記の抹消の嘱託があった場合　727

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番破産手続開始登記、何番破産手続終結登記抹消	平成何年何月何日 第何号	余　白

（注）破産手続開始及び破産手続終結の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　保全処分の登記

1　債務者の財産に関する保全処分の場合　728

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 破産財団保全の仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

（注）不動産に関する保全処分は，処分禁止の仮処分の形式でされる。
なお，所有権以外の権利の登記についての保全処分の場合は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

2　否認権のための保全処分の場合　729

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 否認権保全の仮処分命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

（注）不動産に関する保全処分は，処分禁止の仮処分の形式でされる。
なお，所有権以外の権利の登記についての保全処分の場合は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

3　役員の財産に対する保全処分(破産法(平成16年法律第75号)第177条第1項)の場合　730

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 役員財産保全の仮差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）不動産に関する保全処分は，処分禁止の仮処分の形式でされる。
なお，所有権以外の権利の登記についての保全処分の場合は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

4　役員の財産に対する保全処分(破産法第177条第2項)の場合　731

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 開始前役員財産保全の仮差押命令 債権者　何市何町何番地 何　某

（注）不動産に関する保全処分は，処分禁止の仮処分の形式でされる。
なお，所有権以外の権利の登記についての保全処分の場合は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

四　保全処分の変更の登記　732

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 変更 禁止事項　譲渡、質権、抵当権の設定

（注）1　保全処分の変更の登記は主登記によってする。
　　2　変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

五　保全処分の登記の抹消

1　破産手続開始の申立てが取り下げられた場合　733

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続開始申立取下

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　破産手続開始の申立てを棄却する決定が確定した場合　734

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続開始申立棄却

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合　735

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続開始決定取消

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

4　破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合　736

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続廃止（又は破産手続終結）

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

5　破産管財人がその権利を放棄した場合　737

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日権利放棄

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

6　否認権のための保全処分に係る手続を続行しない場合　738

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番（又は何番付記何号）保全処分	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日保全処分効力消滅

	抹消	第何号	

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

六　否認の登記

1　登記の原因である行為の否認の場合　739

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は，この記録例に準ずる。

2　登記の原因である行為の転得者に対する否認の場合　740

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
5	４番所有権登記名義人乙某に対する３番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は，この例に準ずる。

3　登記の否認の場合　741

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権設定登記の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権の登記の否認の場合の登記の記録は，この例に準ずる。

4　登記の転得者に対する否認の場合　742

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
5	４番所有権登記名義人乙某に対する３番所有権移転登記の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は，この例に準ずる。

5　第三者の権利に関する登記がある場合　743

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某
4	３番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　甲　銀　行
3	２番抵当権登記名義人株式会社甲銀行に対する甲区３番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

七　否認の登記の抹消

１　嘱託による場合

（一）破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合　744

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続開始決定取消 （又は破産手続廃止）

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合　745

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産手続廃止（又は破産手続終結）

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）破産管財人がその権利を放棄した場合　746

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日権利放棄

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

２　職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合　747

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地

			甲　某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
5	４番所有権登記名義人乙某に対する３番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
6	４番、３番所有権、５番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により破産法第２６０条第２項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）順位４番，３番の所有権の移転の登記及び順位５番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

３　職権により所有権の移転の登記をする場合　748

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転	平成２１年２月６日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	３番所有権移転登記原因の破産法による否認	平成２１年４月６日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
5	４番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により破産法第２６０条第３項に基づき平成何年何月何日登記
6	所有権移転	余　白	所有者　何市何町何番地 甲　某 平成何年何月何日売買により破産法第２６０条第３項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丙　某

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成２１年３月６日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某

（注）順位４番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

八　担保権消滅の登記　749

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産法による担保権消滅

（注）消滅する担保権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第二十一　特別清算に関する登記

一　保全処分の登記　750

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

（注）保全処分が会社財産又は発起人等の財産に対してされた場合である。

二　保全処分の変更の登記　751

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 変更 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定

（注）１　保全処分の変更の登記は主登記によってする。
　　２　変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

三　保全処分の登記の抹消
　１　保全処分の取消しの場合　752

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取消

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

　２　特別清算開始の取消しの場合　753

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日特別清算開始取消

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

　３　特別清算の終結の場合　754

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日特別清算終結

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第二十二　民事再生に関する登記

一　保全処分の登記
　１　再生債務者の財産に対する保全処分　755

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 再生債務者財産保全の仮差押（又は仮処分）命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分

2　法人である再生債務者の理事，取締役，監事，監査役，清算人又はこれらに準ずる者(以下「役員等」という。)の財産に対する保全処分　756

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 再生債務者役員財産保全の仮差押（又は仮処分）命令 （事項一部省略）

二　保全処分の登記の変更又は抹消

1　保全処分の登記の変更　757

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 変更 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定

（注）1　保全処分の変更の登記は主登記によってする。
　　2　変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

2　保全処分の登記の抹消

（一）保全処分の取消しの場合　758

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 取消

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）再生手続開始の申立てが取り下げられたとき　759

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　再生手続開始申立取下

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（三）再生債務者財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の決定がされたとき又は再生手続開始の申立てを棄却する決定がされたとき　760

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）

何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　再生手続開始（又は再生手続開始申立棄却）

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（四）役員等の財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の申立てを棄却する決定が確定したとき　761

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　再生手続開始申立棄却

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（五）役員等の財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の決定を取り消す決定の確定，再生計画不認可の決定の確定，再生手続終結の決定，再生計画取消しの決定の確定，又は再生手続廃止の決定の確定により再生手続が終了したとき　762

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　再生手続開始取消（、再生計画不認可、再生手続終結、再生計画取消又は再生手続廃止）

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　再生手続において効力を失う保全処分等に関する登記

1　特別清算手続における保全処分の登記の抹消　763

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続開始

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　1により抹消された保全処分の登記の回復　764

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分
	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分 平成何年何月何日登記
3	2番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続開始

4	２番保全処分回復	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続開始取消

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　破産手続開始の登記の抹消　765

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生計画認可

（注）破産手続開始の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

四　再生手続終結等の登記

1　再生手続終結又は再生手続廃止　766

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	再生手続終結（又は再生手続廃止）	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続終結（又は再生手続廃止）

2　再生計画の取消し　767

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	再生計画取消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生計画取消

五　否認の登記

1　登記の原因である行為の否認の場合　768

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番所有権移転登記原因の民事再生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は，この記録例に準ずる。

2　登記の否認の場合　769

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権設定登記の民事再生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権の移転の登記等の登記の否認の登記の記録は，この記録例に準ずる。

六　否認の登記の抹消

1　再生計画認可の決定の確定の前に再生手続が終了した場合　770

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続開始取消（、再生計画不認可又は再生手続廃止）

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合　771

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
5	４番所有権登記名義人乙某に対する３番所有権移転登記原因の民事再生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
6	４番、３番所有権、５番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により民事再生法第１３条第２項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）順位５番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　職権により所有権の移転の登記をする場合　772

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転	平成２１年２月６日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	３番所有権移転登記原因の民事再生法による否認	平成２１年４月６日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
5	４番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により民事再生法第１３条第３項に基づき平成何年何月何日登記
6	所有権移転	余　白	所有者　何市何町何番地 甲　某 平成何年何月何日売買により民事再生法第１３条第３項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成２１年３月６日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某

（注）順位４番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

七　否認の効果が確定した場合(再生計画認可の決定の確定の後に再生手続が終了した場合)の登記

1　再生手続終結の決定がされたとき　773

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	再生手続終結	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続終結

2　再生計画認可の決定の確定後，再生手続の終了前に再生計画取消しの決定が確定したとき　774

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	再生計画取消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生計画取消

3　再生計画認可の決定の確定後に再生手続廃止の決定が確定したとき　775

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	再生手続廃止	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日再生手続廃止

八　担保権消滅の登記　776

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日民事再生法による担保権消滅

（注）消滅する担保権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第二十三　　会社更生に関する登記

一　会社財産等の保全処分に関する登記

1　開始前会社の財産に対する保全処分　777

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）開始前会社財産保全の仮差押（又は仮処分）命令 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分

（注）開始前会社(更生裁判所に更生事件が継続している株式会社であって，更生手続開始の決定がされていないもの)

2　開始前会社の取締役，執行役，監査役，発起人又は清算人(以下「役員」という。)の財産に対する保全処分　778

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）開始前会社（又は更生会社）役員財産保全の仮差押（又は仮処分）命令 （事項一部省略）

3　保全処分の変更の場合　779

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 変更 （事項一部省略）

（注）1　保全処分の変更の登記は主登記によってする。
　　2　変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

4　保全処分の取消しの場合　780

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 取消

（注）取消しのあった保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

二　保全処分の登記の抹消の場合
1　更生手続開始の申立てが取り下げられたとき　781

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 更生手続開始申立取下

（注）失効した保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　開始前会社の財産に対する保全処分があった場合において，更生手続開始の決定がされたとき又は更生手続開始の申立てを棄却する決定がされたとき　782

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 更生手続開始（又は更生手続開始申立棄却）

（注）失効した保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　開始前会社又は更生会社の役員の財産に対する保全処分があった場合において，更生手続開始の申立てを棄却する決定の確定，更生手続開始の決定を取り消す決定の確定，更生計画不認可の決定の確定，更生手続廃止の決定の確定又は更生手続終結の決定により更生手続が終了したとき　783

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 更生手続開始申立棄却（、更生手続開始取消、更生計画不認可、更生手続廃止又は更生手続終結）

（注）失効した保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　更生手続において効力を失った保全処分等に関する登記
1　特別清算手続における保全処分の登記の抹消　784

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	保全処分	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）

		第何号	会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続開始

（注）保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　1により抹消された保全処分の登記の回復　785

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分 平成何年何月何日登記
3	2番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続開始
4	2番保全処分回復	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続開始取消

3　破産手続開始の登記の抹消　786

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生計画認可

（注）破産手続開始の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

四　否認の登記

1　登記の原因である行為の否認の場合　787

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番所有権移転登記原因の会社更生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は，この例に準ずる。

2　登記の否認の場合　788

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権設定登記の会社更生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）

（注）所有権の移転の登記等の登記の否認の登記の記録は，この例に準ずる。

五　否認の登記の抹消

1　更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合　789
（更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したとき，更生計画不認可の決定が確定したとき又は更生計画認可の決定前に更生手続廃止の決定が確定したとき）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続開始取消（、更生計画不認可又は更生手続廃止）

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合　790

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 乙　某
5	４番所有権登記名義人乙某に対する３番所有権移転登記原因の会社更生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
6	４番、３番所有権、５番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により会社更生法第２６２条第２項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

（注）否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　職権により所有権の移転の登記をする場合　791

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
3	所有権移転	平成２１年２月６日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
4	３番所有権移転登記原因の会社更生法による否認	平成２１年４月６日 第何号	原因　平成何年何月何日判決（又は決定）
5	４番否認登記抹消	余　白	平成何年何月何日売買により会社更生法第２６２条第３項に基づき平成何年何月何日登記
6	所有権移転	余　白	所有者　何市何町何番地 甲　某 平成何年何月何日売買により会社更生法第２６２条第３項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 丙　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成２１年３月６日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％

			損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 　乙　某 抵当権者　何市何町何番地 　甲　某

（注）順位４番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

六　否認の効果が確定した場合(否認の登記がされている場合において更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合)の登記

1　更生計画認可の決定の確定後に更生手続終結の決定があったとき　792

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	更生手続終結	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続終結

2　更生計画認可の決定の確定後に更生手続廃止の決定が確定したとき　793

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	更生手続廃止	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更生手続廃止

七　担保権消滅の登記　794

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日会社更生法による担保権消滅

（注）消滅する担保権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第二十四　　外国倒産処理に関する登記

一　処分禁止処分に関する登記

1　処分禁止処分の登記　795

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	承認援助手続における処分禁止処分	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）処分禁止処分 禁止事項　譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分

（注）所有権以外の権利についての処分禁止処分の登記は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

2　処分禁止処分の変更の登記　796

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番承認援助手続における処分禁止処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）変更 禁止事項　譲渡、質権、抵当権の設定

（注）変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

3　処分禁止処分の登記の抹消
（一）処分禁止処分の取消しがあった場合　797

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における処分禁止処分登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取消

（注）処分禁止処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）処分禁止を命ずる処分が効力を失った場合　798

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における処分禁止処分登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日失効

（注）処分禁止処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

二　管理命令に関する登記
1　管理命令の登記　799

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	承認援助手続における管理命令	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）管理命令

（注）所有権以外の権利についての管理命令の登記は，当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

2　管理命令の登記の抹消
（一）管理命令の取消しがあった場合　800

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における管理命令登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日取消

（注）管理命令の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

（二）管理命令が効力を失った場合　801

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における管理命令登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日失効

（注）管理命令の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三　外国倒産処理手続の承認の取消しによる登記の抹消
1　国内倒産処理手続に係る登記の抹消　802

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番破産手続開始登記（、保全処分又は再生手続開始登記）抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日外国倒産処理手続の承認取消に伴う失効

（注）国内倒産処理手続に係る登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　他の承認援助手続に係る登記の抹消　803

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における管理命令（又は承認援助手続における処分禁止処分）登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日外国倒産処理手続の承認取消に伴う失効

（注）他の承認援助手続に係る登記を抹消する記号（下線）を記録する。

四　中止した承認援助手続の失効による登記の抹消　804

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番承認援助手続における管理命令（又は承認援助手続における処分禁止処分）登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日破産終結（再生計画認可、更生計画認可又は特別清算終結）に伴う失効

（注）効力を失った承認援助手続においてされた処分禁止処分の登記又は管理命令の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第二十五　　マンション建替事業に関する登記

【設例１：施行マンション①（敷地権付き区分建物の場合）】
＜施行マンション①の表題部の当初の状態の想定＞

専有部分の家屋番号	３５－１－１０１　～　３５－１－１１０　３５－１－２０１　～　３５－１－２１５　（一部事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町二丁目　３５番地１、３５番地２			余　白	
建物の名称	霞が関マンション			余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き８階建	１階　４１７　２７ ２階　６３８　０３ ３階　６３８　０３ ４階　６３８　０３ ５階　６３８　０３ ６階　６３８　０３ ７階　６３８　０３ ８階　２０６　５２ 地下１階　４６１　８２			〔平成２年３月２１日〕	

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）				
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　　㎡	登　記　の　日　付
１	甲市乙町二丁目３５番１	宅地	５９９　２７	平成２年３月２１日
２	甲市乙町二丁目３５番２	宅地	２６６　１７	平成２年３月２１日
３	甲市乙町二丁目３２番	雑種地	３９０	平成２年３月２１日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町二丁目　３５番１の２０１		余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　４２　５３	平成２年３月１日新築 〔平成２年３月２１日〕	

表　題　部　（敷地権の表示）			
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕

１・２	所有権	１０００分の７	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月２１日〕
３	地上権	５０分の１	平成２年３月１日敷地権 〔平成２年３月２１日〕

＜施行マンション①の敷地１・２の権利部の当初の状態の想定＞

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成１年６月１５日 第３号	原因　平成１年６月１５日売買 所有者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設
３	所有権敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町二丁目３５番１、３５番地２ 一棟の建物の名称　霞が関マンション 平成２年３月２１日登記

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成１年６月１５日 第４号	原因　平成１年６月１５日金銭消費貸借同日設定債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設 抵当権者　何市何町何番地 甲　某
２	地上権設定	平成５年９月３日 第１７号	原因　平成何年何月何日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　土地の東南隅の地点を含む水平面を基準として下１０メートルから下３０メートルの間 存続期間　５０年 特約　地上に何トン以上の工作物を設置してはならない 地上権者　何市何町何番地 株式会社東都地下鉄

（注）敷地権の登記のある建物の登記により公示されていた抵当権に係るものである。

＜施行マンション①の敷地３の権利部の当初の状態の想定＞

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	地上権設定	昭和６０年８月１４日 第何号	原因　昭和６０年８月１４日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　５０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年年末 地上権者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設
２	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町二丁目３５番１、３５番地２ 一棟の建物の名称　霞が関マンション 平成２年３月２１日登記

【設例２：施行マンション②（敷地権付き区分建物でない場合）】
＜施行マンション②の表題部の当初の状態の想定＞

専有部分の家屋番号	２５７－１ ～ ２５７－１０		
表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町一丁目　２５７番地		余　白
建物の名称	ひばりが丘一号館		余　白
①　構　　造	②　床　面　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根５階建	１階　２００：５０ ２階　２００：５０ ３階　２００：５０ ４階　２００：５０ ５階　５０：００		〔平成２年３月１６日〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町一丁目　２５７番の１		余　白
建物の名称	Ｒ３２号		余　白
①　種　類	②　構　　造	③　床　面　積　　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造２階建	２階部分　４０：００ ３階部分　４０：００	平成２年３月１日新築 〔平成２年３月１６日〕

＜施行マンション②の敷地１・２の権利部の当初の状態の想定＞

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成１年６月１５日 第３号	原因　平成１年６月１５日売買 所有者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設
３	所有権一部移転	平成２年５月１日 第６号	原因　平成２年５月１日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０００分の７ Ａ
４７	Ｂ持分全部移転	平成４年８月２８日 第２４号	原因　平成４年８月２８日売買 共有者　何市何町何番地 持分１０００分の１２ Ｃ
５５	Ｃ持分差押	平成６年４月１６日 第２９号	原因　平成６年４月１５日何税務署差押 債権者　財務省

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成１年６月１５日 第４号	原因　平成１年６月１５日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設 抵当権者　何市何町何番地 甲

３２	甲某持分抵当権設定	平成５年７月３０日 第９号	（事項省略）
７３	地上権設定	平成５年９月３日 第９９号	（事項省略）

＜施行マンション②の敷地３の権利部の当初の状態の想定＞

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　５０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払時期　毎年年末 地上権者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設
付記３１号	１番地上権株式会社きなこ建設持分一部移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 甲　某
付記３２号	１番地上権（甲某持分）抵当権設定	平成１年６月１５日 第何号	原因　平成１年６月１５日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何丁目何番何号 甲　某 抵当権者　何市何町何丁目何番何号 丙　某 共同担保　目録(あ)第何号
２	地上権設定	平成５年９月３日 第何号	原因　平成５年９月３日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　土地の東南隅の地点を含む水平面を基準として下１０メートルから下３０メートルの間 存続期間　５０年 特約　地上に何トン以上の工作物を設置してはならない 地上権者　何市何町何番地 株式会社東都地下鉄

一　権利変換手続開始の登記　805

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換手続開始	平成何年何月何日 第何号	施行者　何市何町何番地 何マンション建替組合

（注）１　施行マンションが敷地権付き区分建物の場合においては，敷地に記録することを要しない。
２　施行マンションが敷地権付きでない区分建物の場合において，敷地利用権が所有権のときは敷地の甲区に主登記で，敷地利用権が地上権又は賃借権のときは敷地の乙区に付記登記で記録する。
３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第55条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令(平成14年政令第379号)第4条第1項

二　権利変換手続開始の登記の抹消(目的不到達における登記の抹消)　806

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番権利変換手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設立認可取消（、解散、事業廃止又は施行認可取消）

（注）１　権利変換手続開始登記を抹消する記号（下線）を記録する。
２　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第55条第5項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第4条第2項

三　施行再建マンションの敷地についての権利変換の登記
１　施行マンションが敷地権付き区分建物の場合【設例１】
（一）敷地利用権が所有権である場合　807
（施行再建マンション①の敷地１・２）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町二丁目３５番１、３５番地２ 一棟の建物の名称　霞が関マンション 平成２年３月２１日登記
4	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換手続開始	平成１８年７月１４日 第２１号	施行者　何市何町何番地 何マンション建替組合
5	３番登記抹消	余　白	敷地権表示変更により平成１８年７月１４日登記
6	共有者全員持分全部移転	平成１８年７月１４日 第２２号	原因　平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 A 何市何町何番地 何分の何 B ⋮ ⋮
何	４番権利変換手続開始登記抹消	余　白	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第５条第５項の規定により平成１８年７月１４日登記
何	共有者全員持分全部敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町二丁目３５番１、３５番地２ 一棟の建物の名称　何（施行再建マンション名） 平成１９年３月１１日登記

（旧登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項

1	抵当権設定	平成１年６月１５日 第４号	（事項省略）
2	地上権設定	平成５年９月３日 第１７号	（事項省略）
	余　白	余　白	不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により移記閉鎖 不動産の表示　甲市乙町二丁目３５番何の土地 平成１８年７月１４日

（新登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成１年６月１５日 第４号	（事項一部省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位１番の登記を移記 平成１８年７月１４日登記
2	A持分抵当権設定	平成２年５月１日 第７号	原因　平成２年５月１日金銭消費貸借同日設定 （平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 A 抵当権者　何市何町何番地 甲 共同担保　目録(お)第何号 平成１８年７月１４日受付 第２３号
3	B持分抵当権設定	平成２年５月１日 第９号	原因　平成２年５月１日金銭消費貸借同日設定 （平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 B 抵当権者　何市何町何番地 甲 共同担保　目録(お)第何号 平成１８年７月１４日受付 第２４号
4	地上権設定	平成５年９月３日 第１７号	（事項省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位２番の登記を移記 平成１８年７月１４日登記
5	２番３番抵当権抹消	余　白	不動産登記規則第１２３条第２項の規定により 平成１９年３月１１日登記

（注）申請に係る抹消すべき権利の登記がある場合には，その抹消の登記は一括してすることができる。この場合には登記の目的を「何番、何番抵当権、何番地上権抹消」のように記録する。

（二）敷地利用権が地上権又は賃借権である場合　808
（施行再建マンション①の敷地３）
（旧登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	昭和６０年８月１４日 第何号	（事項省略）

2	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　甲市乙町二丁目３５番１、３５番地２ 一棟の建物の名称　霞が関マンション 平成２年３月２１日登記
3	地上権設定	平成５年９月３日 第何号	原因　平成５年９月３日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　土地の東南隅の地点を含む水平面を基準として下１０メートルから下３０メートルの間 存続期間　５０年 特約　地上に何トン以上の工作物を設置してはならない 地上権者　何市何町何番何号 株式会社東都地下鉄
4	２番登記抹消	余　白	敷地権表示変更により平成１８年７月１４日登記
	余　白	余　白	不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により移記閉鎖 不動産の表示　甲市乙町二丁目３２番の土地 平成１８年７月１４日

（注）権利変換手続開始の登記は，建物の登記記録に記録する。

（新登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	昭和６０年８月１４日 第何号	（事項一部省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位１番の登記を移記 平成１８年７月１４日登記
付記１号	１番地上権共有者全員持分全部移転	平成１８年７月１４日 第１００号	原因　平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 甲　某 何市何町何番地 何分の何 乙　某 ⋮
付記２号	１番地上権（甲某持分）抵当権設定	平成１年６月１５日 第何号	原因　平成１年６月１５日金銭消費貸借同日設定（平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 甲　某 抵当権者　何市何町何番地 丙　某 共同担保　目録(あ)第何号 平成１８年７月１４日受付 第１０１号
付記３号	１番地上権（乙某持分）抵当権設定	平成１３年８月２８日 第何号	原因　平成１３年８月２８日金銭消費貸借同日設定（平成１８年７月１４日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 抵当権者　何市何町何番地 丁　某 共同担保　目録(い)第何号

			平成１８年７月１４日受付 第１０２号
2	地上権設定	平成５年９月３日 第何号	（事項一部省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位３番の登記を移記 平成１８年７月１４日登記

2　施行マンションが敷地権付き区分建物でない場合【設例２】
（一）敷地利用権が所有権である場合　809
（施行マンション②の敷地１・２）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５６	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換手続開始	平成１８年３月１日 第４５６号	施行者　何市何町何番地 何マンション建替組合
５７	共有者全員持分全部移転	平成１８年３月１１日 第５００号	原因　平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換 共有者　何市何町何番地 持分何分の何 甲　某 何市何町何番地 何分の何 乙　某 ⋮ ⋮
８９	何番５５番・・・何番差押抹消	平成１８年３月１１日 第５０３号	原因　平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換
９０	C某持分差押	平成６年４月１６日 第２９号	原因　平成６年４月１５日何税務署差押（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権者　財務省 平成１８年３月１１日受付 第５０４号
何	５６番権利変換手続開始登記抹消	余　白	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第５条第５項の規定により平成１８年３月１１日登記

（旧登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成１年６月１５日 第４号	（事項省略）
３２	甲某持分抵当権設定	平成５年７月３０日 第９号	（事項省略）
７３	地上権設定	平成５年９月３日 第９９号	（事項省略）

８４	何番３２番・・・何番抵当権抹消	平成１８年3月１１日 第５０１号	原因　平成１８年3月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換
	余　白	余　白	不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により移記閉鎖 不動産の表示　甲市乙町一丁目２５７番の土地 平成１８年3月１１日

（新登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成1年6月１５日 第4号	（事項一部省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位１番の登記を移記 平成１８年3月１１日登記
何	甲某持分抵当権設定	平成５年７月３０日 第９号	原因　平成５年７月３０日金銭消費貸借同日設定（平成１８年3月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何丁目何番地 甲　某 抵当権者　何市何町何丁目何番地 何　某 共同担保　目録(あ)第何号 平成１８年3月１１日受付 第５０２号
何	地上権設定	平成５年９月３日 第９９号	原因　平成５年９月３日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　土地の東南隅の地点を含む水平面を基準として下１０メートルから下３０メートルの間 存続期間　５０年 特約　地上に何トン以上の工作物を設置してはならない 地上権者　何市何町何番地 丙　某 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位７３番の登記を移記 平成１８年3月１１日

（二）敷地利用権が地上権又は賃借権である場合　810
（施行マンション②の敷地３）
（旧登記記録）

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日設定 目的　鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間　５０年 地代　１平方メートル１年何万円 支払期　毎年年末 地上権者　何市何町何番地 株式会社きなこ建設

付記３１号	１番地上権株式会社きなこ建設持分一部移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 地上権者　何市何町何番地 持分何分の何 甲　某
付記３２号	１番地上権（甲某持分）抵当権設定	平成１年６月１５日 第何号	原因　平成１年６月１５日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何丁目何番何号 甲　某 抵当権者　何市何町何丁目何番何号 丙　某 共同担保　目録(あ)第何号

付記５６号	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換手続開始	平成１８年４月１日 第何号	施行者　何市何町何番地 何マンション建替組合

2	地上権設定	平成５年９月３日 第何号	原因　平成５年９月３日設定 目的　地下鉄道敷設 範囲　土地の東南隅の地点を含む水平面を基準として下１０メートルから下３０メートルの間 存続期間　５０年 特約　地上に何トン以上の工作物を設置してはならない 地上権者　何市何町何番地 株式会社東都地下鉄
3	１番付記３２号１番付記何号抵当権抹消	平成１８年３月１１日 第５０６号	原因　平成何年何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換
4	１番付記５６号権利変換手続開始登記抹消	余　白	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第５条第５項の規定により平成１８年３月１１日登記
	余　白	余　白	不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により移記閉鎖 不動産の表示　何市何町何丁目何番の土地 平成１８年３月１１日

（注）申請に係る抹消すべき権利の登記がある場合には，その抹消の登記は一括してすることができる。この場合には登記の目的を「何番何番抵当権何番地上権抹消」のように記録する。

（新登記記録）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	（一部事項省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位１番の登記を移記 平成１８年３月１１日

付記何号	１番地上権株式会社きなこ建設持分一部移転	昭和何年何月何日 第何号	（一部事項省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位１番付記３１号の登記を移記 平成１８年３月１１日

付記何号	１番地上権共有者全員持分全部移転	平成１５年７月１４日 第５０５号	原因　平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換 地上権者　何市何町何番地

			持分何分の何 甲　某 何市何町何番地 何分の何 乙　某 …… ……
2	地上権設定	平成５年９月３日 第何号	（一部事項省略） 不動産登記令第４条の特例等を定める省令第１８条第１項の規定により順位２番の登記を移記 平成１８年３月１１日

四　施行再建マンションについての権利変換の登記

1　施行再建マンションの利用権が所有権である場合　811

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成１８年３月１１日 第３００号	所有者　何市何町何番地 何　某
2	差押	平成３年９月１８日 第何号	原因　平成３年９月１７日何地方裁判所（支部）差押命令（平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権者　何市何町何番地 何　某 平成１８年３月１１日受付 第３０１号

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成２年５月１日 第何号	原因　平成２年５月１日金銭消費貸借同日設定（平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某 共同担保　目録(あ)第何号 平成１８年３月１１日受付 第３０２号

2　施行再建マンションの利用権が賃借権である場合　812

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成１年１１月１日 第何号	原因　平成１年１１月１日設定（平成１８年３月１１日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利変換） 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某 平成１８年３月１１日受付 第３０３号

第二十六　　マンション敷地売却に関する登記

一　代位登記(所有権の登記名義人の住所変更の登記の場合)　813

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地 代位者　何市何町何番地 　何マンション敷地売却組合 代位原因　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第２条

二　分配金取得手続開始の登記　814

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による分配金取得手続開始	平成何年何月何日 第何号	実施者　何市何町何番地 　何マンション敷地売却組合

（注）１　売却マンションが敷地権付き区分建物の場合においては，当該敷地に記録することを要しない。
　　２　売却マンションが敷地権付きでない区分建物の場合において，敷地利用権が所有権のときは敷地の甲区に主登記で，敷地利用権権が地上権又は賃借権のときは敷地の乙区に付記登記で記録する。
　　３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第9条第1項

三　分配金取得手続開始の登記の抹消(設立認可取消の場合)　815

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番分配金取得手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設立認可取消

（注）１　組合が総会の決議又は事業の完了若しくはその完了の不能の認可を受けて解散した場合には，登記の原因は「平成何年何月何日解散」とする。
　　２　分配金取得手続開始登記を抹消する記号（下線）を記録する。
　　３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第5項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第9条第2項

四　権利消滅期日後の登記

１　建物の表題登記(共用部分である旨を定めた規約の効力喪失)　816

表　題　部　（専有部分の建物の表示）				不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町二丁目　３５番１の１０１			余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
集会所	鉄筋コンクリート造１階建	１階部分	４２　５３	昭和５６年５月１日新築 〔昭和５６年５月２９日〕	
余　白	余　白	余　白		昭和５６年６月１日規約設定 共用部分 〔昭和５６年６月３０日〕 平成２８年３月３１日共用部分の規約の効力喪失 〔平成２８年４月２８日〕	
所　有　者	何市何町何番地　何　某 何市何町何番地　何マンション敷地売却組合				

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第1号

2　所有権の保存の登記（１で表題登記をした建物に対するもの）　817

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第2号

3　所有権の移転の登記　818

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属 所有者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第3号

4　地上権の移転の登記　819

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番地上権共有者全員持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属 地上権者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第4号

5　所有権以外の登記の抹消（買戻権，差押え，抵当権及び根抵当権の登記を抹消する場合）　820

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号買戻権、何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利消滅

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番、何番抵当権、何番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利消滅

（注）１　申請に係る抹消すべき権利の登記がある場合には，その抹消の登記は一括してすることができる。この場合には，登記の目的を「何番、何番抵当権、何番根抵当権抹消」のように記録する。
２　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第5号

6　分配金取得手続開始の登記の職権抹消　821

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番分配金取得手続開始登記抹消		マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第１０条第５項の規定により平成何年何月何日登記

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第5項

7　建物の表題登記の変更の登記　822

専有部分の家屋番号	（事項省略）				
表　題　部　（一棟の建物の表示）		調製	余　白	所在図番号	余　白
（事項一部省略）					
表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡		登　記　の　日　付
1	甲市乙町二丁目３５番１	宅地	５９９	２７	昭和５６年５月２８日 平成２８年４月２８日敷地権表示 登記全部抹消同日
2	甲市乙町二丁目３５番２	宅地	２６６	１７	昭和５６年５月３１日 平成２８年４月２８日敷地権表示 登記全部抹消同日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
（事項一部省略）				
表　題　部　（敷地権の表示）				
①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	１０００分の２０	昭和５６年５月１日敷地権 〔昭和５６年５月２９日〕 平成２８年３月３１日非敷地権 〔平成２８年４月２８日〕	
2	地上権	１０００分の２０	昭和５６年５月１日敷地権 〔昭和５６年５月２９日〕 平成２８年３月３１日非敷地権 〔平成２８年４月２８日〕	

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第6号

（一）所有権敷地権である場合　823

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
3	所有権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番 一棟の建物の名称　何マンション 昭和５６年５月２９日登記
4	３番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成２８年４月２８日登記
5	所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合 ４番登記により平成２８年４月２８日登記

（二）地上権敷地権である場合　824

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	地上権設定	（事項省略）	（事項省略）

付記１号	１番地上権登記	余　白	地上権者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合 ３番登記により平成２８年４月２８日登記
2	１番地上権敷地権	余　白	建物の表示　何市何町何番 一棟の建物の名称　何マンション 昭和５６年５月２９日登記
3	２番登記抹消	余　白	敷地権表示変更登記により平成２８年４月２８日登記

8　建物の分割の登記(区分建物である甲建物の附属建物を分割して乙建物とする場合)　825
(甲建物)

表　題　部　(専有部分の建物の表示)				不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
(事項一部省略)					
表　題　部　(附属建物の表示)					
符号	①種類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造かわらぶき平家建	１３５	００	昭和５６年５月１日新築 〔昭和５６年５月２９日〕 ３５番２に分割 〔平成２８年４月２８日〕

(乙建物)

表　題　部　(主である建物の表示)		調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白				
所　　在	甲市乙町二丁目　３５番地２			余　白	
家屋番号	３５番２			余　白	
①　種　類	②　構　　造	③　床　　面　　積　　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	木造かわらぶき平家建	１３５	００	乙町二丁目３５番１の１０２から分割 〔平成２８年４月２８日〕	

権　利　部　(甲区)　　(所有権に関する事項)			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属 所有者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合 順位何番の登記を転写 平成何年何月何日受付 第何号

(注) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第7号

9　建物の合併の登記　826
(合併前の建物の表題部)

専有部分の家屋番号	３５－１－１０１（一部事項省略）				
表　題　部　(一棟の建物の表示)		調製	余　白	所在図番号	余　白
所　　在	甲市乙町二丁目　３５番地１、３５番地２			余　白	
建物の名称	何マンション			余　白	
①　構　　造	②　床　　面　　積　　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根８階建	1階 2階	４１７ ６３８	２７ ０３	〔昭和５６年５月２９日〕	

		3階　６３８　０３ 4階　６３８　０３ 5階　６３８　０３ 6階　６３８　０３ 7階　６３８　０３ 8階　６３８　０３	
余　白	余　白		マンションの建替え等の円滑化に関する法律による合併 〔平成２８年４月２８日 同日閉鎖〕

表　題　部　（専有部分の建物の表示）			不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
家屋番号	乙町二丁目　３５番の１の２０１		余　白	
建物の名称	何マンション		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	２階部分　７２　５３	昭和５６年５月１日新築 〔昭和５６年５月２９日〕	
余　白	余　白	余　白	３５番１の１０１、（一部事項省略）、３５番１の８０８と合併 〔平成２８年４月２８日〕	
余　白	余　白	余　白	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による合併により合併後の３５番１の登記記録に移記	

（合併後の建物の表題部）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	余　白	不動産番号	１２３４５６７８９０１２３
所在図番号	余　白			
所　在	甲市乙町二丁目　３５番地１、３５番地２		余　白	
家屋番号	３５番１		余　白	
①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根８階建	1階　４１７　２７ 2階　６３８　０３ 3階　６３８　０３ 4階　６３８　０３ 5階　６３８　０３ 6階　６３８　０３ 7階　６３８　０３ 8階　６３８　０３	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による合併により３５番１の１０１、（一部事項省略）、３５番１の８０８の登記記録から移記 〔平成２８年４月２８日〕	

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	合併による所有権登記	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何マンション敷地売却組合

（注）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項，マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第10条第2項第8号

第二十七　　密集市街地における防災街区整備事業に関する登記

一　権利変換手続開始の登記　827

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	密集市街地における防災街区の整備	平成何年何月何日	施行者　何市何町何番地

	の促進に関する法律による権利変換手続開始	第何号	何防災街区整備事業組合

（注）所有権以外の権利についてする場合は，付記登記でする。

二　権利変換手続開始の登記の抹消　828

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番権利変換手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設立認可取消（解散又は施行認可取消）

三　施行地区内の土地についての権利変換の登記　829

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第１００号	共有者　何市何町何番地 持分何分の何 甲　某 何市何町何番地 何分の何 乙　某 何市何町何番地 何分の何 丙　某 ⋮ ⋮

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第１０１号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定（平成何年何月何日密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某 共同担保　目録(あ)第何号

四　新建物についての権利変換の登記　830

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第１００号	所有者　何市何町何番地 甲　某

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第１０１号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定（平成何年何月何日密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による権利変換） 債権額　金何万円 利息　年何% 損害金　年何%

			債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某 共同担保　目録(あ)第何号

第二十八　農業経営基盤強化促進事業に関する登記

一　代位による所有権の保存の登記　831

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 　何　某 代位者　何市町村 代位原因　農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第２条

二　代位による所有権の移転の登記　832

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 所有者　何市何町何番地 　何　某 代位者　何市町村 代位原因　農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第２条

三　所有権の移転の登記　833

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日農業経営基盤強化促進法による売買 所有者　何市何町何番地 　何　某

第二十九　更正許可(記入承認)に関する登記

一　更正許可による場合

1　登記名義人の住所の変更の登記に誤りがある場合　834

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番登記名義人住所変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地
付記２号	何番登記名義人住所更正	余　白	住所　何市何町何番地 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

2　所有権の移転の登記に誤りがある場合(更正事項が複数ある場合)　835

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	何番所有権更正	余　白	原因　平成何年何月何日贈与 氏名　何　某 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

3　登記の目的に誤りがある場合　836

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者 　何市何町何番地 　持分２分の１ 　甲　某 　何市何町何番地 　２分の１ 　乙　某
３	乙某持分一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 　持分２分の１ 　丙　某
付記１号	３番所有権更正	余　白	登記の目的　乙某持分全部移転 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

4　更正の登記により更正した登記の目的を再度更正する場合　837

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	何番所有権更正	余　白	登記の目的　甲某持分全部移転 （事項一部省略）
付記２号	何番所有権更正	余　白	登記の目的　乙某持分全部移転 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

5　受付年月日に誤りがある場合　838

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	（事項省略）
付記１号	何番所有権更正	余　白	受付年月日　平成何年何月何日 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付

			第何号により登記

6　承役地の範囲に誤りがある場合　839

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	地役権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　通行 範囲　東側２０平方メートル 要役地　何市何町何番地 地役権図面第何号
付記１号	何番地役権更正	余　白	範囲　東側３０平方メートル 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

7　特約を遺漏している場合　840

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　３年 賃借権者　何市何町何番地 何　某
付記１号	何番賃借権更正	余　白	特約　譲渡、転貸ができる 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

8　同順位の抵当権設定の登記を異順位でしている場合　841

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１(あ) 1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
１(い) 2	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
2 3	地上権設定	（事項省略）	（事項一部省略）
3 4	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
4	１番を１番(あ)抵当権登記、２番を１番(い)抵当権登記、３番を２番地上権登記、４番を３番根抵当権登記に順位番号更正	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

9　主登記で登記すべき抵当権の債権額増額の登記を付記登記でしている場合　842

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
3 1 付記１号	１番抵当権変更	（事項省略）	（事項省略）
4	１番付記１号を３番抵当権変更登記に順位番号更正	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

10　被担保債権の発生原因日付に誤りがある場合　843

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日保証契約による求償債権同日設定 （事項一部省略）
付記１号	何番抵当権更正	余　白	原因　平成何年何月何日保証契約による求償債権同日設定 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

11　債権の範囲を遺漏している場合　844

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	根抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 極度額　金何万円 債務者　何市何町何番地 何　株　式　会　社 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
付記１号	何番根抵当権更正	余　白	債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

12　抹消すべきでない(根)抵当権を誤って抹消している場合　845

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会

1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会 平成何年何月何日登記
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
3	１番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済
4	１番根抵当権回復	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

13　共有持分を目的とする抵当権を不動産全部を目的とする抵当権と誤っている場合　846

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	何番抵当権更正	余　白	登記の目的　甲某持分抵当権設定 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

14　分筆(分割)登記の際，抵当権消滅承諾の付記登記を遺漏している場合　847

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	分筆後の５番２の土地につき何番抵当権消滅	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

15　共に権利の目的である旨の記録を遺漏している場合　848

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 乙　某 抵当権者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	何番抵当権更正	余　白	共同担保　目録(あ)第３１１号 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第３１１号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記
2	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記

16　一個の物件に追加する場合に共同担保の旨の付記登記を遺漏している場合　849

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某
付記１号	何番抵当権担保追加	余　白	共同担保　目録(あ)第３１１号 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第３１１号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番の土地	1	余　白
3	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記

17　取扱店の記録に誤りがある場合(又は遺漏している場合)　850

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相互掛金契約同年同月同日設定 債権額　金何万円 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　株　式　会　社　何　相　互　銀　行 　（取扱店　何支店）
付記１号	何番抵当権更正	余　白	取扱店　何支店 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

18　担保権の実行としての担保不動産競売による売却の登記の際，差押えの登記の抹消を遺漏している場合　851

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	差押	（事項省略）	（事項省略）
4	差押	（事項省略）	（事項省略）
5	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日競売による売却 所有者　何市何町何番地 何　某
6	３番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日競売による売却
7	４番差押登記抹消	余　白	平成何年何月何日５番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第３２条の規定により抹消 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

19　共同担保目録の番号に誤りがある場合　852

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 連帯債務者 何市何町何番地 乙　某 何市何町何番地 甲　某 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行 共同担保　目録(あ)第３１１号
付記１号	何番抵当権更正	余　白	共同担保　目録(あ)第３１１０号 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第３１１号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記
2	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記
	余　白	余　白	平成何年何月何日全部抹消

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第３１１０号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備

1	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記
2	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記

20　共同担保目録中，追加された他管物件の表示に誤りがある場合　853

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第２号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	甲市乙町　３８番５の土地	2	余　白
2	甲市乙町三丁目　７番地１　家屋番号　７番の建物	1	余　白
3	何法務局　何出張所 丙市丁町　２４７番１の土地 丙市丁町　２４７番３の土地	余　白	平成何年何月何日受付第何号追加 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記

21　仮登記に基づく本登記の際，仮登記に後れる登記の抹消を遺漏している場合　854

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転仮登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 権利者　何市何町何番地 何　某
	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日贈与 所有者　何市何町何番地 何　某
4	３番所有権抹消	余　白	２番仮登記の本登記につき 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

二　記入承認による場合

1　申請のあった所有権移転の登記の全部を遺漏している場合　855

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の承認 平成何年何月何日登記

2　工場財団に属すべき登記及び属した旨の登記を遺漏している場合　856

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 何　株　式　会　社
2	本物件は工場財団に属すべきものとしてその財団につき所有権保存の登記の申請があった	平成何年何月何日 第何号	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の承認 平成何年何月何日登記
3	本物件は工場財団に属した	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の承認 平成何年何月何日登記

3　登記の抹消を全部遺漏している場合　857

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地　株　式　会　社 何　商　会 平成何年何月何日登記
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	１番根抵当権抹消	（事項省略）	（事項省略）
4	１番根抵当権回復	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記
5	２番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の承認 平成何年何月何日登記

三　移記・転写に関する更正

1　分筆転写の際，抵当権の設定の登記を全部遺漏している場合　858

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何% 債務者　何市何町何番地 何　某 抵当権者　何市何町何番地 何　某 順位何番の登記を転写 共同担保　目録(あ)第３１１号 平成何年何月何日受付 第何号 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

共　同　担　保　目　録			
記号及び番号	(あ)第３１１号	調製	平成何年何月何日

番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　　備
1	何市何町　何番の土地	1	余　白
2	何市何町　何番の土地	1	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局

			長の更正許可 平成何年何月何日受付第何号により登記

2　コンピュータ移記の際，抵当権の登記を全部遺漏している場合　859

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額　金何万円 利息　年何％ 損害金　年何％ 債務者　何市何町何番地 　何　某 抵当権者　何市何町何番地 　何　某 順位何番の登記を移記 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

3　移記すべき(根)抵当権の登記が複数ある場合に先順位(根)抵当権を遺漏している場合　860

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (2)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項省略） 移記前の順位何番の登記を移記 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記
2 (1)	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	１番を２番抵当権登記、２番を１番根抵当権登記に順位番号更正	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

4　現に効力を有しない登記を移記したため現に効力を有する登記を遺漏している場合　861

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	（事項省略）	（事項省略） 順位２番の登記を移記 平成何年何月何日受付 第何号
2	１番所有権抹消	余　白	平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局 　長の更正許可 平何年何月何日受付 第何号により登記
3	所有権移転	（事項省略）	所有者　何市何町何番地 　何　某 ２番の登記をしたので順位何番の登記を移記 平成何年何月何日登記

四　登記の抹消に関する更正

1　登記の抹消の際，誤って抹消すべきでない登記に抹消記号（下線）を付した場合　862

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） １番抵当権登記の抹消誤りにつき改記
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項省略）
3	２番抵当権抹消	（事項省略）	（事項省略）

2　抹消登記の目的中，抹消すべき登記の順位番号を誤っている場合　863

権　利　部　（乙区）　　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
1	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会 １番抵当権登記の抹消誤りにつき改記
2	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
3	１番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日弁済 （事項一部省略）
付記１号	３番抹消登記更正	余　白	登記の目的　２番抵当権抹消 平成何年何月何日登記官の過誤につき何法務局長の更正許可 平成何年何月何日受付 第何号により登記

五　包括許可による承認(平成17年4月18日付け法務省民二第1009号民事局長通達第2)の場合　864

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日共有物分割による交換 所有者　何市何町何番地 何　某
付記１号	何番登記名義人住所、氏名更正	余　白	住所氏名　何市何町何番地 何　某 平成何年何月何日受付 第何号 登記官の過誤につき職権更正

第三十　その他の登記

一　予告登記の職権抹消(規則附則第18条の規定による場合)　865

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日売買

		第何号	所有者　何市何町何番地 何　某
3	２番所有権抹消予告登記	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日何地方裁判所（支部）へ訴提起
4	３番予告登記抹消	余　白	不動産登記規則附則第１８条の規定により抹消 平成何年何月何日受付 第何号により登記